

学 生 便 覧

2025（令和7）年度

神戸大学国際人間科学部

目 次

・沿革略史

・令和7年度 授業及び教務関係予定表

I 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- 1 神戸大学学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）…………… 3
- 2 国際人間科学部学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）…………… 4

II 教学規則・共通細則・大学教育推進機構規則等

- 1 神戸大学教学規則…………… 9
- 2 神戸大学共通細則…………… 44
- 3 神戸大学学位規程…………… 51
- 4 神戸大学学生表彰規程…………… 65
- 5 神戸大学学生懲戒規則…………… 67
- 6 神戸大学大学教育推進機構規則等…………… 71
 - (1) 神戸大学大学教育推進機構規則…………… 71
 - (2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則…………… 79
 - (3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則…………… 84
 - (4) 追試験に関する内規…………… 85
 - (5) 神戸大学大学教育推進機構教養教育院における成績評価基準に関する内規…………… 86
 - (6) 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について…………… 87
 - (7) 協定に基づき留学する学生の定期試験の取扱いに関する申合せ…………… 89
 - (8) 全学共通授業科目における GPA の対象外科目について…………… 90
 - (9) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ…………… 91
- 7 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程…………… 104

III 学部規則等

- 1 神戸大学国際人間科学部規則…………… 109
- 2 神戸大学国際人間科学部聴講生規程…………… 139
- 3 神戸大学国際人間科学部科目等履修生規程…………… 141
- 4 神戸大学国際人間科学部外国人特別学生入学選考規程…………… 143
- 5 神戸大学国際人間科学部特別聴講学生に関する内規…………… 144
- 6 神戸大学国際人間科学部履修科目の登録の上限に関する内規…………… 145
- 7 入学前の既修得単位の認定に関する内規…………… 146
- 8 神戸大学国際人間科学部留学に関する内規…………… 148
- 9 外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定に関する内規…………… 149
- 10 留学する学生の国際人間科学部における定期試験の取扱いに関する申合せ…………… 150
- 11 神戸大学国際人間科学部の成績評価基準に関する内規…………… 151
- 12 国際人間科学部開講の授業科目における学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ…………… 152
- 13 国際人間科学部における成績不振学生への修学指導についての申合せ…………… 153
- 14 試験等における不正行為等に対する成績の措置についての取扱い…………… 154
- 15 神戸大学国際人間科学部転学科に関する内規…………… 156
- 16 神戸大学国際人間科学部早期卒業に関する内規…………… 157
- 17 神戸大学国際人間科学部インターンシップ実習に関する内規…………… 159
- 18 神戸大学国際人間科学部海外外国語実習に関する内規…………… 160

19	神戸大学国際人間科学部フィールドワーク実習に関する内規	161
20	外国人留学生のための日本語科目修得についての内規	162
21	神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム実施要領	163
22	神戸大学国際人間科学部第3年次編入学に係る既修得単位の認定に関する内規	167
23	交通機関の運休, 気象警報の発表, 避難指示・緊急安全確保の発令時における授業, 定期試験の休講措置について	169

IV 学部（履修等）

1	履修方法及び履修に関する心得	173
(1)	履修のあり方について	173
(2)	授業科目及び履修要件について	173
(3)	科目ナンバリングの導入について	173
(4)	履修手続きについて	175
(5)	試験及び単位修得について	175
(6)	定期試験受験上の注意事項	175
(7)	追試験について	176
(8)	成績評価について	176
(9)	「GPA」及び履修取消制度について	176
(10)	卒業研究について	179
(11)	わからないことや困ったことがあるとき	181
2	学科ごとの履修要件	182
3	資格免許のための科目	205
4	教育職員免許状取得に関する履修要項	207
5	教育職員免許以外の資格について	231
(1)	学芸員の資格に関する科目	231
(2)	社会教育主事の資格に関する科目	232
(3)	社会福祉主事任用資格に関する科目	233
(4)	公認心理師受験資格に関する科目	234

V 学生関係

1	学生生活上の周知事項について	239
(1)	学生への通知等について	239
(2)	諸手続きについて	239
(3)	遵守事項・注意事項について	239
(4)	キャンパス内の施設の利用について	240
(5)	その他	242
	・国際人間科学部所在地及び電話番号	245
	・国際人間科学部教員名簿	246
	・鶴甲第一キャンパス配置図	251
	・鶴甲第二キャンパス配置図	258
	・附属学校配置図	258

沿革略史

平成 29 年（2017 年）4 月，国際文化学部と発達科学部を再編統合し，国際人間科学部を設置しました。

○国際文化学部・国際文化学研究科

年 月	沿 革
大正 12 年（1923 年）	官立姫路高等学校設置
昭和 24 年（1949 年）	神戸教養課程設置
昭和 38 年（1963 年）	神戸大学教養部設置
平成 4 年（1992 年）	神戸大学教養部を改組し，神戸大学国際文化学部設置
平成 9 年（1997 年）	神戸大学大学院教育学研究科を改組し，神戸大学大学院総合人間科学研究科修士課程設置
平成 11 年（1999 年）	神戸大学大学院総合人間科学研究科博士課程設置
平成 17 年（2005 年）	神戸大学国際文化学部改組
平成 19 年（2007 年）	神戸大学大学院総合人間科学研究科を改組し，神戸大学大学院国際文化学研究科設置

○発達科学部・人間発達環境学研究科

年 月	沿 革
明治 7 年（1874 年）	兵庫県師範伝習所設置
昭和 24 年（1949 年）	兵庫師範学校と兵庫青年師範学校を統合し，神戸大学教育学部設置
昭和 56 年（1981 年）	神戸大学大学院教育学研究科修士課程設置
平成 4 年（1992 年）	神戸大学教育学部を改組し，神戸大学発達科学部設置
平成 9 年（1997 年）	神戸大学大学院教育学研究科を改組し，神戸大学大学院総合人間科学研究科修士課程設置
平成 11 年（1999 年）	神戸大学大学院総合人間科学研究科博士課程設置
平成 17 年（2005 年）	神戸大学発達科学部改組
平成 19 年（2007 年）	神戸大学大学院総合人間科学研究科を改組し，神戸大学大学院人間発達環境学研究科設置

平成 29 年（2017 年）	神戸大学国際文化学部と発達科学部を再編統合し，神戸大学国際人間科学部を設置
-----------------	---------------------------------------

令和7年(2025)年度 授業及び教務関係予定表(国際人間科学部)

前期

※変更する場合があります。

日	月	火	水	木	金	土	行事
		1	2	3	4	5	入学式
4月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			
5月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
6月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					
7月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
8月					1	2	
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
9月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

○数字は授業回数を示す。(例:①=1回目)
 上段はクォーター開講科目、下段はセメスター開講科目

(※)授業・定期試験期間に気象警報の発表等により
 休講・試験中止となった場合の補講・試験実施日

<月別授業日数表(授業・定期試験期間を含む)>

【1Q】

	4月	5月	6月	計
月	3	4	1	8
火	3	4	1	8
水	4	3	1	8
木	3	4	1	8
金	3	5	0	8
計	16	20	4	40

【前期】

	4月	5月	6月	7月	8月	計
月	3	4	5	3	0	15
火	3	4	4	4	0	15
水	4	3	4	4	0	15
木	3	4	4	4	0	15
金	3	5	3	4	0	15
計	16	20	20	19	0	75

【2Q】

	6月	7月	8月	計
月	4	3	1	8
火	3	5	0	8
水	3	5	0	8
木	3	5	0	8
金	3	4	1	8
計	16	22	2	40

授業時間及び時間割(1時限あたり90分授業)

1 限: 8:50 ~ 10:20
2 限: 10:40 ~ 12:10
昼休み
3 限: 13:20 ~ 14:50
4 限: 15:10 ~ 16:40
5 限: 17:00 ~ 18:30
6 限: 18:50 ~ 20:20

令和7年(2025)年度 授業及び教務関係予定表(国際人間科学部)

後期

※変更する場合があります。

日	月	火	水	木	金	土	行事	
			1 ①	2 ①	3 ①	4	・9/29(月)～10/15(水) 後期・3Q・4Q履修登録期間 ・10/1(水) 後期開始、後期・3Q授業開始	
5	6 ①	7 ①	8 ②	9 ②	10 ②	11	・10/13(月)「スポーツの日」 ・10/15(水)月曜日の授業実施日	
12	13	14 ②	15 月② 月②	16 ③	17 ③	18	・10/16(木)～10/22(水) 後期・3Q履修取消期間 ・10/20(月)卒業研究届提出期限	
19	20 ③	21 ③	22 ③	23 ④	24 ④	25		
26	27 ④	28 ④	29 ④	30 ⑤	31 ⑤			
						1	・11/3(月)「文化の日」 ・11/6(木)月曜日の授業実施日	
2	3	4 ⑤	5 ⑤	6 月⑤ 月⑤	7 予備日	8	・11/7(金)授業予備日(※1) ・11/23(日)「勤労感謝の日」・11/24(月)「振替休日」 ・11/25(火)～12/1(月) 授業・定期試験期間(3Q)	
9	10 ⑥	11 ⑥	12 ⑥	13 ⑥	14 ⑥	15		
16	17 ⑦	18 ⑦	19 ⑦	20 ⑦	21 ⑦	22		
23	24	25 ⑧	26 ⑧	27 ⑧	28 ⑧	29		
30								
	1 ⑧	2 予備日	3 ①	4 ①	5 ①	6	・12/2(火) 授業・定期試験期間(3Q)の予備日(※2) ・12/3(水)4Q授業開始 ・12/17(水)～12/23(火) 4Q履修取消期間	
7	8 ⑨	9 ⑨	10 ⑨	11 ⑨	12 ⑨	13		
14	15 ⑩	16 ⑩	17 ⑩	18 ⑩	19 ⑩	20		
21	22 ⑪	23 ⑪	24 ⑪	25 ⑪	26 ⑪	27		
28	29	30	31					
				1	2	3	・1/12(月)「成人の日」 ・1/14(水)月曜日の授業実施日	
4	5 ⑫	6 ⑫	7 ⑬	8 ⑬	9 ⑬	10	・1/15(木)授業予備日(※1) ・1/16(金) 大学入学共通テスト準備(休講) ・1/17(土) 1/18(日) 大学入学共通テスト	
11	12	13 ⑭	14 月⑭ 月⑭	15 予備日	16 休講	17	・1/19(月) 附屬中等教育学校入学試験(休講) ・1/20(火) 卒業論文提出期限(3月卒業予定者)	
18	19 休講	20 ⑮	21 ⑮	22 ⑮	23 ⑮	24		
25	26 ⑯	27 ⑯	28 ⑯	29 ⑯	30 ⑯	31		
	1 ⑰	2 ⑰	3 ⑱	4 ⑱	5 ⑱	6 ⑱	7	・2/3(火)～2/9(月) 授業・定期試験期間(4Q) ・2/10(火) 授業・定期試験期間(後期・4Q)の予備日(※2)
8	9 ⑲	10 予備日	11	12	13	14	・2/11(水)「建国記念の日」 ・2/23(月)「天皇誕生日」	
15	16	17	18	19	20	21		
22	23	24	25	26	27	28		
	1	2	3	4	5	6	7	・3/9(月) 後期・3Q・4Q成績発表、来年度の時間割等公表
8	9	10	11	12	13	14	・3/20(金)「春分の日」	
15	16	17	18	19	20	22	・3月下旬 次年度CAP制適用除外者決定	
22	23	24	25	26	27	29	・3/25(水) 学位記授与式	
29	30	31					・3/31(火) 後期終了	

注) ○数字は授業回数を示す。(例:①=1回目)
上段はクォーター開講科目、下段はセメスター開講科目

(※1)気象警報の発表等により休講となった場合の補講実施日

(※2)授業・定期試験期間に気象警報の発表等により休講・試験中止となった場合の補講・試験実施日

<月別授業日数表(授業・定期試験期間を含む)>

【3Q】

	10月	11月	12月	計
月	4	3	1	8
火	4	4	0	8
水	4	4	0	8
木	5	3	0	8
金	5	3	0	8
計	22	17	1	40

【後期】

	10月	11月	12月	1月	2月	計
月	4	3	4	3	1	15
火	4	4	3	4	0	15
水	4	4	4	3	0	15
木	5	3	4	3	0	15
金	5	3	4	3	0	15
計	22	17	19	16	1	75

【4Q】

	12月	1月	2月	計
月	3	3	2	8
火	3	4	1	8
水	4	3	1	8
木	4	3	1	8
金	4	3	1	8
計	18	16	6	40

授業時間及び時間割(1時限あたり90分授業)

1 限: 8:50 ~ 10:20
2 限: 10:40 ~ 12:10
昼休み
3 限: 13:20 ~ 14:50
4 限: 15:10 ~ 16:40
5 限: 17:00 ~ 18:30
6 限: 18:50 ~ 20:20

Ⅰ 学位授与の方針 （ディプロマ・ポリシー）

1 神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学は、その固有の使命と社会的・歴史的・地域的役割を認識し、国民から負託された責務を遂行するために、神戸大学教育憲章を定めた。本学は、この神戸大学教育憲章に基づき、学士の学位授与に関する方針を以下のように定める。

1. 本学は、本学のすべての学生に共通する学修の目的を、人間性、創造性、国際性、専門性の修得とし、その目標を以下の能力等を身につけることとする。
 - ・高い倫理性と、知性、理性及び感性の調和した豊かな教養(人間性)
 - ・伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ、自ら課題を設定し、創造的に解決できる能力(創造性)
 - ・多様な価値観を尊重し異文化を深く理解する力と、それを支える優れたコミュニケーション力(国際性)
 - ・それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担うことのできる、深い学識と高度な専門技能(専門性)

2. 本学は、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対して、学士の学位を授与する。

2 国際人間科学部 学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)

神戸大学国際人間科学部は、グローバルイシュー（現代社会が地球規模での協働を通して取り組まなければならない課題）を深い人間理解と他者への共感をもって解決し、世界の人々が多様な境界線を越えて共存できる「グローバル共生社会」の実現に貢献する「協働型グローバル人材」を養成することを目的としている。この教育の目的を達成するため本学部は、神戸大学が定める学位授与に関する方針に基づき、以下のように学位授与に関する方針を定める。

グローバル文化学科 学士（学術）

1. 本学部は、グローバル文化学科における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
 - グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - 外国語や ICT を使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力
 - グローバルイシューを異文化理解の観点から理解する能力
 - グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力
 - グローバル文化形成、グローバル社会動態、グローバル・コミュニケーションに関する幅広い知識と専門的能力
2. 本学部は、学士（学術）の学位を授与するための卒業の要件を、本学の所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得することとする。

発達コミュニティ学科 学士（学術）

1. 本学部は、発達コミュニティ学科における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
 - グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - 外国語や ICT を使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力
 - グローバルイシューを人間発達及び人間科学の観点から理解する能力
 - グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力
 - 発達基礎、コミュニティ形成に関する幅広い知識と専門的能力
2. 本学部は、学士（学術）の学位を授与するための卒業の要件を、本学の所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得することとする。

環境共生学科 学士（学術）

1. 本学部は、環境共生学科における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
 - グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - 外国語や ICT を使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力
 - グローバルイシューを環境共生の観点から理解する能力
 - グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力
 - 環境基礎科学、環境形成科学に関する幅広い知識と専門的能力
2. 本学部は、学士（学術）の学位を授与するための卒業の要件を、本学の所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得することとする。

子ども教育学科 学士（教育学）

1. 本学部は、子ども教育学科における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
 - グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - 外国語や ICT を使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力
 - グローバルイシューを人間発達及び次世代育成の観点から理解する能力
 - 現代社会の文化的多様性を尊重したより実践的な子ども教育に取り組む能力
 - グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力
 - 学校教育学、乳幼児教育学に関する幅広い知識と専門的能力
2. 本学部は、学士（教育学）の学位を授与するための卒業の要件を、本学の所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得することとする。

子ども教育学科 学士（学術）

1. 本学部は、子ども教育学科における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
 - グローバルイシューを構成する諸課題を発見する批判的・合理的思考力
 - 外国語や ICT を使いこなす多様なコミュニケーション能力と情報収集・分析能力
 - グローバルイシューを人間発達及び次世代育成の観点から理解する能力
 - グローバルイシューの解決に向けて、他者と協働しつつ、リーダーシップを発揮する行動力
 - 学校教育学、乳幼児教育学に関する幅広い知識と専門的能力
2. 本学部は、学士（学術）の学位を授与するための卒業の要件を、本学の所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得することとする。

II 教学規則・共通細則・
大学教育推進機構規則等

1 神戸大学教学規則

(平成16年4月1日制定)

目 次

第1章	総 則
第1条	趣 旨
第2条	教 育 憲 章
第3条	学 部
第4条	大 学 院
第5条	乗 船 実 習 科
第6条	収 容 定 員
第7条	学 年 期
第8条	学 期
第9条	休 業 日
第2章	学 部
第1節	入 学
第10条	入 学 許 可
第11条	早 期 入 学
第12条	入 学 期
第13条	編 入 学
第14条	転 入 学
第15条	再 入 学
第16条	入 学 志 願
第17条	入 学 手 続
第18条	入学料の免除
第19条	入学料の徴収猶予等
第20条	死亡等による入学料の免除
第21条	宣 誓
第2節	修業年限，教育課程，課程の履修等
第22条	修 業 年 限
第23条	修業年限の通算
第24条	在 学 年 限
第25条	教 育 課 程
第26条	授業科目の区分
第27条	授 業 の 方 法
第28条	履修方法及び試験
第29条	履修科目の登録の上限
第30条	成績評価基準
第31条	単 位 の 授 与
第32条	単 位 の 基 準

第 33 条	他学部の授業科目の履修
第 34 条	他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第 34 条の 2	休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
第 35 条	大学以外の教育施設等における学修
第 36 条	入学前の既修得単位等の認定
第 37 条	編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第 38 条	転 学 部
第 39 条	転 学 科
第 3 節	留学及び休学
第 40 条	留 学
第 41 条	休 学 の 許 可
第 42 条	休 学 の 解 除
第 43 条	休 学 の 命 令
第 44 条	休学期間の取扱い
第 4 節	退学及び除籍
第 45 条	退 学
第 46 条	疾病等による除籍
第 47 条	入学科等未納による除籍
第 5 節	卒業要件及び学士の学位
第 48 条	卒 業 要 件
第 49 条	学士の学位授与
第 6 節	授 業 料
第 50 条	授業料の納期
第 51 条	授業料の免除
第 52 条	授業料の徴収猶予及び月割分納
第 53 条	休学者の授業料
第 54 条	退学者等の授業料
第 7 節	賞 罰
第 55 条	表 彰
第 55 条の 2	懲 戒
第 3 章	大 学 院
第 1 節	入 学
第 56 条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第 57 条	修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
第 58 条	後期課程及び独立後期課程の入学資格
第 59 条	医学研究科の博士課程の入学資格
第 60 条	医学研究科の博士課程への早期入学
第 61 条	進 学

第 62 条	選 考 方 法
第 2 節	修業年限, 教育方法, 修了要件等
第 63 条	標準修業年限
第 64 条	教育方法等
第 65 条	他大学大学院等の研究指導
第 66 条	研究指導のための留学
第 67 条	修士課程及び前期課程の修了要件
第 68 条	博士課程の修了要件
第 69 条	専門職学位課程の修了要件
第 70 条	学位論文及び最終試験
第 71 条	修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
第 3 節	準 用 規 定
第 72 条	準 用 規 定
第 73 条	履修科目の登録の上限
第 73 条の 2	成績評価基準
第 74 条	他大学大学院の授業科目の履修
第 74 条の 2	休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
第 75 条	入学前の既修得単位の認定
第 76 条	留 学
第 77 条	休 学
第 4 章	学位プログラム
第 77 条の 2	学位プログラム
第 5 章	特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生
第 78 条	特別聴講学生
第 79 条	特別研究学生
第 80 条	科目等履修生
第 81 条	聴講生, 研究生及び専攻生
第 82 条	授業料の納期
第 83 条	外国人特別学生
第 6 章	特別の課程 (第 83 条の 2)
第 7 章	授業料, 入学料及び検定料の額
第 84 条	授業料, 入学料及び検定料の額
第 84 条の 2	授業料等の不徴収
第 8 章	教育職員免許状
第 85 条	教員の免許状授与の所要資格の取得
附 則	

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り、行うものとする。

(学 部)

第3条 本学の学部に置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医 学 部 医学科，医療創成工学科，保健学科

工 学 部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科

システム情報学部 システム情報学科

農 学 部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大 学 院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	課 程 の 別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程

理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
医学研究科	医科学専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻， 機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻， 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学 年）

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学期・クォーター）

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。
- 3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学 部

第1節 入 学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校

卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（早期入学）

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入学期）

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（編入学）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、

第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前 3 号と同程度の課程を修了した者

3 第 1 項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前 3 号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 10 条各号のいずれかに該当する者に限る。）
- (6) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 10 条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4 第 1 項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者

第 13 条の 2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（転入学）

第 14 条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第 10

条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

(1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

(3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。

(4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第16条の2 入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、

免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

- 3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。
- 5 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。）第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

（死亡等による入学料の免除）

- 第 20 条** 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第 3 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。
 - 3 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第 5 項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第 47 条第 2 項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

（宣 誓）

- 第 21 条** 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第 2 節 修業年限，教育課程，課程の履修等

（修業年限）

- 第 22 条** 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者（施行規則第 149 条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。
- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

- 3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。
- 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち、科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生（以下「特別の課程履修生」という。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項の規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)で定める。

- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第27条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

- 2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して

別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 教育上有益と認められるときは、学生に本学の大学院（博士課程後期課程及び医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。）の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程（令和5年9月26日制定）で定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項に

より本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で、所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3節 留学及び休学

(留 学)

第40条 第34条第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、第60条第1項の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退 学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第 46 条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学料等未納による除籍)

第 47 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第 18 条又は第 19 条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期間の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第 12 条第 1 項の規定により入学料又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学料又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第 5 節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第 48 条 卒業の要件は、第 22 条に定める期間在学し、124 単位（医学部医学科にあつては、188 単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 27 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。ただし、124 単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第 1 項に規定する授業により 64 単位（医学部医学科にあつては、128 単位）以上を修得しているときは、60 単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第 49 条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第 6 節 授 業 料

(授業料の納期)

第 50 条 授業料は、次の 2 期に分け、年額の 2 分の 1 に相当する額をそれぞれの納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納付期間
前 期（4 月から 9 月まで）	4 月 1 日から 4 月 30 日まで
後 期（10 月から 3 月まで）	10 月 1 日から 10 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係

る授業料を併せて納付することができる。

- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
 - (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
 - (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
 - (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は一部を免除することができる。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

- 第 54 条** 第 50 条に定める期中の中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。
- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞 罰

(表 彰)

- 第 55 条** 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。
- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成 17 年 2 月 17 日制定）で定める。

(懲 戒)

- 第 55 条の 2** 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
- 3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。
- 4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）で定める。

第 2 章 大 学 院

第 1 節 入 学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

- 第 56 条** 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第 57 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第 58 条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第 104 条第 3 項の規定に基づき学位規則（昭和 28

- 年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第59条 医学研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること

(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

(7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

(1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進学)

第61条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第2節 修業年限、教育方法、修了要件等

(標準修業年限)

第 63 条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻（1年履修コース）1年

4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。

5 医学研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は，4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3年とする。

(教育課程)

第 63 条の 2 大学院（専門職大学院を除く。）は，学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき，必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は，学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき，必要な授業科目を，産業界等と連携しつつ，自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育方法等)

第 64 条 大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことがで

きる。

- 4 各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第 65 条 教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，1年を超えないものとする。

2 教育上有益と認めるときは，外国の大学院又は研究所等との協定に基づき，後期課程の学生に，本学と当該外国の大学院又は研究所等において，共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第 66 条 前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は，第 63 条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に2年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1年履修コース）にあつては，1年）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条（第 2 項を除く。）の規定により本学に入学する前に修得した単位（第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて，当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程（医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。）の修了要件は，後期課程に3年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては，当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に 3 年（専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条（第 2 項を除く。）の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位（第 59 条又は第 60 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（専門職学位課程の修了要件）

- 第 69 条** 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に 2 年（2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。
- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。
 - 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得することとする。
 - 4 法科大学院の在学期間については、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、この修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
 - 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第 3 項に規定す

る在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、74条の2、74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

- 6 認定連携法曹基礎課程（本法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学職を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

（学位論文及び最終試験）

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

（準用規定）

第72条 第12条（入学期）、第14条（転入学）、第15条（再入学）、第16条（入学志願）、第17条（入学手続）、第18条（入学料の免除）（第2項を除く。）、第19条（入学料の徴収猶予等）、第20条（死亡等による入学料の免除）、第21条（宣誓）、第22条（修業年限）（第1項、第2項及び第3項を除く。）、第24条（在学年限）、第27条（授業の方法）、第31条（単位の授与）、第32条（単位の基準）（第2項及び第3項を除く。）、第33条（他学部の授業科目の履修）、第38条（転学部）、第39条（転学科）、第45条（退学）、第46条（疾病等による除籍）、第47条（入学料等未納による除籍）、第50条から第54条まで（授業料）、第55条（表彰）及び第55条の2（懲戒）の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

第73条の2 大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」

とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生その他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修については、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位（法科大学院学生にあつては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。）」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位（法科大学院学生にあつては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位（法科大学院学生にあつては30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。）」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く。）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学

院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位(第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性のある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生， 聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは、特別聴講

学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則、研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第 79 条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき、当該大学の学生で、本学において研究指導を受けようとする者がいるときは、特別研究学生として許可することがある。

- 2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第 80 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を履修しようとする者がいるときは、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第 81 条 本学が開設する 1 又は複数の授業科目を聴講しようとする者がいるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者がいるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者がいるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料についてはそれぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者がいるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料，入学料及び検定料の額

（授業料，入学料及び検定料の額）

第 84 条 本学の授業料，入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。

3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

6 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、不徴収とする。

7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第 8 章 教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第 85 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定中、文学部に係る部分は令和8年4月1日から、工学部及び医学部医療創成工学科に係る部分並びに第13条の2の改正規定は令和9年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第26条及び第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 工学部情報知能工学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、令和7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 令和7年度から令和9年度までのシステム情報学部及び医学部医療創成工学科並びに別表の改正規定により入学定員又は編入学定員を改める学科の総定員、令和7年度から令和12年度までの医学部医学科の入学定員及び総定員並びに全学部の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員	
令和7年度	国際人間科学部	発達コミュニティ学科	100	410	
		子ども教育学科	50	204	
		学部計	370	1,500	
	医学部	医学科	113	698	
		医療創成工学科	25	25	
		保健学科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	630
		学部計	288	1,353	
	工学部	建築学科	90	369	
		市民工学科	60	249	
		電気電子工学科	90	369	
		機械工学科	100	409	
		応用化学科	103	421	

		情報知能工学科	—	321	
		学部計	443	2,178	
	システム 情報学部	システム情報学科	150	150	
		学部計	150	150	
	全学部合計		2,574	10,683	
令和8年度	国際人間 科学部	発達コミュニティ学科	100	410	
		子ども教育学科	50	204	
		学部計	370	1,500	
	医学部	医学科	100	686	
		医療創成工学科	25	50	
		保 健 学 科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	620
		学部計	275	1,356	
	工学部	建築学科	90	366	
		市民工学科	60	246	
		電気電子工学科	90	366	
		機械工学科	100	406	
		応用化学科	103	418	
		情報知能工学科	—	214	
		学部計	443	2,056	
	システム 情報学部	システム情報学科	150	300	
		学部計	150	300	
	全学部合計		2,561	10,714	
	令和9年度	国際人間 科学部	発達コミュニティ学科	100	407
			子ども教育学科	50	202
			学部計	370	1,495
医学部		医学科	100	674	
		医療創成工学科	25	80	
		保 健 学 科	看護学専攻	70	—
			学科計	—	610
		学部計	275	1,364	

	工学部	建築学科	90	363
		市民工学科	60	243
		電気電子工学科	90	363
		機械工学科	100	403
		応用化学科	103	415
		情報知能工学科	—	107
		学部計	443	1,931
	システム	システム情報学科	150	453
	情報学部	学部計	150	453
	全学部合計			2,561
令和10年度	医学部	医学科	100	662
		学部計	275	1,372
	全学部合計			2561
令和11年度	医学部	医学科	100	650
		学部計	275	1,360
	全学部合計			2,561
令和12年度	医学部	医学科	100	638
		学部計	275	1,348
	全学部合計			2,561

別表
収容定員
1 学部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科	100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,490
	発達コミュニティ学科	100				2	2	404	
	環境共生学科	80				3	3	326	
	子ども教育学科	50						200	
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080

理学部	数学科	28	153			学科共通 25	25	112	662	
	物理学科	35		140						
	化学科	30		120						
	生物学科	25		100						
	惑星学科	35		140						
医学部	医学科	100	275	5	5			625	1,335	
	医療創成工学科	25				5	5	110		
	保健学科	看護学専攻		70						600
		検査技術科学専攻		40						
		理学療法学専攻		20						
		作業療法学専攻		20						
工学部	建築学科	90	443			3	3	366	1,806	
	市民工学科	60				3	3	246		
	電気電子工学科	90				4	4	368		
	機械工学科	100				4	4	408		
	応用化学科	103				3	3	418		
システム情報学部	システム情報学科	150	150			3	3	606	606	
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科共通 10	10	144	660	
	資源生命科学科	55		220						
	生命機能科学科	69		276						
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820	
合計			2,561		5		135		10,739	

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程				専門職学位課程				修士課程		博士課程				専門職学位課程			
		前期		後期								前期		後期							
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20						34	88	24	60						
	社会動態専攻		27		12							54		36							
国際文化学研究科	文化関連専攻		18	47	6	15						36	94	18	45						
	グローバル文化専攻		29		9							58		27							
人間発達環境学研究科	人間発達専攻		51	91	11	17						102	178	33	51						
	(1年履修コース)		4									4									
	人間環境学専攻		36		6							72		18							
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18						74	74	54	54						
	実務法律専攻								80	80								240	240		
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20						166	166	60	60						
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32						102	102	96	96						
	現代経営学専攻								69	69								138	138		
理学研究科	数学専攻		22	122	4	27						44	244	12	81						
	物理学専攻		24		5							48		15							
	化学専攻		28		6							56		18							
	生物学専攻		24		6							48		18							
	惑星学専攻		24		6							48		18							
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25								50	50									
	医科学専攻					100	100									400	400				
	医療創成工学専攻		15	15	8	8						30	30	24	24						
保健学研究科	保健学専攻		64	64	25	25						128	128	75	75						
工学研究科	建築学専攻		64	316	8	42						128	632	24	126						
	市民工学専攻		42		6							84		18							

	電気電子工学専攻		64		8				128		24			
	機械工学専攻		76		10				152		30			
	応用化学専攻		70		10				140		30			
システム情報学 研究科	システム情報学専攻		80	80	12	12			160	160	36	36		
農学研究科	食料共生システム 学専攻		26	120	5	23			52	240	15	69		
	資源生命科学専攻		42		8				84		24			
	生命機能科学専攻		52		10				104		30			
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11			150	150	33	33		
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23			52	140	24	69		
	国際協力政策専攻		22		7				44		21			
	地域協力政策専攻		22		8				44		24			
科学技術イノベーション 研究科	科学技術イノベーション 専攻		40	40	10	10			80	80	30	30		
合計			25	1,255		303	100	149	50	2,506		909	400	378

2 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日制定)

(入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

(宣誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀(90点以上)

優(80点以上90点未満)

良(70点以上80点未満)

可(60点以上70点未満)

不可(60点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第 6 条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第 7 条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第 8 条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第 9 条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第 4 条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第 10 条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第 11 条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(中間附則は省略)

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、様式 8 号の改正規定中生年月日に係る部分は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

様式1号

入 学 許 可 書

受験番号 番
氏 名

神戸大学 学部に入학을許可する。

年 月 日

神戸大学長

A4 (297×210)

様式2号

宣 誓 書

私は、神戸大学の学生として学業に励み、
本学の規律を守ることを誓います。

年 月 日

神戸大学長 殿

署 名

A4 (297×210)

様式3号

年 月 日

神戸大学 殿

学部 学科

学籍番号 番
住 所
氏 名

休 学 願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297×210)

様式4号

年 月 日

神戸大学 殿

学部 学科

学籍番号 番
住 所
氏 名

復 学 願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書添付（復学意見書）添付のこと。
A4 (297×210)

様式 5 号

	年	月	日
神戸大学 殿			
	学部		学科
	学籍番号		番
	本人住所		
	氏 名		
退 学 願			
下記のとおり退学したいので御許可願います。			
記			
1 理 由			
2 退学年月日	年	月	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297×210)

様式 7 号

	年	月	日	
神戸大学 殿				
	学部		学科	
	学籍番号		番	
	住 所			
	氏 名			
欠 席 届				
下記のとおり欠席しますからお届けします。				
記				
1 理 由				
2 期 間	自	年	月	日
	至	年	月	日

注 疾病の場合は, 診断書を添付のこと。 A4 (297×210)

神戸大学学生証	
写 真	所 属 学籍番号 氏 名 生年月日 上記の者は、本学の学生であることを証明する。 発行年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日
(図書館利用 I D)	神戸大学長 印 (生協組合番号)

■ 注 意 事 項

- 1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
 (1)本学教職員の請求があった場合
 (2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
 (3)本学図書館を利用する場合
 (表面顔写真下の数字は図書館利IDです。)
- 2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。
- 4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

(シール貼付スペース)

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台 1-1 TEL (078) 881-1212 (大代表)

学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (令和)年 月 日入学・進学	学籍番号			
研究科 課 程 専 攻	フリガナ				
	ローマ字				
	氏 名				
指導教員 (該当者のみ)	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)			外国籍	
		生年月日	19 昭和 20 (平成)年 月 日生		
現 住 所 (入学後の住所)	Eメールアドレス				
	自宅・下宿・寮・その他()	携帯			
	〒	PC			
	大学が付与するアドレス以外を記入してください。				
住 所		都道 府県			
〔固定電話〕					
〔携帯電話〕					
<small>※留学生のみ○を入れてください。 単身・夫婦・家族</small>					
本人の勤務先等 (該当者のみ)		名称	電話		
履 歴	学 歴	年 月	立 高等学校卒業		
	認定試験等	・	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験 年度 合格		
	職 歴 そ の 他	・			
保護者等の住所等		フリガナ			
<small>※学生本人が 独立生計者の場 合は、世帯主の 氏名・住所等を 記入してください。</small>		氏 名	本人との続柄()		
		〒			
		住 所	都道 府県		
		〔固定電話〕			
		〔携帯電話〕			
緊急時の連絡先 <small>※該当する□に チェックしてく ださい。</small>		<input type="checkbox"/> 上記 (保護者等の住所等) と同じ。(以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 上記 (保護者等の住所等) 以外の連絡先がある。(以下に記入)			
		フリガナ	本人との続柄 ()		
		氏 名			
		〔固定電話〕			
		〔携帯電話〕			
		<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅			

注 1 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
 2 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
 3 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
 4 この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

3 神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 7 年 3 月 24 日

(趣 旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果(以下「研究の成果」という。)は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文の提出は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 本条に定めるもののほか、学位論文及び研究の成果の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第 1 項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第 9 条 審査委員及び前条第 4 項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第 10 条 第 5 条第 2 項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料 57,000 円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第 11 条 学長は、前条第 1 項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第 8 条の規定に準じて論文の審査を、第 9 条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から 1 年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第 12 条 研究科長は、前条第 1 項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第 13 条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前 3 条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後 5 年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第 5 条第 1 項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第 14 条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第 15 条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第 12 条の規定により学力を確認された者及び第 13 条第 2 項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第 16 条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべき者について、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第 5 条第 1 項又は第 2 項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第 5 条第 2 項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第 17 条 学長は、第 3 条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。
- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 教学規則第65条第2項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。
- 3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様 式)

第 23 条 学位記，学位簿その他の様式は，別記様式のとおりとする。

(補 則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は，各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

- 1 この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表第 1 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

(中間附則は略)

附 則

この規程は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第20条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス又は医工学	医学又は医工学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別記様式第1 (第3条により学位を授与する場合)

大学印	学 位 記	○第	号
		氏 名	
		年 月 日	生
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので			
学士(○○)の学位を授与する			
年	月	日	
神 戸 大 学 長		氏 名	印

別記様式第2 (第4条第1号により学位を授与する場合)

神 戸 大 学	年 月 日	大学印	学 位 記	修 第 号
			氏 名	
		年 月 日	生	
与する 本学大学院○○○研究科○○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○○)の学位を授与する				

別記様式第3 (第4条第2号により学位を授与する場合)

修第 号	学位 記	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
		氏 名			
		年 月 日 生			

別記様式第4 削除

別記様式第5（第5条第1項により学位を授与する場合）

博士 第 号	学位 記	大学印	氏 名	年 月 日 生	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する	年 月 日	神戸 大 学
--------------	---------	-----	--------	------------------	--	-------------	--------------

別記様式第6（第5条第1号により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの）

博士 第 号	学位 記	大学印	氏 名	年 月 日 生	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する	この学位は との博士論文共同 指導によるものである	年 月 日	神戸 大 学
--------------	---------	-----	--------	------------------	--	---------------------------------	-------------	--------------

別記様式第7（第5条第2項により学位を授与する場合）

博士 第 号	学 位 記	氏 名	年 月 日 生	大学印	本学に学位論文を提出し所定の審査及び 試験に合格したので博士（○○）の学位を 授与する	年 月 日	神 戸 大 学
--------------	-------------	--------	------------------	-----	---	-------------	------------------

別記様式第8（第6条第1号により学位を授与する場合）

専 第 号	学 位 記	氏 名	年 月 日 生	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職 大学院の課程を修了したので○○修士（専 門職）の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
-------------	-------------	--------	------------------	-----	--	-------------	------------------

別記様式第9 (第6条第2号により学位を授与する場合)

神戸大学	年	本学大学院○○研究科○○専攻の法科大 学院の課程を修了したので法務博士(専門 職)の学位を授与する	大学印 氏名	学位記	法第 号
	月		年		
	日		日生		

別記様式第10 (第4条から第6条により学位を授与する場合 (英文学位記))

学章 KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○ of ○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○ FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○ ○○○○ ○○○○ President of Kobe University		大学印 ○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○
--	--	--

別記様式第11 削除

別記様式第12（第5条第1号により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの（英文学位記））

学章		
KOBE UNIVERSITY		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF		
○○○○○○○ of ○○○○○○○		
UPON		
○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○		
THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第13

	年	月	日
〇〇研究科長	殿		
		学籍番号	
		氏	名
学 位 論 文 審 査 願			
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。			
記			
学 位 論 文		通	
論 文 目 録		通	

別記様式第14

	年	月	日
神戸大学長	殿		
		氏	名
学 位 申 請 書			
神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。			
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。			

別記様式第15

	年	月	日
論 文 目 録			
	氏	名	印
論 文			
1 題 目			
2 印刷公表の方法及び時期			
方 法			
時 期			
3 冊 数			冊
参考論文			
1 題 目			
2 冊 数			冊

別記様式第16

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

				契 印
				番 号
				年 授 月 与 日
				氏 名
				論 文 題 目

博士(〇〇)

学 位 簿

4 神戸大学学生表彰規程

(平成 17 年 2 月 17 日制定)

最終改正 令和 5 年 8 月 10 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 55 条 第 2 項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生又は学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

(事務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 8 月 10 日から施行する。

別記様式第 1, 2 (略)

5 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

最終改正 令和6年3月25日

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第3条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第5条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、大学教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第6条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
 - イ 有期の停学 期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第7条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
 - (2) 学位論文審査の受審
 - (3) 本学の施設及び設備の利用
 - (4) 課外活動団体での活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
 - (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
 - (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
 - (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動
- 3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

第8条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第9条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

- 2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第10条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により嚴重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第11条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

- 2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第12条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

- 2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。
- 3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。
- 4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べるることができる。
- 5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第 13 条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第 14 条 教授会は、第 12 条第 2 項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 15 条 学長は、第 12 条第 5 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 16 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 17 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

第 18 条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

第 19 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑 則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

6 神戸大学大学教育推進機構規則等

(1) 神戸大学大学教育推進機構規則

(平成 17 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 7 年 3 月 24 日

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構(以下「機構」という。)の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 機構は、大学教育の推進を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 教養教育院
- (2) グローバル教育センター
- (3) 国際コミュニケーションセンター
- (4) 異分野共創型教育開発センター
- (5) 大学教育研究センター
- (6) みらい開拓人材育成センター

2 教養教育院、グローバル教育センター、国際コミュニケーションセンター、異分野共創型教育開発センター、大学教育研究センター及びみらい開拓人材育成センターの業務内容は、次の表に掲げるとおりとする。

組織名称	業務内容
教養教育院	<ul style="list-style-type: none">・全学共通授業科目の企画運営に関する事。・全学共通授業科目の実施及び担当教員に関する事。・全学共通授業科目の内部質保証及びファカルティ・ディベロップメントに関する事。・大学院教養科目の実施に関する事。・その他教養教育院の業務を実施するために必要な事。

グローバル教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸大学（以下「本学」という。）が受け入れる外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）の教育及び本学学生の海外派遣教育並びにその推進に関する事。 ・外国人留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣に係る教育プログラムの企画運営に関する事。 ・日本語教育、留学生教育、国際教育等に係る調査研究に関する事。 ・外国人留学生に対する修学及び研究に必要な日本語・日本事情教育並びに異文化理解教育に関する事。 ・外国人留学生に対する修学上及び生活上の支援に関する事。 ・外国人留学生の学内外における交流推進に関する事。 ・海外留学を希望する本学学生に対する異文化理解教育に関する事。 ・海外留学に係る修学上及び生活上の支援に関する事。 ・その他グローバル教育センターの業務を実施するために必要な事。
国際コミュニケーションセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語に関する研究・調査に関する事。 ・グローバル・コミュニケーションに係る研究・調査に関する事。 ・全学の外国語教育に関する研究・調査並びに企画立案に関する事。 ・外国語教育環境の整備に関する事。 ・外国語教育に係る支援に関する事。 ・その他国際コミュニケーションセンターの業務を実施するために必要な事。
異分野共創型教育開発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の特色を活かした教育プログラムの開発に関する事。 ・グローバル教育の開発に関する事。 ・課題解決型教育の開発に関する事。 ・ステークホルダー連携教育の開発に関する事。 ・その他異分野共創型教育開発センターの業務を実施するために必要な事。

<p>大学教育研究センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育の推進に係る調査・研究に関すること。 ・大学教育の全学的な取組の企画・立案及び支援に関すること。 ・大学教育に係る評価及びファカルティ・ディベロップメントに関すること。 ・教学 IR に係る調査・研究に関すること。 ・その他大学教育研究センターの業務を実施するために必要なこと。
<p>みらい開拓人材育成センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高大接続，入学前教育，STEAM 教育等により卓越人材・博士人材(以下「みらい開拓人材」という。)を育成するためのプログラムの企画・実施に関すること。 ・みらい開拓人材を育成するための入学者選抜方法の調査・研究及び企画・立案に関すること。 ・入学者選抜結果の分析及び評価に関すること。 ・入学前教育の企画・立案に関すること。 ・学生募集に係る国内外における広報に関すること。 ・その他みらい開拓人材育成センターの業務を実施するために必要なこと。

(職 員)

第4条 機構に，次に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 教養教育院長
- (4) グローバル教育センター長
- (5) 国際コミュニケーションセンター長
- (6) 異分野共創型教育開発センター長
- (7) 大学教育研究センター長
- (8) みらい開拓人材育成センター長
- (9) 教養教育院副院長
- (10) グローバル教育センター副センター長
- (11) 国際コミュニケーションセンター副センター長
- (12) 異分野共創型教育開発センター副センター長
- (13) 大学教育研究センター副センター長
- (14) みらい開拓人材育成センター副センター長
- (15) 教授，准教授，講師，助教及び助手
- (16) その他の職員

(センター長等の選考)

第5条 前条第3号から第14号までの職員の選考は、大学教育推進委員会の議を経て、学長が行う。

(機構長)

第6条 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第7条 副機構長は、機構長の指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。

(教養教育院長)

第8条 教養教育院長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2 教養教育院長は、教養教育院の業務を総括する。

3 教養教育院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、教養教育院長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第9条 グローバル教育センター長、国際コミュニケーションセンター長、異分野共創型教育開発センター長、大学教育研究センター長及びみらい開拓人材育成センター長(以下「センター長」という。)は、本学の専任の教授又は機構長をもって充てる。

2 センター長は、それぞれグローバル教育センター、国際コミュニケーションセンター、異分野共創型教育開発センター、大学教育研究センター及びみらい開拓人材育成センター長(以下「センター」という。)の業務を総括する。

3 センター長(機構長がセンター長である場合を除く。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長等)

第10条 教養教育院副院長、グローバル教育センター副センター長、国際コミュニケーションセンター副センター長、異分野共創型教育開発センター副センター長、大学教育研究センター副センター長及びみらい開拓人材育成センター副センター長(以下「副センター長等」という。)は、本学の専任の教員をもって充てる。

2 副センター長等は、それぞれセンター長(教養教育院長を含む。)の職務を補佐する。

3 副センター長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長等が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 削除

(大学教育推進委員会)

第12条 機構に、機構の業務及び運営に関する事項について審議するため、神戸大学大学教育推進機構大学教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教務委員会)

第 13 条 機構に、大学教育の全学的な運営、実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構全学教務委員会(以下「全学教務委員会」という。)を置く。

2 全学教務委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学評価・FD委員会)

第 14 条 機構に、大学教育の内部質保証に係る全学的な点検・評価及びファカルティ・ディベロップメントの実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構全学評価・FD委員会(以下「全学評価・FD委員会」という。)を置く。

2 全学評価・FD委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(海外学生派遣委員会)

第 15 条 機構に、学生の海外派遣について審議するため、神戸大学大学教育推進機構海外学生派遣委員会(以下「海外学生派遣委員会」という。)を置く。

2 海外学生派遣委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 16 条 削除

(グローバルサイエンスキャンパス委員会)

第 17 条 機構に、グローバルサイエンスキャンパスについて審議するため、神戸大学大学教育推進機構グローバルサイエンスキャンパス委員会(以下「グローバルサイエンスキャンパス委員会」という。)を置く。

2 グローバルサイエンスキャンパス委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(留学生委員会)

第 18 条 機構に、外国人留学生に関する事項について審議するため、神戸大学大学教育推進機構留学生委員会(以下「留学生委員会」という。)を置く。

2 留学生委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教養教育委員会)

第 19 条 教養教育院に、全学共通教育の運営、実施、内部質保証等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構教養教育院教養教育委員会(以下「教養教育委員会」という。)を置く。

2 教養教育委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター運営委員会)

第 20 条 センターに、センターの運営、業務等について審議するため、それぞれ運営委員会(以下「センター運営委員会」という。)を置く。

2 各センター運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(部門等)

第 21 条 教養教育院に、次に掲げる部門を置く。

(1) 学部教養教育部門

- (2) 大学院教養教育部門
- 2 グローバル教育センターに、次に掲げる部門を置く。
 - (1) 留学生教育部門
 - (2) 海外派遣教育部門
- 3 グローバル教育センターの留学生教育部門に、留学生教育部門の業務を遂行するため、次に掲げるユニットを置く。
 - (1) 留学生交流推進ユニット
 - (2) 日本語等教育ユニット
 - (3) 相談指導ユニット
- 4 グローバル教育センターの留学生教育部門に、外国人留学生に対する日本語教育を行うため、日本語研修コースを置く。
- 5 グローバル教育センターの留学生教育部門に、外国人留学生に対する日本語能力及び日本事情・日本文化の理解を向上させるための教育を行うため、日本語・日本文化研修コースを置く。
- 6 国際コミュニケーションセンターに、次に掲げる研究部門を置く。
 - (1) システム研究部門
 - (2) メディア研究部門
 - (3) コンテンツ研究部門
 - (4) 学術交流研究部門
- 7 異分野共創型教育開発センターに、次に掲げる部門を置く。
 - (1) プログラムコーディネート部門
 - (2) プログラム開発部門
- 8 大学教育研究センターに、次に掲げる部門を置く。
 - (1) 大学教育研究部門
 - (2) 教学 IR 研究部門
- 9 みらい開拓人材育成センターに、次の部門を置く。
 - (1) 戦略企画部門
 - (2) ジュニアドクター育成部門
 - (3) ユースドクター育成部門
 - (4) アドミッション部門
 - (5) 研究人材育成部門
- 10 各部門に、部門長を置く。
- 11 部門長は、それぞれの部門の業務を総括する。
- 12 部門長(次項及び第 14 項の部門長を除く。)の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、部門長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 13 学部教養教育部門長は、教養教育院長をもって充てる。
- 14 大学院教養教育部門長は、教養教育院副院長をもって充てる。
- 15 前2項の部門長以外の部門長は、機構長が指名する者をもって充てる。
- 16 各部門に、部門長の職務を補佐するため、副部門長を置くことができる。

(教育部会)

第22条 学部教養教育部門に全学共通授業科目を担当する教員により組織する次に掲げる教育部会を設ける。

- (1) 教養
- (2) 情報学
- (3) 健康・スポーツ科学
- (4) 人間形成と思想
- (5) 文学と芸術
- (6) 歴史と文化
- (7) 人間と社会
- (8) 法と政治
- (9) 経済と社会
- (10) 数学
- (11) 物理学
- (12) 化学
- (13) 生物学
- (14) 地球惑星科学
- (15) 医学
- (16) 農学
- (17) 科学と技術
- (18) 社会と環境
- (19) 価値と創造
- (20) 国際
- (21) 外国語第I
- (22) 外国語第II

2 全学共通授業科目を担当する教員は、前項各号に掲げる教育部会のいずれかに所属するものとする。

3 各教育部会に、教育部会の業務を総括するため、教育部会長を置く。

4 教育部会長の選考は、教養教育委員会の議を経て、学長が行う。

5 この条に定めるもののほか、教育部会に関し必要な事項は、別に定める。

(教養教育支援室)

第23条 教養教育院に、全学共通教育の支援組織として、教養教育支援室を置く。

2 教養教育支援室に室長を置き、教養教育院長をもって充てる。

3 教養教育支援室長は、教養教育支援室の業務を総括する。

4 教養教育支援室の業務については、別に定める。

(教学 IR 推進室)

第 24 条 機構に，教学 IR 推進室を置く。

2 教学 IR 推進室に関する事項は，別に定める。

(雑 則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか，機構の運営に関し必要な事項は，大学教育推進委員会の議を経て，機構長が定める。

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第28条第1項の規定に基づき、全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(全学共通授業科目及び単位数)

第 3 条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第 4 条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第 5 条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第 6 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第 7 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(成績評価基準)

第 8 条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑 則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学教育推進機構教養教育院長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第2条の規定による廃止前の神戸大学全学共通授業科目履修規則の規定の例による。

（中間附則は省略）

附 則

- 1 この規則は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表(第3条関係)
全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位	備 考		
教養科目	基盤系	教養とは何か	1		
		多言語と多文化の世界	1		
		情報基礎	1		
		データサイエンス基礎学	1		
	人文系	哲学	1		
		論理学	1		
		倫理学	1		
		科学技術と倫理	1		
		心理学A	1		
		心理学B	1		
		教育学A	1		
		教育学B	1		
		教育と人間形成	1		
		言語科学A	1		
		言語科学B	1		
		文学A	1		
		文学B	1		
		芸術と文化A	1		
		芸術と文化B	1		
		芸術史A	1		
		芸術史B	1		
		美術史A	1		
		美術史B	1		
		科学史A	1		
		科学史B	1		
		日本史A	1		
		日本史B	1		
		東洋史A	1		
		東洋史B	1		
		アジア史A	1		
		アジア史B	1		
		西洋史A	1		
		西洋史B	1		
		考古学A	1		
		考古学B	1		
		社会系	法学A	1	
			法学B	1	
			社会生活と法	1	
			国家と法	1	
			政治学A	1	
	政治学B		1		
	政治と社会		1		
	経済学A		1		
	経済学B		1		
現代の経済A	1				
現代の経済B	1				
経済社会の発展	1				
経営学	1				
社会学	1				
教育と社会	1				
地理学	1				
社会思想史	1				
文化人類学	1				
現代社会論A	1				
現代社会論B	1				
越境する文化	1				
生活環境と技術	1				

教養科目	自然系	数学A	1		
		数学B	1		
		数学C	1		
		数学D	1		
		統計学A	1		
		統計学B	1		
		物理学A	1		
		物理学B	1		
		現代物理学が描く世界	1		
		身近な物理法則	1		
		化学A	1		
		化学B	1		
		生物学A	1		
		生物学B	1		
		生物学C	1		
		生物学D	1		
		生命科学A	1		
		生命科学B	1		
		医学A	1		
		医学B	1		
		保健学A	1		
		保健学B	1		
		健康科学A	1		
		健康科学B	1		
		惑星学A	1		
		惑星学B	1		
		情報学A	1		
		情報学B	1		
		社会と環境	ESD論(持続可能な社会づくり)基礎	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり)A	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり)B	1	
			環境学入門A	1	
			環境学入門B	1	
			海への誘い	2	
			瀬戸内海学入門	2	
			社会と人権A	1	
	社会と人権B		1		
	社会と人権C		1		
	総合系	ジェンダーとセクシュアリティA	1		
			1		
		ジェンダーとセクシュアリティB	1		
			1		
		阪神・淡路大震災と都市の安全	1		
		ボランティアと社会貢献活動A	1		
		ボランティアと社会貢献活動B	1		
		地域社会形成基礎論	1		
ひょうご神戸学		1			
日本酒学入門		1			
神戸大学史	1				
神戸大学研究最前線	1				
社会基礎学	2				
職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1				
職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1				
価値創造論基礎	1				
価値創造論A	1				
価値創造論B	1				
価値創造論C	1				
アントレプレナーシップ入門	1				

教養科目	科学と技術	食と健康A	1	
		食と健康B	1	
		生物資源と農業A	1	
		生物資源と農業B	1	
		生物資源と農業C	1	
		生物資源と農業D	1	
		科学技術と社会A	1	
		科学技術と社会B	1	
		科学技術と社会C	1	
		科学技術と社会D	1	
		カタチの文化学	1	
		カタチの自然学A	1	
		カタチの自然学B	1	
		カタチの科学	1	
		放射線科学	2	
		データサイエンス概論A	1	
		データサイエンス概論B	1	
		データサイエンス基礎演習	1	
		データサイエンスPBL演習	1	
		総合系	世界と日本	外国語セミナーA(英語)
	外国語セミナーB(英語)			1
	外国語セミナーC(英語)			1
	外国語セミナーD(英語)			1
	外国語セミナーA(ドイツ語)			1
	外国語セミナーB(ドイツ語)			1
	外国語セミナーC(ドイツ語)			1
	外国語セミナーD(ドイツ語)			1
	外国語セミナーE(ドイツ語)			1
	外国語セミナーF(ドイツ語)			1
	外国語セミナーA(フランス語)		1	
	外国語セミナーB(フランス語)		1	
	外国語セミナーC(フランス語)		1	
	外国語セミナーD(フランス語)		1	
	外国語セミナーE(フランス語)		1	
	外国語セミナーF(フランス語)		1	
	外国語セミナーA(中国語)		1	
	外国語セミナーB(中国語)		1	
	外国語セミナーC(中国語)		1	
	外国語セミナーD(中国語)		1	
	外国語セミナーE(中国語)		1	
	外国語セミナーF(中国語)		1	
	外国語セミナーA(ロシア語)	1		
外国語セミナーB(ロシア語)	1			
外国語セミナーC(ロシア語)	1			
外国語セミナーD(ロシア語)	1			
外国語セミナーE(ロシア語)	1			
外国語セミナーF(ロシア語)	1			
多言語セミナー1(スペイン語)	1			
多言語セミナー2(スペイン語)	1			
多言語セミナー3(スペイン語)	1			
多言語セミナー4(スペイン語)	1			
多言語セミナー1(イタリア語)	1			
多言語セミナー2(イタリア語)	1			
多言語セミナー3(イタリア語)	1			
多言語セミナー4(イタリア語)	1			
多言語セミナー1(韓国語)	1			
多言語セミナー2(韓国語)	1			
多言語セミナー3(韓国語)	1			
多言語セミナー4(韓国語)	1			
多言語セミナー1(ラテン語)	1			
多言語セミナー2(ラテン語)	1			

教養科目	総合系	多言語セミナー3(ラテン語)	1
		多言語セミナー4(ラテン語)	1
		複言語共修セミナー(タンデム)	1
		複言語共修セミナー(外国語としての日本語)	1
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2
		多文化共生のための日本語コミュニケーション	1
		海外留学のすすめA	1
		海外留学のすすめB	1
		グローバルラーニングスキルズ	1
		グローバルエキスパートセミナー	1
		グローバルチャレンジ実習	1又は2
		国際共修プロジェクト	1又は2
		国際協力の現状と課題A	1
		国際協力の現状と課題B	1
		国際協力アクティブ・ラーニングA	2
		国際協力アクティブ・ラーニングB	2
		国際協力アクティブ・ラーニングC	2
		外国語第I	Academic English Communication A1
	Academic English Communication A2		0.5
	Academic English Communication B1		0.5
	Academic English Communication B2		0.5
	Academic English Communication B1 (ACE)		0.5
	Academic English Communication B2 (ACE)		0.5
	Academic English Literacy A1		0.5
	Academic English Literacy A2		0.5
	Academic English Literacy B1		0.5
	Academic English Literacy B2		0.5
	Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5	
	Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5	
	外国語第II	ドイツ語初級A1	0.5
		ドイツ語初級A2	0.5
		ドイツ語初級B1	0.5
		ドイツ語初級B2	0.5
		ドイツ語初級A3	0.5
		ドイツ語初級A4	0.5
		ドイツ語初級B3	0.5
		ドイツ語初級B4	0.5
		ドイツ語初級SA3	0.5
		ドイツ語初級SA4	0.5
		ドイツ語初級SB3	0.5
		ドイツ語初級SB4	0.5
		ドイツ語中級C1	0.5
ドイツ語中級C2		0.5	
フランス語初級A1		0.5	
フランス語初級A2		0.5	
フランス語初級B1		0.5	
フランス語初級B2		0.5	
フランス語初級A3		0.5	
フランス語初級A4		0.5	
フランス語初級B3		0.5	
フランス語初級B4		0.5	
フランス語初級SA3		0.5	
フランス語初級SA4		0.5	
フランス語初級SB3	0.5		
フランス語初級SB4	0.5		
フランス語中級C1	0.5		
フランス語中級C2	0.5		
中国語初級A1	0.5		
中国語初級A2	0.5		
中国語初級B1	0.5		
中国語初級B2	0.5		

教養科目	外国語系	外国語第Ⅱ	中国語初級A3	0.5	
			中国語初級A4	0.5	
			中国語初級B3	0.5	
			中国語初級B4	0.5	
			中国語初級SA3	0.5	
			中国語初級SA4	0.5	
			中国語初級SB3	0.5	
			中国語初級SB4	0.5	
			中国語中級C1	0.5	
			中国語中級C2	0.5	
		ロシア語初級A1	0.5		
		ロシア語初級A2	0.5		
		ロシア語初級B1	0.5		
		ロシア語初級B2	0.5		
		ロシア語初級A3	0.5		
		ロシア語初級A4	0.5		
		ロシア語初級B3	0.5		
		ロシア語初級B4	0.5		
		ロシア語中級C1	0.5		
		ロシア語中級C2	0.5		
	外国語第Ⅲ	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5		
		第三外国語(ドイツ語)T2	0.5		
		第三外国語(ドイツ語)T3	0.5		
		第三外国語(ドイツ語)T4	0.5		
		第三外国語(フランス語)T1	0.5		
		第三外国語(フランス語)T2	0.5		
		第三外国語(フランス語)T3	0.5		
		第三外国語(フランス語)T4	0.5		
	健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学講義A	1		
		健康・スポーツ科学講義B	1		
健康・スポーツ科学実習基礎		1			
健康・スポーツ科学実習1		0.5			
健康・スポーツ科学実習2		0.5			
共通専門基礎科目	情報科学1	1			
	情報科学2	1			
	心と行動	2			
	線形代数入門1	1			
	線形代数入門2	1			
	線形代数1	1			
	線形代数2	1			
	線形代数3	1			
	線形代数4	1			
	微分積分入門1	1			
	微分積分入門2	1			
	微分積分1	1			
	微分積分2	1			
	微分積分3	1			
	微分積分4	1			
	数理統計1	1			
	数理統計2	1			
	物理学入門	1			
	力学基礎1	1			
	力学基礎2	1			
	電磁気学基礎1	1			
	電磁気学基礎2	1			
	連続体力学基礎	1			
	熱力学基礎	1			
	量子力学基礎	1			
相対論基礎	1				
物理学実験基礎	1				
物理学実験	2				

共通専門基礎科目	基礎無機化学1	1	
	基礎無機化学2	1	
	基礎物理化学1	1	
	基礎物理化学2	1	
	基礎有機化学1	1	
	基礎有機化学2	1	
	化学実験1	1	
	化学実験2	1	
	生物学概論A1	1	
	生物学概論A2	1	
	生物学概論B1	1	
	生物学概論B2	1	
	生物学概論C1	1	
	生物学概論C2	1	
	生物学概論D1	1	
	生物学概論D2	1	
	生物学各論A1	1	
	生物学各論A2	1	
	生物学各論C1	1	
	生物学各論C2	1	
	生物学各論D1	1	
	生物学各論D2	1	
	生物学各論E1	1	
	生物学各論E2	1	
	生物学実験1	1	
生物学実験2	1		
基礎地学1	1		
基礎地学2	1		
資格免許のための科目	日本国憲法1	1	
	日本国憲法2	1	

(3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。）第28条第2項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目（以下「日本語等授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本語等授業科目及び単位数)

第 2 条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第 3 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第 4 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席したものに対しては、追試験を行わない。ただし、大学教育推進機構グローバル教育センター留学生教育部門において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(単位の取扱)

第 5 条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

(雑 則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、グローバル教育センター留学生教育部門長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
日本語ⅠA	0.5	日本語ⅢB	0.5	日本語ⅥA	0.5	日本語ⅧB	0.5
日本語ⅠB	0.5	日本語ⅣA	0.5	日本語ⅥB	0.5	日本事情ⅠA	0.5
日本語ⅡA	0.5	日本語ⅣB	0.5	日本語ⅦA	0.5	日本事情ⅠB	0.5
日本語ⅡB	0.5	日本語ⅤA	0.5	日本語ⅦB	0.5	日本事情ⅡA	0.5
日本語ⅢA	0.5	日本語ⅤB	0.5	日本語ⅧA	0.5	日本事情ⅡB	0.5

(4) 追試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 7 条第 4 項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

第 2 条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構教養教育委員会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引（配偶者，二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損，他損を問わない。）
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習（教育実習，介護体験，学外での調査・見学等）
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して教養教育院長に提出するものとする。

第 4 条 追試験受験願の提出期限は当該定期期末試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 神戸大学大学教育推進機構教養教育院における成績評価基準に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最終改正 令和4年1月27日

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）第9条及び神戸大学共通細則第4条の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構教養教育院（以下「教養教育院」という。）における成績評価基準について必要な事項を定める。

(成績評価の方法)

第2条 各授業科目の成績評価は、当該授業科目の目的及び学修目標に基づき、定期試験の結果、学生の授業への参加状況、課題への対応状況、レポート等の提出状況等、学生の授業への取組状況と成果を用いて、総合的に行うものとする。

(成績評価の方法及び学修目標の公表)

第3条 各授業科目の成績評価の方法及び学修目標については、別に定める成績評価方針に基づき、当該授業担当教員が定め、教養教育院のシラバスに掲載し、公表するものとする。

(成績及び評価基準)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として以下の区分により評価し、秀、優、良、及び可を合格、不可を不合格とする。なお、特別の理由により評点による成績評価を行わない一部の科目については、合・否により成績評価を行う。

評語名 (和文)	評語名 (英文)	評 点	評価基準
秀	S	90点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成績を収めている。
優	A	80点以上 90点未満	学修の目標を達成し、優れた成績を収めている。
良	B	70点以上 80点未満	学修の目標を達成し、良好な成績を収めている。
可	C	60点以上 70点未満	学修の目標を達成している。
不可	F	60点未満	学修の目標を達成していない。

ただし、再試験により合格した場合の成績は、可（C）60点とする。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

(6) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定
最終改定 令和5年7月26日

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1>六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

<2>楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

<3>名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

<4>深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各部局のホームページ等により、あらかじめ周知する。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
 3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
 4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
 5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
 6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
 7. この取扱いは、令和5年7月26日から適用する。

(7) 協定に基づき留学する学生の定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日制定)
最終改正 令和4年1月27日

- 1 協定に基づき留学（短期海外研修等を含む。）する学生が、全学共通授業科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
- 2 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の10日までに大学教育推進機構教養教育院長に別紙様式により留学先が協定大学であることを所属学部で確認のうえ、申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書（様式自由）を添付し、その旨を申し出るものとする。
- 3 定期試験の実施日の変更は、大学教育推進機構教養教育委員会の了承を経て、行うものとする。
- 4 定期試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日		
大学教育推進機構教養教育院長 殿		
学 部 名 学籍番号 氏 名 電話番号		
協定に基づく留学に伴う全学共通授業科目の 定期試験実施日変更願		
このことについて、下記のとおり定期試験の実施日を変更していただきますようお願いいたします。		
記		
1. 留学先（国名又は機関名）		
2. 留学目的		
3. 留学期間 自平成 年 月 日～至平成 年 月 日 （平成 年 月 日出国予定）		
4. 全学共通授業科目		
開講曜日/時限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		
所属学部事務担当者 確認印		
※協定大学であることの確認をお願いします。		

(8) 全学共通授業科目におけるG P Aの対象外科目について
(令和7年度入学者から適用)

(平成24年5月31日 運営協議会決定)
最終改正 令和6年12月26日
適用年月日 令和7年4月1日

全学共通授業科目におけるG P Aの対象外科目は、次の表のとおりとする。

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
教養科目	基盤系	教養とは何か	1	合否評価
		多言語と多文化の世界	1	合否評価
		情報基礎	1	合否評価
	総合系	世界と日本	国際共修プロジェクト	1
共通専門基礎科目		物理学入門	1	合否評価
資格免許のための科目		日本国憲法1	1	
		日本国憲法2	1	

(9) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成 26 年 1 月 23 日制定)
最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格生を確保するため、その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した全学共通授業科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後 1 週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、学務課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに学務課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、教養教育院長に報告することとする。

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

神戸大学全学共通授業科目履修案内

(令和7年度入学者用)

※専門科目など全学共通授業科目以外の履修については、
開講学部の便覧等で確認してください。

1. 全学共通授業科目の基本事項
2. 全学共通授業科目に関する通知
3. 窓口
4. 成績について
5. 授業の欠席について
6. 授業予定表(本冊子の冒頭ページ参照)
7. 教室場所等配置図
8. 教養科目の全体像

1 全学共通授業科目の基本事項

全学共通授業科目とは

全学共通授業科目とは、本学の教学規則に定める授業科目のうち、教養科目（基盤系・人文系・社会系・自然系・総合系・外国語系・健康・スポーツ科学系）および専門教育の準備や導入となる共通専門基礎科目などの全学部に通ずる授業科目をいいます。全学共通授業科目の企画・運営は、教養教育院が行っています。

全学共通授業科目の履修について

授業期間・授業時間・定期試験

・授業期間

1年間を2学期に分け、4月～9月を「前期」、10月～3月を「後期」とし、前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分けた、各8週の授業期間を「クォーター」と呼びます。前期には第1・第2クォーター、後期には第3・第4クォーターがあります。第○クォーターを「○Q」と略して表記することがあります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前期						後期					
第1クォーター		第2クォーター		夏休み		第3クォーター		第4クォーター		春休み	

・授業時間

授業は下記の時間帯に実施します。

授業時間は1コマ90分、1クォーターあたりの授業期間は8週間で実施します。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
授業時間	8:50～	10:40～	13:20～	15:10～	17:00～	18:50～
	10:20	12:10	14:50	16:40	18:30	20:20

* 専門科目等各学部で行われる授業については異なる場合があります。

・定期試験

定期試験は、各学期・各クォーターの最終週の1週間でを行います。定期試験は、通常授業とは異なる曜日・時間帯で実施する場合がありますので注意してください。なお、追試験は原則として行いませんが、急病・忌引き等により定期試験を受験できなかった場合、所定の手続きを期限までに行えば、追試験の受験を認めることがあります。

全学共通授業科目の履修計画の立て方・登録の進め方

<p>学部で定められている履修に関するルールを理解する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卒業するために修得すべき単位(※1)数、履修可能な科目、各科目を履修する学年・学期、履修登録できる単位数の上限(※2)等について、所属学部の「学生便覧」で確認しましょう。
<p>時間割表・シラバス(※3)・「全学共通授業科目の履修について」をもとに、全学共通授業科目の履修計画を立てる</p> <p>* 履修登録できる総単位数は各学部で上限が決まっています(CAP 制)。詳細は各学部の学生便覧などを確認してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 時間割表等をもとに、必修科目が開講される曜日・時限を確認しましょう。→必修科目・選択必修科目・選択科目は、学部毎に定められています。所属学部の「学生便覧」で確認できます。 時間割表等をもとに、その学期に履修する選択必修科目・選択科目を考えます。 授業科目の内容は、うりぼーネット(※4)のシラバスで確認できます。 原則として、所属する学部・学科等により指定された曜日・時限の授業科目(学部指定開講枠)を履修しますので、時間割表等で確認してください。 科目によっては、学籍番号等により受講するクラスが指定されていることがありますので、時間割表で確認してください。 同一授業科目は、曜日・時限が異なる場合でも重複して履修できません。 科目により履修登録の方法が異なりますので、各科目の履修登録方法をよく確認してください。
<p>抽選登録(※5)を行う (1年次1Q科目は抽選登録を行いません。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 抽選登録期間中にうりぼーネットで抽選登録を行います。 教養科目(人文系・社会系・自然系・総合系)は抽選登録の対象です。 ※抽選登録以外で登録を行う科目もあります。 教養科目(人文系・社会系・自然系・総合系)は、1年次2Q科目から抽選登録が可能になります。 抽選登録期間は、教養教育院 WEB サイトで発表されています。 「全学共通授業科目の履修について」も参考にしてください。
<p>履修登録(※5)を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 履修登録期間中にうりぼーネットで履修登録を行います。 履修登録期間は、学期開始前に発表されます。(以下ページを参照) https://www.uriboportal.ofc.kobe-u.ac.jp/class/courses/registration-cancel/
<p>その他の方法で登録を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各科目の指示に従ってください。
<p>履修取消(※5)を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 抽選登録又は履修登録を行った科目を、途中で受講を中止する場合は、履修取消期間中にうりぼーネットで履修取消を行うことができます。なお、履修取消しても、その科目は履修登録単位数の上限に含まれます。 履修取消期間は、以下のページで発表されます。 https://www.uriboportal.ofc.kobe-u.ac.jp/class/courses/registration-cancel/

全学共通授業科目の授業の実施方法は、各科目のシラバスや BEEF+（神戸大学学習支援システム）に掲載します。

初回授業当日には BEEF+へのアクセスが集中することが予想されます。必ず初回授業の前日までに各科目の情報を確認し、必要なものはあらかじめ自分のパソコンにダウンロードしましょう。

また、遠隔授業に関する URL やパスワードは個人で保管し、SNS 等で公表はしないでください。

なお、履修登録が BEEF+に反映されるのは、履修登録した日の翌日からです。つまり、初回授業の前々日までに履修登録を完了している必要があります。

全学共通授業科目の履修登録や抽選登録期間については『全学共通授業科目に関する通知』にて示す方法でアナウンスをします。特に、2Q の履修登録期間や、後期（3Q4Q）の各登録期間を間違える人が多くいます。登録期間内に登録を忘れた場合は、授業を履修することはできません。必ず各登録期間内に登録をしてください。

*後期（3Q、4Q）の抽選登録期間は例年、夏休み期間に実施します。忘れないようにしてください。

▶ 用語の解説

※1 単位

授業科目の学修目標を達成するため、一定の基準に沿って必要な学修時間数が定められています。この時間数を単位といい、1単位は、授業と授業外の学修時間を合わせて合計45時間を要する内容であることを表します。単位数は科目により異なります。授業科目を履修し、学修目標を達成していると評価されれば、単位を修得できます。また、卒業の要件として学生が修得すべき単位数は各学部等において定められています。

※2 履修登録上限単位数

学期又は年間に履修登録できる単位数の上限が、学部・学科ごとに定められています。履修登録上限単位数は”CAP（キャップ）”とも呼びます。所属学部の「学生便覧」で具体的な単位数等を確認してください。

※3 シラバス

シラバスとは、各科目のテーマや授業計画、授業の概要等を確認することができる資料です。うりぼーネットのシラバスで内容を参照することができます。

※4 うりぼーネット

うりぼーネットとは神戸大学教務情報システムの愛称です。うりぼーネットの利用には、情報基盤センターが発行したアカウントが必要です。

※5 履修登録・抽選登録・履修取消

履修とは、ある科目を受講することです。履修するには、学生各自で科目を登録（履修登録）する必要があります。人数制限等のため抽選の上、履修登録する（抽選登録）場合もあります。途中で履修を中止する場合には、履修取消期間に履修を取消することができます（履修取消）。

▶ 注意

- ・大学側で事前登録を行う科目を除き、学生自身が、指定された期間中に登録の手続きを行う必要があります。
- ・履修・抽選登録期間終了後に登録済みの科目を別の科目に変更することはできません。
- ・登録間違いや登録漏れのまま受講しても、単位を修得できません。万一、登録間違いや登録漏れに気付いた時は、速やかに所属学部の教務担当係に相談してください。

2 全学共通授業科目に関する通知

全学共通授業科目に関する通知・連絡は、通常は、主に教養教育院掲示板(鶴甲第1キャンパス K 棟)により通知を行います。必要に応じて、うりぼーネットの掲示板、教養教育院 WEB サイト(アドレスは下記枠内)を活用して通知を行う場合もありますので、日ごろから確認してください。(次頁の配置図参照)

【注意】掲示を見落として不利益を受けたとしても、大学は責任を負いません。

1 履修・授業・試験等

主に教養教育院掲示板で連絡しますが、必要に応じて教養教育院の WEB サイトやうりぼーネット掲示板にも併せて掲載する場合があります。K棟屋内の所属学部別掲示板には、特定の学部学生への連絡事項や所属学部からの連絡事項を掲示しています。

教養教育院 WEB サイト

<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/zengaku.htm>

学生向けポータルサイト うりぼーポータル

<https://www.uriboportal.ofc.kobe-u.ac.jp/>

(うりぼーポータルより教務情報システム「うりぼーネット」へ接続できます。)

2 休講・補講

うりぼーネットの休講補講照会でお知らせします。

(ただし、各科目の BEEF+で休講・補講について連絡することもあります。)

3 窓口

1 学務課共通教育グループ

全学共通授業科目に関すること全般(抽選登録、定期試験・再試験・追試験等)、教養教育院が管理する教室の使用に関すること、全学共通授業科目における授業中の事故、盗難、拾得物に関することについては、学務課共通教育グループ(鶴甲第1キャンパスK棟)で受け付けています。

※進級・卒業・履修登録単位数の上限に関することは、所属学部の教務担当係に問い合わせてください。

<窓口業務時間> 平日 8:30~11:30、12:30~17:00

※11:30~12:30は入室できません

全学共通授業科目に関する疑問点については、まず学生便覧や時間割、大学 WEB サイトをよく調べ、それでもわからなければ、共通教育グループへ連絡してください。

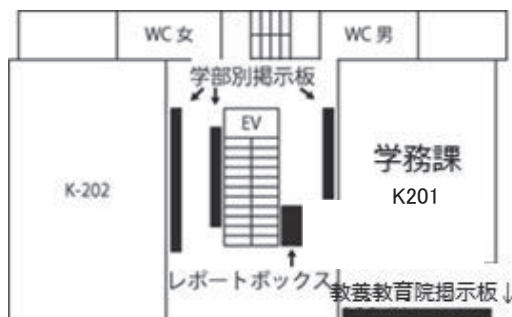
2 レポートの提出場所

全学共通授業科目のレポート提出は BEEF+を活用した提出方法があります。(鶴甲第1キャンパス K 棟のレポートボックスを指定される場合もあります。)各科目の授業中の指示に従い、期限までに提出をしてください。

【注意】

- ・レポートには提出期限が設けられています。提出期限を過ぎたレポートは、**理由を問わず一切受領しません。**
- ・回収後に意図的に投函されたレポートは無効とします。
- ・誤って他のレポートボックスに入れた場合はすぐに学務課共通教育グループに申し出てください。そのままですと、担当教員には届きませんので成績評価ができません。
- ・平日の夜間及び休日はK棟建物内へ立ち入ることはできません。

《K棟1階》



3 その他

共通教育グループから重要な連絡がある場合は、各自の学籍番号メールアドレス*1(1年生第1クォーター開講の「情報基礎」授業内で設定をします。)に連絡をします。

*1 …「学籍番号@stu.kobe-u.ac.jp」の形式のメールアドレスとなります。

Google Workspace*2のアカウントに配布されているメールアドレスでは**ありません**。

*2 …Google Workspaceの詳細については、**情報基盤センターWEBサイト**を確認してください。

4 成績について

1 成績評価について

神戸大学の成績評価基準は、新入生ガイダンスで配付された学生便覧に掲載された「神戸大学共通細則」で定めています。授業科目ごとの学修目標、成績評価方法はシラバスで確認するとともに、初回授業内で担当教員から説明がありますので、不明な点がある場合は授業担当教員へ直接確認してください。

2 成績発表について

各クォーターにおいて成績発表日が決まっています。成績発表日にうりぼーネットの履修成績照会により、履修した授業科目の成績を確認することができます。成績発表日前に担当教員から学生への成績通知を行いません。また、学生からの成績照会には回答しませんのでご注意ください。なお、成績評価に対する申し立てを行うことができる制度がありますので、発表された成績に疑義がある場合にはこの制度を利用してください。

※各クォーターの成績発表日は、うりぼーポータル「授業／履修登録」カテゴリ内で確認することができます。学部によって、進級・卒業対象学生の発表日を変更していることがありますので、所属学部での掲示・通知を確認してください。

3 全学共通授業科目の成績評価に対する申し立てについて

履修した全学共通授業科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、成績評価について担当教員に説明を求めることができます。成績評価に対する申し立ては、成績評価の照会や評価の変更を願い出る制度ではありません。シラバスや授業内で示された学修目標・成績評価基準に照らし、成績評価に疑義を申し立てる正当な理由を有する場合にのみ、**成績発表日から1週間以内に共通教育グループへ**申し立ての事務手続きを行ってください。

4 不正行為について

全学共通授業科目の定期試験、成績を課すレポート(授業中に実施する小テストなど、成績評価の対象となる試験・提出物を含む)等において、**不正行為があった場合は、その学期(前期の場合は第1クォーター及び第2クォーター、後期の場合は第3クォーター及び第4クォーター)に履修した全学共通授業科目の成績がすべて無効となります。**

○定期試験または授業中における試験において、試験時間中に次の行為を実行した場合は、不正行為と認定することがあります。

- (1) 定期試験において、受験のために許可された物品以外(筆箱、下敷き、パソコン及び携帯電話等の通信機器を含む)を机上、または机の中に置いていた場合。
- (2) 持ち込みを許可されていないノート、教科書、プリント等も同様。
- (3) 他人の答案を写す、または他人に答案を写させた場合
- (4) 受験者に代わって受験、または他人に代理受験を依頼した場合
- (5) 試験内容について私語を交わす、または試験を妨害した場合
- (6) 試験監督の指示に従わなかった場合
- (7) その他、試験の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

○成績評価のために課すレポート等において、次の行為を実行した場合は不正行為と認定することがある。

- (1) 他人の作成したレポート等の内容を書き写す(内容の一部を書き換えた場合を含む)、または他人にレポートの内容を作成させた場合
- (2) 故意に他人に作成したレポートの内容を書き写させる、または他人に作成したレポート等を提供した場合
- (3) レポート等の作成において剽窃(他人の著作物の内容等について出典を明記せず、自分の作成した内容とする等)した場合
- (4) レポート等の作成においてデータや画像の改ざん、捏造を行った場合

(5)その他, レポート等の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

※授業中に提出する小テスト、小レポート等の代筆について、代筆を依頼した学生、依頼されて代筆を行った学生共に不正行為の対象となります。手の負傷等のやむを得ない事情がある場合は、事前に担当教員へ相談の上、指示に従ってください。

※レポート作成の際に不明な点がある場合は、担当教員に事前に確認の上、指示に従ってください。

★不正行為に関して、遠隔授業における注意点を追加で掲示する場合は、教養教育院 WEB サイトに掲載します。

5 授業の欠席について

1 通常の授業を欠席する場合

(対面授業の場合)

○欠席することがあらかじめ分かっている場合。(教育実習、介護等体験などを含む)

→事前の授業に出席した際、必ず担当教員に事情を説明してください。

・定期健康診断と全学共通授業科目が重複する場合は授業を優先し、他の日時に健康診断を受検してください。

○急性の病気、忌引き(配偶者、二親等以内の親族)、不慮の事故、公共交通機関の大幅な遅延等で当日急遽欠席する場合。

→翌週の授業に出席した際、必ず担当教員に事情を説明してください。

どちらのケースも、教員に事情を説明する際、必ず欠席の理由が証明できるもの(診断書など)を教員に直接提出してください。授業の内容により、欠席に対する配慮ができないことがあります。

・教員の連絡先について、事務では学生からの問い合わせに応じません。

・通常授業の欠席に対する配慮の可否については、授業担当教員が判断します。

・専門科目の実習や集中講義と全学共通授業科目が重複する場合は、全学共通授業科目を優先してください。

判断に困る場合は事前に学務課共通教育グループに申し出てください。

(遠隔授業の場合)

対応は上記(対面授業の場合)と同じです。

★メール等で教員に連絡する場合は、必ず自身の所属・学籍番号・氏名・連絡事項を適切に伝えるようにしてください。

【注意】本学には「公欠」制度はありません。

・ただし、特例措置として激甚災害に伴う学生の休学等に関する神戸大学教学規則等の特例を定める規則第1条に定める激甚災害等に関するボランティア活動への参加による授業の欠席については公欠を願い出ることができますので、所属学部の教務学生担当係に申し出てください。

・病気や怪我などで2週間以上欠席する場合は「欠席届」を所属学部の教務学生担当係へ提出してください。(長期欠席を届け出る制度で、欠席に対する特別な配慮を届け出るものではありません。)

・裁判員制度により講義及び定期試験等をやむを得ず欠席する場合には、所属学部の教務学生担当係に申し出てください。

・課外活動については、正課(授業)が優先です。課外活動による欠席については、特別な配慮を行いません。(通常の欠席と同じ扱いになります。)なお、国際大会等に招集された場合は、学生支援課生活支援グループもしくは所属学部の教務学生担当係に相談してください。ただし、授業の性質上、配慮されない可能性もあります。

2 定期試験を欠席する場合

追試験は原則行いません。ただし、急性の病気、忌引(配偶者、二親等内の親族)、不慮の事故、公共交通機関の運休又は大幅な遅延、大学の授業科目として行われる実習(対象となるかどうかについて事前にK棟事務室共通教育グループで確認すること)、その他やむを得ない事由による場合には、本人の願い出により、認められることがあります。

なお、協定に基づく留学をする学生または神戸大学の教育プログラム(海外で実施されるものに限る。)に参加する学生で、留学期間と全学共通授業科目の定期試験日が重なる場合は、定期試験の実施日の変更を認めることがあります。手続きの詳細については、「協定等に基づく留学に伴う全学共通授業科目の定期試験実施日の変更について」の掲示を、K棟掲示板又は教養教育院 WEB サイトにて確認して下さい。

★遠隔授業・対面授業にかかわらず、定期試験の欠席について、詳細については教養教育院 WEB サイトで「追試験について」の掲示を確認してください。

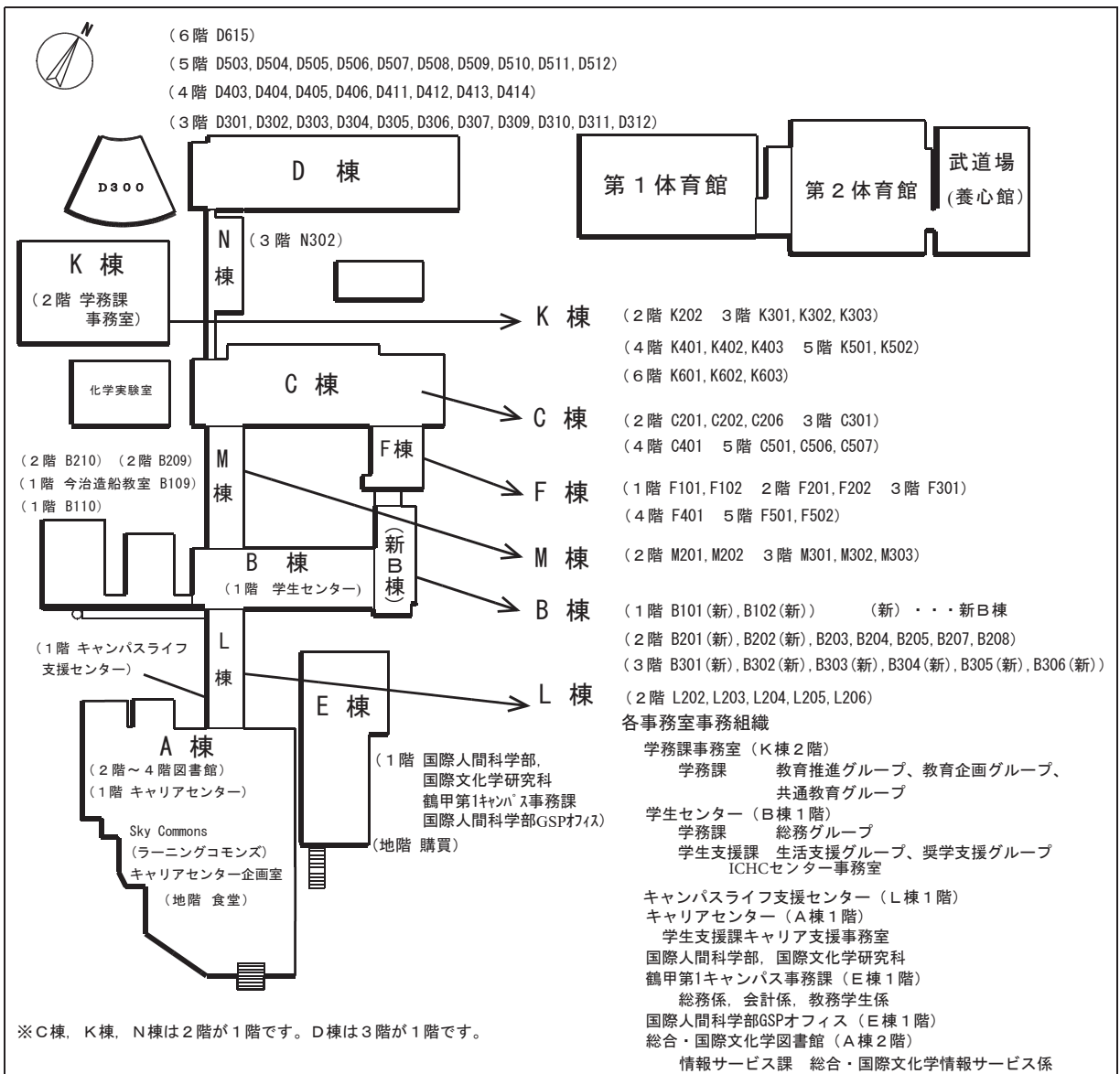
●交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置については、K棟掲示板又は神戸大学 WEB サイト内うりぼーポータルの次のページを参考にしてください。

「交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置」

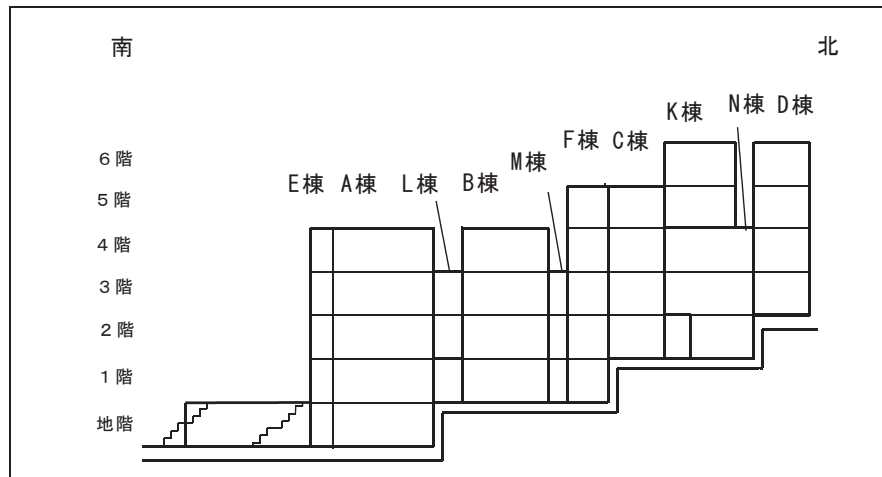
<https://www.uriboportal.ofc.kobe-u.ac.jp/class-courses/class-cancellation/>

- ★「授業・定期試験の休講措置」のルールは上記サイトに掲載されますので、確認してください。
授業ごとに指示がある場合もあるので、BEEF+等でも確認してください。

7 鶴甲第1キャンパス教室場所等配置図



横断面図



8 教養科目の全体像

教養科目（総合系）

複眼的、批判的、創造的、包括的に思考し判断する能力を身につける。

現代的な話題について、講義に加え演習やフィールドワークなども実施。全学年対象、標準で0～4単位取得。

社会と環境

ESD 論・環境学入門・海への誘い・社会と人権・ジェンダーとセクシュアリティなど

価値と創造

ひょうご神戸学・神戸大学史・価値創造論・職業と学び・アントレプレナーシップなど

科学と技術

食と健康・生物資源と農業・科学技術と社会・カタチの文化学・データサイエンスなど

世界と日本

外国語セミナー・海外留学のすすめ・多文化共修セミナー・国際協力の現状と課題など

共通専門 基礎科目

線形代数・力学基礎・有機化学・生物学概論など

資格免許の ための科目

日本国憲法

教養科目

（人文系・社会系・自然系）

伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ、自ら課題を設定し、創造的に解決できる能力を身につける。主に1～2年対象、標準で所属する学部学科の専門以外の系から最低8単位、総合系と合わせて12単位取得。

人文系

哲学・倫理学・心理学・教育学・言語科学・文学・芸術史・科学史・日本史・西洋史・考古学など

社会系

法学・政治学・経済学・経営学・社会学・地理学・社会思想史・文化人類学・現代社会論など

自然系

数学・統計学・物理学・化学・生物学・惑星学・生命科学・医学・保健科学・情報学など

教養科目

（外国語系）

多様な価値観を尊重し異文化を深く理解する力と、それを支える優れたコミュニケーション能力を身につける。主に1年対象、標準で8単位取得。

外国語 第Ⅰ（英語）

外国語 第Ⅱ・第Ⅲ

（ドイツ語・フランス語・ロシア語・中国語）

教養科目

（健康・スポーツ科学系）

創造的な生活様式を獲得し、スポーツによる主体的な健康の維持と体力の増進のための知識や能力を身につける。全学年対象、選択科目。

健康スポーツ科学講義・健康スポーツ科学実習など

教養科目（基盤系）

すべての授業科目の基礎となる知識や能力を修得し、高い倫理性と、知性、理性及び感性の調和した豊かな教養を身につける。1年対象、4単位必修。

教養とは何か・多言語と多文化の世界・情報基礎・データサイエンス基礎学

7 神戸大学における授業料，入学料，検定料 及び寄宿料の額に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)
最終改正 令和 2 年 3 月 24 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 52 条の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第 2 条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあっては，保育料。以下同じ。），入学料（幼稚園にあっては，入園料。以下同じ。）及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習料	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,200円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第 22 条第 4 項（教学規則第 72 条において準用する場合を含む。）の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。）とする。

3 学部において，出願書類等による選抜（以下「第一段階目の選抜」という。）を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については，第 1 項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし，第二段階目の選抜に係る額は 13,000 円とする。

- 4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 5 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。ただし、編入学において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第1項ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第 3 条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
居室が単身用の 場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮	月額 5,900 円
	住吉寮, 女子寮, 国維寮, インターナショナル・レジデンス (単身室 床面積15㎡未満), 国際交流会館(ユニット単身室)	月額 18,000 円
	インターナショナル・レジデンス (単身室 床面積 15 ㎡ 以上)	月額 21,000 円
居室が世帯用の 場合	国際交流会館 (夫婦室)	月額 9,500 円
	国際交流会館 (家族室)	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス (夫婦室)	月額 45,000 円
	インターナショナル・レジデンス (家族室)	月額 49,000 円

2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

III 学部規則等

1 神戸大学国際人間科学部規則

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学部は、グローバルイシューを深い人間理解と他者への共感をもって解決し、「グローバル共生社会」の実現に貢献する「協働型グローバル人材」を養成することを目的とする。

(学科及び講座)

第 3 条 本学部に次の学科及び講座を置く。

学 科	講 座
グローバル文化	グローバル文化形成，グローバル社会動態，グローバル・コミュニケーション
発達コミュニティ	発達基礎，コミュニティ形成
環境共生	環境基礎科学，環境形成科学
子ども教育	学校教育学，乳幼児教育学

(各学科における教育研究上の目的)

第 4 条 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) グローバル文化学科

多文化間の境界を乗り越えるグローバル共生社会を実現するため、諸文化の多様な様相と社会のグローバル化についての正確な理解を基に、現代世界が抱える文化的・社会的問題を自らのイニシアティブで解決へと導くリーダーシップを備えた人材を養成することを目的とする。

(2) 発達コミュニティ学科

人間の発達は多様なコミュニティにおける社会的諸関係（学修や経験・協働）を通じて実現されていく。「発達コミュニティ」をこのように理解した上で、人々の多様性や異質性を尊重した持続可能なグローバル共生社会の実現を目指し、人間の多様な発達と、発達を支えるコミュニティ（多様な人々が協働する社会）に関する研究・教育を行い、人間がより良く生きるとともに、それを可能にする多様なコミュニティを国際社会を舞台として形成・展開していく能力を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(3) 環境共生学科

人間と環境の調和に根ざす持続可能なグローバル共生社会の実現を目指し、身近な環

境から地球環境に至る幅広い環境について、様々な問題を発見・立論し、解決に導くために必要な能力を有し、さらに、国際的な視野から課題に取り組む行動力を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(4) 子ども教育学科

次世代育成を通じたグローバル共生社会の実現を目指し、グローバル社会に関わる幅広い視野を持ちながら、子どもと学校が抱える課題を多面的に認識し、実践的に解決していく能力を身に付けた初等教育教員等を養成することを目的とする。

(学部長)

第5条 本学部に、学部長を置く。

2 学部長は、本学部に関する事項を総括する。

(副学部長)

第6条 本学部に、副学部長を置く。

2 副学部長は、学部長の職務を補佐する。

3 副学部長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第7条 学科に、学科長を置く。

2 学科長は、当該学科に関する事項を総括する。

3 学科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(コース)

第8条 子ども教育学科に、教職科目を履修させるためのコースを置く。

2 前項のコースについて必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第9条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。

3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

5 教学規則第27条第2項の規定により開設する授業科目については、別に定める。

(単位の基準)

第10条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(4) 卒業研究については、卒業論文等をもって10単位とする。

(履修要件)

第11条 学生は、別表第2に定めるところに従い、124単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 9 条第 5 項の授業科目の履修により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。
- 3 外国人留学生が教学規則第 26 条第 2 項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第 12 条 教学規則第 29 条第 1 項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、49 単位とする。

- 2 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び特別の事情のある学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目の履修)

第 13 条 学生は、毎学期指定の期日までに、所定の履修届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

- 2 卒業研究の履修については、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。この場合においては、第 3 年次の終わりまでに所定の単位を修得していなければならない。
- 3 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 14 条 学生は、教授会の議を経て、本学部と協定している他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を限度として本学部において修得したものとみなし、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第 15 条 学生が教授会の議を経て、休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学部において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 3 項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を限度として、別表第 2 の必要修得単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 16 条 教学規則第 35 条第 1 項に規定する単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 前項の規定により認定された単位数は、第14条第3項並びに前条第1項及び第2項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教学規則第36条第1項及び第2項に規定する既修得単位等の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第3項、第15条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試験)

第18条 試験は、科目試験及び卒業論文等試験とする。

(科目試験)

第19条 科目試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって科目試験に代えることがある。

3 不合格となった授業科目についての再試験は、行わない。

4 科目試験に欠席した者の追試験は、行わない。ただし、教授会の議を経て、特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

(卒業論文等試験)

第20条 卒業論文等試験は、最終学期において定められた期日までに、卒業論文等を提出した者について行う。

2 卒業論文等試験は、提出された卒業論文等の審査及び口頭試験により行う。

3 卒業論文等試験に合格した学生に対しては、卒業研究の単位として10単位を与える。

4 指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第21条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第22条 所定の期間在学し、第11条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

2 教学規則第22条第2項に規定する早期卒業の認定の基準は、別に定める。

(転学科)

第23条 転学科を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することができる。

(特別聴講学生)

第24条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、

別に定めるところにより，所属大学を經由して学部長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の受入れの時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，在学期間は，当該授業科目が開講される学期とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第 25 条 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 26 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学部において，所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，別表第 3 のとおりとする。

(学芸員の資格の取得)

第 27 条 学芸員の資格を取得しようとする者は，博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）及び博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく科目の履修については，別に定める。

第 28 条 削 除

(数理・データサイエンス・AI 教育プログラム)

第 28 条の 2 数理的思考，データ分析・活用力及び AI 活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成するため，本学部に数理・データサイエンス・AI 教育プログラムを置く。

- 2 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関し，必要な事項は別に定める。

(雑 則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

附 則

この規則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(中間附則は省略)

附 則

- 1 この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 7 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

イ 全学科共通

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	必修・選 択の別	備 考
教養科目	基盤系	教養とは何か	1	◎	
		多言語と多文化の世界	1	◎	
		情報基礎	1	◎	
		データサイエンス基礎学	1	◎	
	人文系	哲学	1	○	
		論理学	1	○	
		倫理学	1	○	
		科学技術と倫理	1	○	
		心理学A	1	○	
		心理学B	1	○	
		教育学A	1	○	
		教育学B	1	○	
		教育と人間形成	1	○	
		言語科学A	1	○	
		言語科学B	1	○	
		文学A	1	○	
		文学B	1	○	
		芸術と文化A	1	○	
		芸術と文化B	1	○	
		芸術史A	1	○	
		芸術史B	1	○	
		美術史A	1	○	
		美術史B	1	○	
		科学史A	1	○	
		科学史B	1	○	
		日本史A	1	○	
		日本史B	1	○	
		東洋史A	1	○	
		東洋史B	1	○	
		アジア史A	1	○	
		アジア史B	1	○	
		西洋史A	1	○	
		西洋史B	1	○	
		考古学A	1	○	
		考古学B	1	○	
		社会系	法学A	1	○
	法学B		1	○	
	社会生活と法		1	○	
	国家と法		1	○	
	政治学A		1	○	
	政治学B		1	○	
	政治と社会		1	○	
	経済学A		1	○	
	経済学B		1	○	
現代の経済A	1		○		
現代の経済B	1		○		
経済社会の発展	1		○		
経営学	1		○		
社会学	1		○		
教育と社会	1		○		
地理学	1		○		
社会思想史	1		○		
文化人類学	1		○		
現代社会論A	1		○		
現代社会論B	1		○		
越境する文化	1	○			
生活環境と技術	1	○			

教養科目	自然系	数学A	1	○			
		数学B	1	○			
		数学C	1	○			
		数学D	1	○			
		統計学A	1	○			
		統計学B	1	○			
		物理学A	1	○			
		物理学B	1	○			
		現代物理学が描く世界	1	○			
		身近な物理法則	1	○			
		化学A	1	○			
		化学B	1	○			
		生物学A	1	○			
		生物学B	1	○			
		生物学C	1	○			
		生物学D	1	○			
		生命科学A	1	○			
		生命科学B	1	○			
		医学A	1	○			
		医学B	1	○			
		保健学A	1	○			
		保健学B	1	○			
		健康科学A	1	○			
		健康科学B	1	○			
		惑星学A	1	○			
		惑星学B	1	○			
		情報学A	1	○			
		情報学B	1	○			
		社会と環境	ESD論(持続可能な社会づくり)基礎	1	○		
			ESD論(持続可能な社会づくり)A	1	○		
	ESD論(持続可能な社会づくり)B		1	○			
	環境学入門A		1	○			
	環境学入門B		1	○			
	海への誘い		2	○			
	瀬戸内海学入門		2	○			
	社会と人権A		1	○			
	社会と人権B		1	○			
	社会と人権C		1	○			
	ジェンダーとセクシュアリティA		1	○			
	ジェンダーとセクシュアリティB		1	○			
	総合系		価値と創造	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	○	
				ボランティアと社会貢献活動A	1	○	
				ボランティアと社会貢献活動B	1	○	
		地域社会形成基礎論		1	○		
		ひょうご神戸学		1	○		
日本酒学入門		1		○			
神戸大学史		1		○			
神戸大学研究最前線		1		○			
社会基礎学		2		○			
職業と学び-キャリアデザインを考えるA		1		○			
職業と学び-キャリアデザインを考えるB		1		○			
価値創造論基礎		1		○			
価値創造論A		1		○			
価値創造論B		1		○			
価値創造論C		1		○			
アントレプレナーシップ入門	1	○					
	食と健康A	1	○				
	食と健康B	1	○				
	生物資源と農業A	1	○				
	生物資源と農業B	1	○				
	生物資源と農業C	1	○				

科学と技術	生物資源と農業D	1	○		
	科学技術と社会A	1	○		
	科学技術と社会B	1	○		
	科学技術と社会C	1	○		
	科学技術と社会D	1	○		
	カタチの文化学	1	○		
	カタチの自然学A	1	○		
	カタチの自然学B	1	○		
	カタチの科学	1	○		
	放射線科学	2	○		
	データサイエンス概論A	1	○		
	データサイエンス概論B	1	○		
	データサイエンス基礎演習	1	○		
	データサイエンスPBL演習	1	○		
	世界と日本	外国語セミナーA(英語)	1	○	
		外国語セミナーB(英語)	1	○	
外国語セミナーC(英語)		1	○		
外国語セミナーD(英語)		1	○		
外国語セミナーA(ドイツ語)		1	○		
外国語セミナーB(ドイツ語)		1	○		
外国語セミナーC(ドイツ語)		1	○		
外国語セミナーD(ドイツ語)		1	○		
外国語セミナーE(ドイツ語)		1	○		
外国語セミナーF(ドイツ語)		1	○		
外国語セミナーA(フランス語)		1	○		
外国語セミナーB(フランス語)		1	○		
外国語セミナーC(フランス語)		1	○		
外国語セミナーD(フランス語)		1	○		
外国語セミナーE(フランス語)		1	○		
外国語セミナーF(フランス語)		1	○		
外国語セミナーA(中国語)		1	○		
外国語セミナーB(中国語)		1	○		
外国語セミナーC(中国語)		1	○		
外国語セミナーD(中国語)		1	○		
外国語セミナーE(中国語)		1	○		
外国語セミナーF(中国語)		1	○		
外国語セミナーA(ロシア語)		1	○		
外国語セミナーB(ロシア語)		1	○		
外国語セミナーC(ロシア語)		1	○		
外国語セミナーD(ロシア語)		1	○		
外国語セミナーE(ロシア語)		1	○		
外国語セミナーF(ロシア語)		1	○		
多言語セミナー1(スペイン語)		1	○		
多言語セミナー2(スペイン語)		1	○		
多言語セミナー3(スペイン語)		1	○		
多言語セミナー4(スペイン語)		1	○		
多言語セミナー1(イタリア語)		1	○		
多言語セミナー2(イタリア語)		1	○		
多言語セミナー3(イタリア語)		1	○		
多言語セミナー4(イタリア語)		1	○		
多言語セミナー1(韓国語)		1	○		
多言語セミナー2(韓国語)		1	○		
多言語セミナー3(韓国語)		1	○		
多言語セミナー4(韓国語)		1	○		
多言語セミナー1(ラテン語)		1	○		
多言語セミナー2(ラテン語)		1	○		
多言語セミナー3(ラテン語)	1	○			
多言語セミナー4(ラテン語)	1	○			
複言語共修セミナー(タンデム)	1	○			
複言語共修セミナー(外国語としての日本語)	1	○			
グローバルリーダーシップ育成基礎演	2	○			

教養科目	総合系	多文化共生のための日本語コミュニケーション	1	○		
		海外留学のすすめA	1	○		
		海外留学のすすめB	1	○		
		グローバルラーニングスキルズ	1	○		
		グローバルエキスパートセミナー	1	○		
		グローバルチャレンジ実習	1又は2	○		
		国際共修プロジェクト	1又は2	○		
		国際協力の現状と課題A	1	○		
		国際協力の現状と課題B	1	○		
		国際協力アクティブ・ラーニングA	2	○		
		国際協力アクティブ・ラーニングB	2	○		
		国際協力アクティブ・ラーニングC	2	○		
		外国語第 I	Academic English Communication A1	0.5	◎	
			Academic English Communication A2	0.5	◎	
Academic English Communication B1	0.5		◎			
Academic English Communication B2	0.5		◎			
Academic English Communication B1 (ACE)	0.5		(○) ※	※Academic English Communication B1, B2 は, Academic English Communication B1, B2 (ACE) で, Academic English Literacy B1, B2は, Academic English Literacy B1, B2 (ACE) でそれぞれ代替することができる。		
Academic English Communication B2 (ACE)	0.5		(○) ※			
Academic English Literacy A1	0.5		◎			
Academic English Literacy A2	0.5		◎			
Academic English Literacy B1	0.5		◎			
Academic English Literacy B2	0.5		◎			
Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5		(○) ※			
Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5		(○) ※			
外国語系	外国語第 II		ドイツ語初級A1		0.5	○
			ドイツ語初級A2		0.5	○
		ドイツ語初級B1	0.5		○	
		ドイツ語初級B2	0.5		○	
		ドイツ語初級A3	0.5		○	
		ドイツ語初級A4	0.5		○	
		ドイツ語初級B3	0.5	○		
		ドイツ語初級B4	0.5	○		
		ドイツ語初級SA3	0.5	(○) ※		
		ドイツ語初級SA4	0.5	(○) ※		
		ドイツ語初級SB3	0.5	(○) ※		
		ドイツ語初級SB4	0.5	(○) ※		
		ドイツ語中級C1	0.5	○		
		ドイツ語中級C2	0.5	○		
	フランス語初級A1	0.5	○			
	フランス語初級A2	0.5	○			
	フランス語初級B1	0.5	○			
	フランス語初級B2	0.5	○			
	フランス語初級A3	0.5	○			
	フランス語初級A4	0.5	○			
	フランス語初級B3	0.5	○			
	フランス語初級B4	0.5	○			
	フランス語初級SA3	0.5	(○) ※			
	フランス語初級SA4	0.5	(○) ※			
	フランス語初級SB3	0.5	(○) ※			
	フランス語初級SB4	0.5	(○) ※			
	フランス語中級C1	0.5	○			
	フランス語中級C2	0.5	○			
	中国語初級A1	0.5	○			
	中国語初級A2	0.5	○			
中国語初級B1	0.5	○				
中国語初級B2	0.5	○				
中国語初級A3	0.5	○				
中国語初級A4	0.5	○				
中国語初級B3	0.5	○				
中国語初級B4	0.5	○				
中国語初級SA3	0.5	○				

教養科目	外国語系	中国語初級SA4	0.5	○	各言語で○から8科目 (中級を除く) ※ドイツ語, フランス語及び中国語の初級(A3, A4, B3, B4)は初級(SA3, SA4, SB3, SB4)でそれぞれ代替することができる。
		中国語初級SB3	0.5	○	
		中国語初級SB4	0.5	○	
		中国語中級C1	0.5	○	
		中国語中級C2	0.5	○	
		ロシア語初級A1	0.5	○	
		ロシア語初級A2	0.5	○	
		ロシア語初級B1	0.5	○	
		ロシア語初級B2	0.5	○	
		ロシア語初級A3	0.5	○	
		ロシア語初級A4	0.5	○	
		ロシア語初級B3	0.5	○	
		ロシア語初級B4	0.5	○	
		ロシア語中級C1	0.5	○	
	ロシア語中級C2	0.5	○		
	外国語第Ⅲ	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5	○	
		第三外国語(ドイツ語)T2	0.5	○	
		第三外国語(ドイツ語)T3	0.5	○	
		第三外国語(ドイツ語)T4	0.5	○	
		第三外国語(フランス語)T1	0.5	○	
		第三外国語(フランス語)T2	0.5	○	
		第三外国語(フランス語)T3	0.5	○	
		第三外国語(フランス語)T4	0.5	○	
	健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学講義A	1	○	
		健康・スポーツ科学講義B	1	○	
		健康・スポーツ科学実習基礎	1	○	
健康・スポーツ科学実習1		0.5	○		
健康・スポーツ科学実習2		0.5	○		
資格免許のための科目	日本国憲法 1	1	○		
	日本国憲法 2	1	○		
	教職論(中・高)	2	○		
	教育原理	2	○		
	教育史	2	○		
	教育行政学(中・高)	2	○		
	教育経営学(中・高)	2	○		
	中等特別支援教育論	2	○		
	中等カリキュラム論	2	○		
	英語科教育論A	2	○		
	英語科教育論B	2	○		
	英語科教育論C	2	○		
	英語科教育論D	2	○		
	英語科教育論E	2	○		
	音楽科教育論A	2	○		
	音楽科教育論B	2	○		
	音楽科教育論C	2	○		
	音楽科教育論D	2	○		
	美術科教育論A	2	○		
	美術科教育論B	2	○		
	美術科教育論C	2	○		
	美術科教育論D	2	○		
	理科教育論A	2	○		
	理科教育論B	2	○		
	理科教育論C	2	○		
	理科教育論D	2	○		
	数学科教育論A	2	○		
	数学科教育論B	2	○		
	数学科教育論C	2	○		
	数学科教育論D	2	○		
	家庭科教育論A	2	○		
	家庭科教育論B	2	○		
	家庭科教育論C	2	○		

資格免許のための科目	家庭科教育論D	2	○	
	社会科教育論A	2	○	
	社会科教育論B	2	○	
	公民科教育論	2	○	
	社会科・公民科教育論	2	○	
	地歴科教育論	2	○	
	社会科・地歴科教育論	2	○	
	中等道徳教育論	2	○	
	総合的な学習の指導法（中・高）	2	○	
	中等特別活動指導論	2	○	
	中等学習指導・ICT活用論	2	○	
	中等生徒指導論	2	○	
	中等教育事前・事後指導	1	○	
	中学校教育実地研究A	2	○	
	中学校教育実地研究B	2	○	
	高等学校教育実地研究	2	○	
	教職実践演習（中・高）	2	○	
	工芸実践演習	2	○	
	ソルフェージュ	2	○	
	先端表現演習	2	○	
	自然地理学	2	○	
	地誌	2	○	
	博物館概論	2	○	
	博物館経営論	2	○	
	博物館資料論	2	○	
	博物館展示論	2	○	
	博物館教育論	2	○	
	博物館情報・メディア論	2	○	
	博物館実習	3	○	

ロ グローバル文化学科

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択 の別	備考	
専門科目	学部共通基礎科目	初年次セミナー	1	◎		
		国際開発援助論 (JICA)	1	○		
		フィールドワーク基礎論	1	○		
		異文化間教育論	1	○		
		ソーシャルエンパワメント論	1	○		
		グローバル共生社会論	1	○		
		学部共通発展科目	フィールドワーク方法論	1	○	
			Academic Communication (英)	2	◎	
			Academic Writing (英)	2	○	
			Test Preparation	2	○	
			Academic Communication (独)	2	○	
			Academic Communication (仏)	2	○	
			Academic Writing (独)	2	○	
			Academic Writing (仏)	2	○	
			国際コミュニケーション演習A	1	○	
			国際コミュニケーション演習B	1	○	
			Cultures and Societies in Japan A	1	○	
			Cultures and Societies in Japan B	1	○	
	日本語コミュニケーション1		1	○		
	日本語コミュニケーション2		1	○		
	情報発信演習1		1	○		
	情報発信演習2		1	○		
	プログラミング基礎演習1		1	○		
	プログラミング基礎演習2		1	○		
	外国語実習A		1	○	認定科目	
	外国語実習B		2	○	認定科目	
	インターンシップ実習A		1	○	認定科目	
	インターンシップ実習B		2	○	認定科目	
	フィールドワーク実習A		1	○	認定科目	
	フィールドワーク実習B		2	○	認定科目	
	日本語文法基礎		1	○		
	実践日本語基礎		1	○		
	日本語・日本文化基礎演習		1	○		
	グローバル・スタ ディーズ・プログラム (GSP) 科目	グローバルイシュー概論	1	◎		
		グローバルイシュー演習	1	◎		
		海外実施GSコース	2	○	ここから1科目	
		国内実施GSコース	2	○		
	学科共通科目	情報科学概論	1	◎		
		情報リテラシー演習1	1	◎		
		情報リテラシー演習2	1	◎		
		地域文化概論	1	○	ここから3科目	
		異文化コミュニケーション概論	1	○		
		現代文化システム概論	1	○		
		言語情報コミュニケーション概論	1	○		
		Academic Skills	2	○		
English Presentation Skills		2	○			
English for Professional Purposes		2	○			
World Englishes		2	○			
Lectures on Social Dynamics		1	○			
Lectures on Cultural Formations		1	○			
Lectures on Global Communication		1	○			
Study on Global Cultures		1-28	○			
学科コア科目		日本社会文化論	2	○		
		東アジア政治社会論	2	○		
		環大西洋文化論	2	○		
		文化人類学	2	○		
		越境文化形成論	2	○		
		国際関係論	2	○		

	学科コア科目	近現代思想文化論	2	○	
		現代社会理論	2	○	
芸術環境創造論		2	○		
言語構造論		2	○		
非言語コミュニケーション論		2	○		
現代IT入門		2	○		
専門科目	学科展開科目	日本思想文化論	2	○	
		日本文化交流論	2	○	
		日本メディア文化論	2	○	
		日本歴史文化論	2	○	
		オセアニア社会文化論	2	○	
		東アジア社会文化論	2	○	
		東南アジア社会文化論	2	○	
		東南アジア政治文化論	2	○	
		アメリカ文化論	2	○	
		イギリス社会文化論	2	○	
		ヨーロッパ社会文化論	2	○	
		越境文学論	2	○	
		現代社会人類学	2	○	
		現代民族誌学	2	○	
		比較民族学	2	○	
		文化混交論	2	○	
		科学技術文明論	2	○	
		越境社会文化論	2	○	
		越境文化交流論	2	○	
		越境社会共生論	2	○	
		多文化政治社会論	2	○	
		比較政策論	2	○	
		比較政治社会論	2	○	
		平和構築論	2	○	
		近現代倫理思想論	2	○	
		近現代政治思想論	2	○	
		近現代科学思想論	2	○	
		近現代社会思想論	2	○	
		グローバル正義論	2	○	
		ジェンダー社会文化論	2	○	
		メディア社会文化論	2	○	
		現代規範論	2	○	
		文化環境形成論	2	○	
		芸術文化表象論	2	○	
		視覚文化論	2	○	
		近現代芸術理論	2	○	
		第二言語習得論	2	○	
		言語機能論	2	○	
		コミュニケーション表現論	2	○	
		言語社会論	2	○	
		音声コミュニケーション論	2	○	
		コミュニケーション構造論	2	○	
		コミュニケーション比較論	2	○	
		認知コミュニケーション論(知覚・認知心理学)	2	○	
		ITコミュニケーションデザイン	2	○	
		社会システム科学	2	○	
データマネジメント	2	○			
統計情報処理	2	○			
心理学の基礎と歩み(心理学概論)	2	○			
メディア論	2	○			
社会調査法A	1	○			
社会調査法B	1	○			
シアトリカル・アート論	2	○			
コミュニティ・ジェンダー論	2	○			
知覚と行為(知覚・認知心理学)	2	○			

専門科目	学科専門科目	学科展開科目	社会教育計画論	2	○	
			生涯学習論	2	○	
			社会教育実践論	2	○	
			環境経済学	2	○	
			生活空間計画論	2	○	
			社会環境思想史	2	○	
			福祉社会環境史	2	○	
			地域社会共生論	2	○	
			地域文化論基礎演習Ⅰ	2	○	
			異文化コミュニケーション論基礎演習Ⅰ	2	○	
			現代文化システム論基礎演習Ⅰ	2	○	
			言語情報コミュニケーション論基礎演習Ⅰ	2	○	
			地域文化論基礎演習Ⅱ	2	○	
			異文化コミュニケーション論基礎演習Ⅱ	2	○	
			現代文化システム論基礎演習Ⅱ	2	○	
			言語情報コミュニケーション論基礎演習Ⅱ	2	○	
			地域文化論発展演習Ⅰ	2	○	
			異文化コミュニケーション論発展演習Ⅰ	2	○	
			現代文化システム論発展演習Ⅰ	2	○	
			言語情報コミュニケーション論発展演習Ⅰ	2	○	
			地域文化論発展演習Ⅱ	2	○	
			異文化コミュニケーション論発展演習Ⅱ	2	○	
			現代文化システム論発展演習Ⅱ	2	○	
			言語情報コミュニケーション論発展演習Ⅱ	2	○	
			グローバル文化特別演習Ⅰ	2	◎	
			グローバル文化特別演習Ⅱ	2	◎	
			卒業研究	10	◎	

ハ 発達コミュニティ学科

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択 の別	備考	
専 門 科 目	学 部 専 門 科 目	学 部 共 通 基 礎 科 目	初年次セミナー	1	◎	
			国際開発援助論 (JICA)	1	○	
			フィールドワーク基礎論	1	○	
			異文化間教育論	1	○	
			ソーシャルエンパワメント論	1	○	
			グローバル共生社会論	1	○	
		学 部 共 通 発 展 科 目	フィールドワーク方法論	1	○	
			Academic Communication (英)	2	◎	
			Academic Writing (英)	2	○	
			Test Preparation	2	○	
			Academic Communication (独)	2	○	
			Academic Communication (仏)	2	○	
			Academic Writing (独)	2	○	
			Academic Writing (仏)	2	○	
			国際コミュニケーション演習A	1	○	
			国際コミュニケーション演習B	1	○	
			Cultures and Societies in Japan A	1	○	
			Cultures and Societies in Japan B	1	○	
	日本語コミュニケーション1		1	○		
	日本語コミュニケーション2		1	○		
	情報発信演習1		1	○		
	情報発信演習2		1	○		
	プログラミング基礎演習1		1	○		
	プログラミング基礎演習2		1	○		
	外国語実習A		1	○	認定科目	
	外国語実習B		2	○	認定科目	
	インターンシップ実習A		1	○	認定科目	
	インターンシップ実習B		2	○	認定科目	
	フィールドワーク実習A		1	○	認定科目	
	フィールドワーク実習B		2	○	認定科目	
	日本語文法基礎		1	○		
	実践日本語基礎		1	○		
	日本語・日本文化基礎演習		1	○		
	グ ロ ー バ ル ・ ス タ デ ィ ー ズ ・ プ ロ グ ラ ム (G S P) 科 目	グローバルイシュー概論	1	◎		
		グローバルイシュー演習	1	◎		
		海外実施GSコース	2	○	ここから1科目	
		国内実施GSコース	2	○		
	学 科 専 門 科 目	学 科 共 通 科 目	発達コミュニティ概論	2	◎	
			発達コミュニティ演習1	2	◎	
			発達コミュニティ演習2	2	◎	
		学 科 コ ア 科 目	地域社会学	1	◎	
			社会教育計画論	2	○	
			生涯学習論	2	○	
			障害共生教育論	2	○	
			コミュニティ・ジェンダー論	2	○	
心理学の基礎と歩み(心理学概論)			2	○		
健康心理学(健康・医療心理学)			2	○		
心理学調査法(心理学研究法)			2	○		
心理学研究実践A			2	○		
心理学研究実践B(心理学研究法)			2	○		
アクティブライフ概論			2	○		
からだの構造と機能 (人体の構造と機能及び疾病)			2	○		
加齢の認知心理学(知覚・認知心理学)			2	○		
運動心理学			2	○		
スポーツプロモーション論			2	○		
身体運動の文化史			2	○		
音楽文化史			2	○		

専門科目	学科専門科目	学科コア科目	民族音楽学	2	○	
		サウンドデザイン	1	○		
専門科目	学科展開科目		音楽作品研究	2	○	
			日本文化交流論	2	○	
			創造の発想とプロセスA	1	○	
			創造の発想とプロセスB	1	○	
			表現の科学	2	○	
			知覚と行為(知覚・認知心理学)	2	○	
			身体・創造・創発	2	○	
			身体表現論	2	○	
			ファッション文化論	2	○	
			空間造形論	2	○	
			絵画アート論	2	○	
			デザイン論	2	○	
			メディア論	2	○	
			社会調査法A	1	○	
			社会調査法B	1	○	
			社会教育課題研究(ボランティア学習論)	2	○	
			社会教育課題研究(障害共生教育論)	2	○	
			社会教育課題研究(ジェンダー問題学習論)	2	○	
			社会教育実践論	2	○	
			発達心理学(幼・小)	2	○	
			心の発達と教育1(学習・言語心理学1)	1	○	
			心の発達と教育2(教育・学校心理学1)	1	○	
			心の発達と教育3(教育・学校心理学2)	1	○	
			児童の発達と学習	2	○	
			青年心理学	2	○	
			初等学校教育相談	2	○	
			社会性の発達心理学	2	○	
			生理心理学(神経・生理心理学)	2	○	
			臨床心理学(臨床心理学概論)	2	○	
			心理面接論(心理学的支援法)	2	○	
			深層心理学	2	○	
			家族の発達と病理1(社会・集団・家族心理学1)	1	○	
			家族の発達と病理2(社会・集団・家族心理学2)	1	○	
			ライフコースの心理学(発達心理学)	2	○	
			感情・人格心理学	2	○	
			中等学校教育相談	2	○	
			心理学実験法	1	○	
			心理学観察法	1	○	
			発達アセスメント(心理的アセスメント)	2	○	
			心理検査法(心理的アセスメント)	2	○	
			投影法心理検査	2	○	
			心理学統計法A	2	○	
			心理学統計法B	2	○	
			臨床心理学演習(心理演習)	2	○	
			公認心理師の職責	1	○	
			福祉心理学	1	○	
	司法・犯罪心理学	1	○			
	産業・組織心理学	1	○			
	関係行政論	1	○			
	心理学的援助支援(心理実習)	2	○			
	障害児発達学(障害者・障害児心理学)	2	○			
	臨床発達支援学1	1	○			
	臨床発達支援学2	1	○			
	身体機能の適応	2	○			
	健康運動科学	2	○			
	加齢の健康行動科学	2	○			
	人の動きの計測と制御	2	○			
	身体運動のダイナミクス	2	○			

専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	加齢の社会心理学(社会・集団・家族心理学)	2	○	
		身体マネジメント研究	2	○	
		環境保健学	2	○	
		アクティブライフ演習	2	○	
		応用身体運動科学	2	○	
		コミュニティ環境の心理学	2	○	
		身体運動科学実験	1	○	
		声の表現	2	○	
		シアトリカル・アート論	2	○	
		民族音楽演奏演習1	1	○	
		民族音楽演奏演習2	1	○	
		民族音楽演奏特別演習	2	○	
		音楽集団活動論1	1	○	
		音楽集団活動論2	1	○	
		器楽アンサンブル1	1	○	
		器楽アンサンブル2	1	○	
		ミュージックセオリー&アナリシス	2	○	
		声楽表現演習	2	○	
		ピアノ演奏演習	2	○	
		声楽アンサンブル1	1	○	
		声楽アンサンブル2	1	○	
		声楽伴奏表現演習	1	○	
		邦楽歌唱法	1	○	
		邦楽器演奏法	1	○	
		芸術表現演習	2	○	
		空間アート実践	2	○	
		絵画アート実践	2	○	
		デザイン演習	2	○	
		芸術批評演習	2	○	
		映像・メディア論演習	2	○	
		表現の科学演習	2	○	
		ダンスと科学	2	○	
		コンテンポラリーダンス	2	○	
		視覚文化論	2	○	
		芸術文化表象論	2	○	
		認知コミュニケーション論(知覚・認知心理学)	2	○	
		ジェンダー社会文化論	2	○	
		メディア社会文化論	2	○	
		非言語コミュニケーション論	2	○	
		グラフィックサイエンス	2	○	
		幾何デザインと視覚伝達	2	○	
		卒業研究	10	◎	

二 環境共生学科

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択の別	備考
学部専門科目	学部共通基礎科目	初年次セミナー	1	◎	
		国際開発援助論 (JICA)	1	○	
		フィールドワーク基礎論	1	○	
		異文化間教育論	1	○	
		ソーシャルエンパワメント論	1	○	
		グローバル共生社会論	1	○	
	学部共通発展科目	フィールドワーク方法論	1	○	
		Academic Communication (英)	2	◎	
		Academic Writing (英)	2	○	
		Test Preparation	2	○	
		Academic Communication (独)	2	○	
		Academic Communication (仏)	2	○	
		Academic Writing (独)	2	○	
		Academic Writing (仏)	2	○	
		国際コミュニケーション演習A	1	○	
		国際コミュニケーション演習B	1	○	
		Cultures and Societies in Japan A	1	○	
		Cultures and Societies in Japan B	1	○	
		日本語コミュニケーション1	1	○	
		日本語コミュニケーション2	1	○	
		情報発信演習1	1	○	
		情報発信演習2	1	○	
		プログラミング基礎演習1	1	○	
		プログラミング基礎演習2	1	○	
		外国語実習A	1	○	認定科目
		外国語実習B	2	○	認定科目
		インターンシップ実習A	1	○	認定科目
インターンシップ実習B	2	○	認定科目		
フィールドワーク実習A	1	○	認定科目		
フィールドワーク実習B	2	○	認定科目		
日本語文法基礎	1	○			
実践日本語基礎	1	○			
日本語・日本文化基礎演習	1	○			
グローバル・スタ ディーズ・プログラム (GSP) 科目	グローバルイシュー概論	1	◎		
	グローバルイシュー演習	1	◎		
	海外実施GSコース	2	○	ここから1科目	
	国内実施GSコース	2	○		
学科専門科目	共通専門基礎科目	物理学入門	1	○	
		力学基礎1	1	○	
		力学基礎2	1	○	
		電磁気学基礎1	1	○	
		電磁気学基礎2	1	○	
		連続体力学基礎	1	○	
		熱力学基礎	1	○	
		量子力学基礎	1	○	
		相対論基礎	1	○	
		物理学実験	2	○	
		基礎無機化学1	1	○	
		基礎無機化学2	1	○	
		基礎有機化学1	1	○	
		基礎有機化学2	1	○	
		生物学概論A1	1	○	
		生物学概論A2	1	○	
		生物学各論A1	1	○	
		生物学各論A2	1	○	
		生物学各論C1	1	○	
		生物学各論C2	1	○	
		基礎地学1	1	○	

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	共 通 専 門 基 礎 科 目	基礎地学2	1	○		
			線形代数入門1	1	○		
			線形代数入門2	1	○		
			線形代数1	1	○		
			線形代数2	1	○		
			線形代数3	1	○		
			線形代数4	1	○		
			微分積分入門1	1	○		
			微分積分入門2	1	○		
			微分積分1	1	○		
			微分積分2	1	○		
			微分積分3	1	○		
			微分積分4	1	○		
			数理統計1	1	○		
			数理統計2	1	○		
			法律学	2	○		
			経済学	2	○		
			政治学	2	○		
			人文地理学	2	○		
			外国史	2	○		
			社会学	2	○		
			日本史	2	○		
			倫理学	2	○		
			学 科 共 通 科 目	環境共生学概論1	1	◎	
				環境共生学概論2	1	◎	
				環境共生学概論3	1	◎	
				地球環境学	2	○	
	途上国農村地域開発論	2		○			
	数理的問題解決法	2		○			
	学 科 コ ア 科 目	環境物理学A	2	○			
		環境物理学B	2	○			
		環境物質科学A	2	○			
		環境物質科学B	2	○			
		環境生命科学A	2	○			
		環境生命科学B	2	○			
		環境地球科学A	2	○			
		環境地球科学B	2	○			
		数理科学基礎	2	○			
		数理科学入門(統計系)	2	○			
		数理科学入門(代数系)	2	○			
		数理科学入門(幾何系)	2	○			
		数理科学入門(解析系)	2	○			
計算機科学入門		2	○				
数理モデルプログラミング		2	○				
環境基礎科学実験A(主に地学)		2	○				
環境基礎科学実験B(主に生物学)		2	○				
環境基礎科学実験C(主に化学)		2	○				
環境経済学		2	○				
地域環境資源論		2	○				
生活空間計画論		2	○				
緑地環境論		2	○				
ライフスタイル論A		2	○				
ライフスタイル論B		2	○				
こども環境論		2	○				
環境社会学		2	○				
社会環境思想史		2	○				
環境共生史		2	○				
グローバル開発論		2	○				
グローバル都市地域論		2	○				
市民科学教育論	1	○					

専 門 科 目	学 科 展 開 科 目	地球環境物理学	2	○	
		環境基礎物理学A	2	○	
		環境基礎物理学B	2	○	
		地球環境変動史	2	○	
		生物多様性科学	2	○	
		生態学	2	○	
		環境資源植物科学	2	○	
		環境生理学	2	○	
		分子生物学	2	○	
		環境生命化学	2	○	
		環境数値解析	2	○	
		環境物理学特別演習1	1	○	
		環境物理学特別演習2	1	○	
		計算代数A	2	○	
		計算代数B	2	○	
		環境モデル解析A	2	○	
		環境モデル解析B	2	○	
		データ解析A	2	○	
		データ解析B	2	○	
		かたちの数理A	2	○	
		かたちの数理B	2	○	
		数理科学研究A	1	○	
		数理科学研究B	1	○	
		野外生物学実習	2	○	
		環境応用科学実験B(生物環境)	2	○	
		環境応用科学実験C(物質環境)	2	○	
		環境応用科学実験D(環境物理)	2	○	
		環境基礎科学演習1	2	○	
		環境基礎科学演習2	2	○	
		衣環境論A	2	○	
		衣環境論B	2	○	
		食環境論A	2	○	
		食環境論B	2	○	
		アプライアンス環境論	2	○	
		スマートライフサイエンス	2	○	
		環境形成科学実験実習	2	○	
		環境形成科学実験A	2	○	
		環境形成科学実験B	2	○	
		環境形成科学実習	2	○	
		環境政策論	2	○	
		環境システム設計論	2	○	
		地域景観生態論	2	○	
		都市地域居住環境論	2	○	
		生活環境調査法	2	○	
		環境保健学	2	○	
		環境・健康リスク論	2	○	
社会共生史	2	○			
環境法	2	○			
グローバル平和論	2	○			
福祉社会環境史	2	○			
グローバル政治経済史	2	○			
社会保障論	2	○			
地域空間システム論	2	○			
社会文化環境論	2	○			
地域社会共生論	2	○			
地域復興政策論	2	○			
フィールドワーク実習	2	○			
文化人類学	2	○			
国際関係論	2	○			
近現代政治思想論	2	○			
ジェンダー社会文化論	2	○			

学科専門科目	学科展開科目	グローバル正義論	2	○	
		身体機能の適応	2	○	
		家族の発達と病理1(社会・集団・家族心理学1)	1	○	
		家族の発達と病理2(社会・集団・家族心理学2)	1	○	
		加齢の社会心理学(社会・集団・家族心理学)	2	○	
		ファッション文化論	2	○	
		からだの構造と機能(人体の構造と機能及び疾病)	2	○	
		社会教育計画論	2	○	
		生涯学習論	2	○	
		社会教育実践論	2	○	
		環境形成科学演習1A	2	○	
		環境形成科学演習1B	2	○	
		環境形成科学演習1C	2	○	
		環境形成科学演習2A	2	○	
		環境形成科学演習2B	2	○	
		環境形成科学演習2C	2	○	
		卒業研究	10	◎	

ホ 子ども教育学科

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択 の別	備考	
専 門 科 目	学 部 専 門 科 目	学部共通基礎科目	初年次セミナー	1	◎	
		国際開発援助論 (JICA)	1	○		
		フィールドワーク基礎論	1	○		
		異文化間教育論	1	○		
		ソーシャルエンパワメント論	1	○		
		グローバル共生社会論	1	○		
		学部共通発展科目	フィールドワーク方法論	1	○	
		Academic Communication (英)	2	◎		
		Academic Writing (英)	2	○		
		Test Preparation	2	○		
		Academic Communication (独)	2	○		
		Academic Communication (仏)	2	○		
		Academic Writing (独)	2	○		
		Academic Writing (仏)	2	○		
		国際コミュニケーション演習A	1	○		
		国際コミュニケーション演習B	1	○		
		Cultures and Societies in Japan A	1	○		
		Cultures and Societies in Japan B	1	○		
		日本語コミュニケーション1	1	○		
	日本語コミュニケーション2	1	○			
	情報発信演習1	1	○			
	情報発信演習2	1	○			
	プログラミング基礎演習1	1	○			
	プログラミング基礎演習2	1	○			
	外国語実習A	1	○	認定科目		
	外国語実習B	2	○	認定科目		
	インターンシップ実習A	1	○	認定科目		
	インターンシップ実習B	2	○	認定科目		
	フィールドワーク実習A	1	○	認定科目		
	フィールドワーク実習B	2	○	認定科目		
	日本語文法基礎	1	○			
	実践日本語基礎	1	○			
	日本語・日本文化基礎演習	1	○			
	グローバル・スタ ディーズ・プログラム (GSP) 科目	グローバルイシュー概論	1	◎		
	グローバルイシュー演習	1	◎			
	海外実施GSコース	2	○	ここから1科目		
	国内実施GSコース	2	○			
	学 科 専 門 科 目	学 科 共 通 科 目	子ども教育学概論	2	◎	
			子ども教育学演習1	2	◎	
			子ども教育学演習2	2	◎	
			子ども教育学演習3	2	◎	
			子ども教育学演習4	2	◎	
			教育原理(世界と日本の学校教育)	2	○	
保育原理(世界と日本の乳幼児教育)			2	○		
教職論(幼・小)			2	○		
教育史(幼・小)			2	○		
発達心理学(幼・小)			2	○		
児童の発達と学習		2	○			
教育行政学(幼・小)		2	○			
教育経営学(幼・小)		2	○			
初等カリキュラム論		2	○			
初等国語科教育論		2	○			
初等社会科教育論		2	○			
初等算数科教育論		2	○			
初等理科教育論		2	○			
初等生活科教育論		2	○			
初等音楽科教育論		2	○			
初等図工科教育論		2	○			

専 門 科 目	学 科 コ ア 科 目 (学 校 教 育 学 コ ー ス)	初等家庭科教育論	2	○	
		初等体育科教育論	2	○	
		初等英語教育論	2	○	
		初等道德教育論	2	○	
		総合的な学習の指導法(小)	2	○	
		初等特別活動指導論	2	○	
		初等教育方法学(情報通信技術の活用を含む)	2	○	
		初等生徒指導論(進路指導を含む)	2	○	
		初等学校教育相談	2	○	
		初等国語論	2	○	
		初等社会科論	2	○	
		初等算数論	2	○	
		初等理科論	2	○	
		初等生活科論	2	○	
		初等音楽論	2	○	
		初等図工論	2	○	
		初等家庭科論	2	○	
		初等体育論	2	○	
		初等英語論	2	○	
		乳幼児と健康	1	○	
		乳幼児と環境	1	○	
	乳幼児と言葉	1	○		
	乳幼児と表現(音楽)	1	○		
	乳幼児と表現(造形)	1	○		
	乳幼児と人間関係	1	○		
	学 科 展 開 科 目 (学 校 教 育 学 コ ー ス)	グローバル教育文献演習	2	○	
		グローバル教育演習(教育制度)	2	○	
		グローバル教育演習(教育方法学)	2	○	
		比較教育システム論	2	○	
		特別支援教育総論	2	○	
		障害共生教育論	2	○	
		発達障害心理学(障害者・障害児心理学)	2	○	
		発達障害と共生社会1	1	○	
		発達障害と共生社会2	1	○	
		障害児発達学(障害者・障害児心理学)	2	○	
		特別支援教育入門(幼・小)	1	○	
		知的障害の生理・病理	1	○	
		肢体不自由者心理・生理・病理	2	○	
		知的障害支援学	2	○	
		発達障害教育論	2	○	
		肢体不自由教育論	2	○	
		支援教育臨床学	2	○	
臨床発達支援学1		1	○		
臨床発達支援学2		1	○		
児童青年精神医学(精神疾患とその治療)		2	○		
言語発達と教育1(学習・言語心理学2)		1	○		
言語発達と教育2(学習・言語心理学3)		1	○		
障害とリハビリテーション		1	○		
障害児支援学概論		1	○		
社会認識実践研究		2	○		
数理認識実践研究		1	○		
科学教育実践研究		2	○		
教育・保育実践演習(乳幼児教育)		1	○		
乳幼児と家庭		1	○		
子ども家庭支援論		1	○		
社会教育計画論		2	○		
生涯学習論		2	○		
社会教育実践論		2	○		
観察実習Ⅰ	1	◎			
観察実習Ⅱ	1	◎			
初等教育事前・事後指導	1	◎			

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	初等教育実地研究	4	◎	
		特別支援教育実地研究	3	○	
		学校インターンシップⅠ	1	○	
		学校インターンシップⅡ	1	○	
		学校インターンシップⅢ	1	○	
		教職実践演習(幼・小)	2	◎	
		卒業研究	10	◎	
		教職論(幼・小)	2	○	
		教育史(幼・小)	2	○	
		乳幼児心理学	2	○	
		発達心理学(幼・小)	2	○	
		教育行政学(幼・小)	2	○	
		教育経営学(幼・小)	2	○	
		乳幼児教育課程論	2	○	
		初等カリキュラム論	2	○	
		保育内容研究(健康Ⅰ)	2	○	
		保育内容研究(健康Ⅱ)	2	○	
		保育内容研究(人間関係)	2	○	
		保育内容研究(環境)	2	○	
		保育内容研究(造形表現)	2	○	
		保育内容研究(音楽表現)	2	○	
		保育内容研究(児童文化と言葉)	2	○	
		乳幼児教育内容・方法論	2	○	
		初等教育方法学(情報通信技術の活用を含む)	2	○	
		乳幼児理解と教育相談	2	○	
		初等学校教育相談	2	○	
		子どもの保健と健康	2	○	
		子どもの食と栄養	2	○	
		初等国語論	2	○	
		初等算数論	2	○	
		初等生活科論	2	○	
		初等音楽論	2	○	
		初等図工論	2	○	
		初等体育論	2	○	
		乳幼児と健康	1	○	
		乳幼児と環境	1	○	
		乳幼児と言葉	1	○	
		乳幼児と表現(音楽)	1	○	
		乳幼児と表現(造形)	1	○	
		乳幼児と人間関係	1	○	
		グローバル教育文献演習	2	○	
		グローバル教育演習(教育制度)	2	○	
		グローバル教育演習(教育方法学)	2	○	
		比較教育システム論	2	○	
		特別支援教育総論	2	○	
		発達障害心理学(障害者・障害児心理学)	2	○	
		発達障害と共生社会1	1	○	
発達障害と共生社会2	1	○			
障害児発達学(障害者・障害児心理学)	2	○			
特別支援教育入門(幼・小)	1	○			
社会福祉論	2	○			
	学科コア科目 (乳幼児教育学コース)				
	学科展開科目 (乳幼児教育学コース)				

専 門 科 目	学 科 専 門 科 目	学 科 展 開 科 目 (乳幼児教育学コース)	社会的養護	2	○	
			社会的養護内容演習	1	○	
			社会認識実践研究	2	○	
			数理認識実践研究	1	○	
			科学教育実践研究	2	○	
			教育・保育実践演習(乳幼児教育)	1	○	
			乳児心理学演習	1	○	
			幼児心理学演習	2	○	
			乳幼児と家庭	1	○	
			子ども家庭支援論	1	○	
			社会教育計画論	2	○	
			生涯学習論	2	○	
			社会教育実践論	2	○	
			観察実習Ⅰ	1	◎	
			観察実習Ⅱ	1	◎	
			初等教育事前・事後指導	1	◎	
			初等教育実地研究	4	◎	
			学校インターンシップⅠ	1	○	
			学校インターンシップⅡ	1	○	
			学校インターンシップⅢ	1	○	
教職実践演習(幼・小)	2	◎				
卒業研究	10	◎				

別表第2 履修要件（第11条関係）

イ グローバル文化学科

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数	備考		
教 養 科 目	基盤系		4	別表第1のイに掲げる各授業科目から12単位を修得し、そのうち8単位を社会系・自然系から修得すること。		
	社会系		8			
	自然系					
	人文系					
	総合系					
	外国語系	外国語第I	Academic English Communication A1	0.5	Academic English Communication B1, B2は、Academic English Communication B1, B2 (ACE)で、Academic English Literacy B1, B2は、Academic English Literacy B1, B2 (ACE)でそれぞれ代替することができる。	
			Academic English Communication A2	0.5		
	Academic English Communication B1		0.5			
	Academic English Communication B2		0.5			
	Academic English Literacy A1		0.5			
Academic English Literacy A2	0.5					
Academic English Literacy B1	0.5					
Academic English Literacy B2	0.5					
	外国語第II	(ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語) 初級A1～初級A4, 初級B1～初級B4	各0.5	4 ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ドイツ語, フランス語及び中国語の初級 (A3, A4, B3, B4)は初級 (SA3, SA4, SB3, SB4)でそれぞれ代替することができる。		
専 門 科 目	学部共通基礎科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	1	3	
		選択		2		
	学部共通発展科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	2	4	
		選択		2		
	グローバル・スタディーズ・プログラム (GSP) 科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	2	4	
		選択必修		2		
	学 科 専 門 科 目	学科共通科目	必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	3	65
			選択必修		3	
学科コア科目		選択	別表第1のロに掲げる授業科目	6		
学科展開科目		必修	別表第1のロに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	14		
	選択必修		8			
自由選択科目		本学部専門科目, 学科専門科目, 他学部専門科目, 全学共通授業科目 (資格免許のための科目を除く。)から履修する。	24			
合 計			124			

別表第2 履修要件 (第11条関係)

ロ 発達コミュニティ学科

授業科目の区分等		授業科目等		必要修得 単位数	備考	
教 養 科 目	基盤系		「教養とは何か」「多言語と多文化の世界」 「情報基礎」「データサイエンス基礎学」	4	12 別表第1のイに掲げる各授業科目から12 単位を修得し、そのうち8単位を社会系・自 然系から修得すること。	
	社会系			8		
	自然系					
	人文系					
	総合系					
	外国語系	外国語第 I	Academic English Communication A1	0.5	4	Academic English Communication B1, B2は, Academic English Communication B1, B2 (ACE) で, Academic English Literacy B1, B2は, Academic English Literacy B1,B2 (ACE)でそれ ぞれ代替することができる。
			Academic English Communication A2	0.5		
			Academic English Communication B1	0.5		
			Academic English Communication B2	0.5		
			Academic English Literacy A1	0.5		
Academic English Literacy A2			0.5			
Academic English Literacy B1			0.5			
Academic English Literacy B2		0.5				
外国語第 II	(ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語) 初級A1～初級A4, 初級B1～初級B4	各0.5	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうち から1つ選択すること。 ドイツ語, フランス語及び中国語の初級 (A3, A 4, B3, B4)は初級 (SA3, SA4, SB3, SB4)で それぞれ代替することができる。		
専 門 科 目	学部共通 基礎科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目から別に定める 授業科目	1	3	
		選択		2		
	学部共通 発展科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目から別に定める 授業科目	2	4	
		選択		2		
	グローバル・ス タディーズ・プ ログラム(GSP) 科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目から別に定める 授業科目	2	4	
		選択必修		2		
	学科共通 科目 学科専門 科目	学科共通 科目	必修	別表第1のハに掲げる授業科目から別に定める 授業科目	7	72
		学科コア 科目	選択	別表第1のハに掲げる授業科目	8	
学科展開 科目		必修	別表第1のハに掲げる授業科目から別に定める 授業科目	10		
		選択		10		
自由選択科目			本学部専門科目, 学科専門科目, 他学部専門 科目, 全学共通授業科目 (資格免許のための 科目を除く。)から履修する。	17		
合 計				124		

別表第2 履修要件(第11条関係)

ハ 環境共生学科

授業科目の区分等		授業科目等		必要修得 単位数	備考		
教 養 科 目	基盤系		「教養とは何か」「多言語と多文化の世界」 「情報基礎」「データサイエンス基礎学」	4			
	人文系			8	12	別表第1のイに掲げる各授業科目から12 単位を修得し、そのうち8単位を人文系・ 社会系・自然系から修得すること。	
	社会系						
	自然系						
	総合系						
	外国語系	外国語第I	Academic English Communication A1		0.5	4	Academic English Communication B1, B2は, Academic English Communication B1, B2 (ACE)で, Academic English Literacy B1, B2 は, Academic English Literacy B1,B2(ACE)で それぞれ代替することができる。
			Academic English Communication A2		0.5		
			Academic English Communication B1		0.5		
			Academic English Communication B2		0.5		
			Academic English Literacy A1		0.5		
Academic English Literacy A2			0.5				
Academic English Literacy B1			0.5				
Academic English Literacy B2		0.5					
	外国語第II	(ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語) 初級A1～初級A4, 初級B1～初級B4		各0.5	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のう ちから1つ選択すること。 ドイツ語, フランス語及び中国語の初級(A3, A 4, B3, B4)は初級(SA3, SA4, SB3, SB4) でそれぞれ代替することができる。	
専 門 科 目	学部共通 基礎科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に 定める授業科目	1	3		
		選択		2			
	学部共通 発展科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に 定める授業科目	2	4		
		選択		2			
	グローバル・ス タディーズ・プ ログラム(GSP) 科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に 定める授業科目	2	4		
		選択必修		2			
	学科専門 科目	学科共通 科目	必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に 定める授業科目	3	80	
		学科コア 科目	選択	別表第1のニに掲げる授業科目	10		
学科展開 科目		必修	別表第1のニに掲げる授業科目のうちから別に 定める授業科目	10			
		選択		10			
共通専門 基礎科目	選択	別表第1のニに掲げる共通専門基礎科目	8				
自由選択科目		本学部専門科目, 学科専門科目, 他学部専門 科目, 全学共通授業科目(資格免許のための 科目を除く。)から履修する。		9			
合 計				124			

別表第2 履修要件(第11条関係)

ニ 子ども教育学科

授業科目の区分等		授業科目等		必要修得単位数		備考	
教養科目	基盤系		「教養とは何か」「多言語と多文化の世界」 「情報基礎」「データサイエンス基礎学」	4			
	社会系			8	12	別表第1のイに掲げる各授業科目から12単位を修得し、そのうち8単位を社会系・自然系から修得すること。	
	自然系						
	人文系						
	総合系						
	外国語系	外国語第I	Academic English Communication A1	0.5	4	Academic English Communication B1, B2は、Academic English Communication B1, B2 (ACE)で、Academic English Literacy B1, B2は、Academic English Literacy B1,B2(ACE)でそれぞれ代替することができる。	
			Academic English Communication A2	0.5			
			Academic English Communication B1	0.5			
			Academic English Communication B2	0.5			
			Academic English Literacy A1	0.5			
Academic English Literacy A2			0.5				
Academic English Literacy B1			0.5				
Academic English Literacy B2			0.5				
	外国語第II	(ドイツ語, フランス語, 中国語, ロシア語) 初級A1～初級A4, 初級B1～初級B4	各0.5	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 ドイツ語, フランス語及び中国語の初級(A3, A4, B3, B4)は初級(SA3, SA4, SB3, SB4)でそれぞれ代替することができる。		
専門科目	学部共通基礎科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	1	2		
		選択		1			
	学部共通発展科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	2	4		
		選択		2			
	グローバル・スタディーズ・プログラム(GSP)科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	2	4		
		選択必修		2			
	学科専門科目	学科共通科目	必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうちから別に定める授業科目	10	76	
			選択		2		
学科コア科目		選択	別表第1のホに掲げる授業科目	10			
学科展開科目		必修	別表第1のホに掲げる授業科目のうち別に定める授業科目	19			
	選択		6				
自由選択科目		本学部専門科目, 学科専門科目, 他学部専門科目, 全学共通授業科目(資格免許のための科目を除く。)から履修する。		14			
合計				124			

別表第3 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第26条関係）

学 科 名	免許状の種類	免許教科
グローバル文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
発達コミュニティ学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音 楽 音 楽 美 術 美 術
環境共生学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科 数 学 数 学 家 庭 家 庭 社 会 地理歴史 公 民
子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	

2 神戸大学国際人間科学部聴講生規程

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）第 25 条の規定に基づき、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 聴講生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学国際人間科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第 3 条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、高等学校（特別支援学校高等部を含む。）を卒業した者で、本学部において、特別の事情があると認めたものは、聴講生として入学することができる。

(出願手続)

第 4 条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 写真（出願前 3 か月以内に撮影したもの）
- (5) 振替払込受付証明書（所定の様式）
- (6) その他本学部において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。

3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、第 1 項各号に掲げる書類のほか、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、聴講期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。

4 日本に居住している外国人にあつては、第 1 項各号並びに第 2 項又は前項に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる

書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第7条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(在籍期間)

第8条 聴講生の在籍期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の在籍期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、在籍期間を延長することがある。ただし、その場合の在籍期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第9条 聴講できる授業科目は、1学期6単位以内とする。

2 聴講を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(聴講証明書の交付)

第10条 聴講した授業科目について証明を願い出た者には、聴講証明書を交付する。

(退学)

第11条 聴講生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 聴講生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月30日)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

3 神戸大学国際人間科学部科目等履修生規程

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）第 25 条の規定に基づき、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 科目等履修生として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学国際人間科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、これを許可する。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の様式）
 - (2) 履歴書（所定の様式）
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 写真（出願前 3 か月以内に撮影したもの）
 - (5) 振替払込受付証明書（所定の様式）
 - (6) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等（官公庁を含む。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承認書を提出しなければならない。
- 3 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は、第 1 項各号に掲げる書類のほか、そのことを証明する書類（勤務校、職名、氏名、履修期間、目的等を記載したもの）を提出しなければならない。
- 4 日本に居住している外国人にあつては、第 1 項各号並びに第 2 項又は前項に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、教授会の議を経て、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(現職教育に係る検定料及び入学料の取扱い)

第7条 現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、検定料及び入学料は徴収しない。

(在籍期間)

第8条 科目等履修生の在籍期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年内とする。

2 特別の理由により、前項の在籍期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、在籍期間を延長することがある。ただし、その場合の在籍期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第9条 履修できる授業科目は、1学期6単位以内とする。

2 履修を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(試験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4 神戸大学国際人間科学部外国人特別学生入学選考規程

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 83 条に規定する外国人特別学生として、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (2) 本学部において、前号と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第 3 条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書及び写真
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 修学に差し支えない程度に日本語を習得していることの証明書
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し（提出日前 30 日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書（所定の様式）

(選考方法)

第 4 条 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 学力試験及び面接
 - (2) 日本語習得の程度
 - (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書
- 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定）第 3 条により選定された者については、学力試験及び面接を免除することができる。

(入学時期)

第 5 条 入学の時期は、学期の初めとする。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学国際人間科学部教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

5 神戸大学国際人間科学部特別聴講学生に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）第 24 条の規定に基づき、神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）の特別聴講学生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第 2 条 本学部との協定に基づき、他大学の学生が本学部の授業科目を履修しようとするときは、特別聴講学生として許可する。

(手 続)

第 3 条 特別聴講学生を志望する者は、所属大学の学部長等を経て、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（所定の様式）
- (2) 在学している大学の成績証明書
- (3) 写真（出願前 3 月以内に撮影したもの）

(授業料等)

第 4 条 受入れを許可された者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しないことを協定した大学から受け入れた者については、授業料を徴収しない。
3 検定料及び入学料は徴収しない。

(在籍期間)

第 5 条 特別聴講学生の在籍期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とする。

(除 籍)

第 6 条 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められたとき。
- (2) 特別聴講学生として不都合な行為があったとき。

(雑 則)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

6 神戸大学国際人間科学部履修科目の登録の上限に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定。以下「規則」という。）第 12 条第 3 項の規定に基づき、履修科目の登録の上限（以下「上限」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(上限を超える者の基準及び適用)

第 2 条 規則第 12 条第 2 項の規定により上限を超えて履修科目の登録を認めることができる者は、各年次終了時において 40 単位以上（卒業要件に係る授業科目に限る。）を修得し、かつ、当該年度のグレード・ポイント・アベレージが 3.80 以上であり、成績優秀と認められた者とする。

2 前項の該当者には、次年度の上限は設けない。

3 子ども教育学科の学生において、カリキュラムの編成上特に必要があると認められる場合は、教授会の議を経て、上限を超えて登録を認めることがある。

(除外科目)

第 3 条 次の各号に掲げる授業科目は、規則第 12 条第 1 項に規定する単位数に算入しないものとする。

- (1) 資格免許のための科目
- (2) 国際人間科学部で開講する集中講義
- (3) グローバル・スタディーズ・プログラム (GSP) 科目のうち、「グローバルイシュー概論」及び「グローバルイシュー演習」を除く授業科目
- (4) 子ども教育学科の学科展開科目のうち、「観察実習Ⅰ」、「観察実習Ⅱ」、「初等教育事前・事後指導」、「初等教育実地研究」及び「特別支援教育実地研究」
- (5) グローバルチャレンジ実習

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(中間附則は省略)

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

7 入学前の既修得単位の認定に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）第 17 条に規定する既修得単位の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第 2 条 既修得単位の認定の申請資格を有する者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業又は退学した者
- (2) 本学又は他大学の科目等履修生として単位を修得した者

(各学科における上限)

第 3 条 各学科における授業科目の区分ごとの認定単位数の上限は、別表のとおりとする。

(申請の方法)

第 4 条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（所定の様式）
- (2) 卒業証明書又は在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できる書類（講義要綱等）並びに外国語の場合はその日本語訳

(単位の認定)

第 5 条 国際人間科学部教授会は、前条に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

- 2 認定に当たっては、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を実施することがある。
- 3 認定した成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

認定単位数の上限

	グローバル文化学科	発達コミュニティ学科	環境共生学科	子ども教育学科
教養科目（基盤系）	4単位	4単位	4単位	4単位
教養科目（人文系・社会系・自然系・総合系）	12単位	12単位	12単位	12単位
教養科目外国語系（外国語第Ⅰ）	4単位	4単位	4単位	4単位
教養科目外国語系（外国語第Ⅱ）	4単位	4単位	4単位	4単位
専門科目	36単位	36単位	36単位（共通専門基礎科目を含む。）	36単位

備考 専門科目の認定単位数の上限は、本学で修得した単位数には適用しない

8 神戸大学国際人間科学部留学に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定。以下「規則」という。）第 14 条の規定により、外国の大学又は短期大学の授業科目を履修するため、学生が留学する場合の取扱いについて定めるものとする。

(留学の許可申請)

第 2 条 外国の大学又は短期大学へ留学しようとする学生は、次の書類を提出して、留学の許可を学部長に申請しなければならない。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

- (1) 留学許可申請書（所定の様式）
- (2) 外国の大学又は短期大学の入学許可書（写）

(授業料の納付)

第 3 条 この内規の規定により留学する者は、その留学期間中、授業料を本学部に納入しなければならない。

(雑 則)

第 4 条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項については、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

国際人間科学部規則第 14 条第 2 項の「やむを得ない事情」とは、次の場合を指す。

- (1) 外国の大学等と交流協定等を締結するため交渉中であるが、学生の留学決定までに締結が間に合わない場合
- (2) 授業料等の条件により外国の大学等との交流協定等の締結が困難であるが、当該大学等が教育研究に高い評価を得ている場合
- (3) 外国の大学等と交流協定等を締結するための交渉には至っていないが、当該大学等が教育研究に高い評価を得ている場合

9 外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定。以下「学部規則」という。）第 14 条及び第 15 条の規定により、学生が外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の申請方法)

第 2 条 外国の大学若しくは短期大学（以下「外国大学等」という。）において履修した授業科目を神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）の授業科目として単位の認定を希望する学生は、留学期間終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

(1) 単位認定申請書（所定の様式）

(2) 留学した大学の成績証明書及びその日本語訳

(3) 留学した大学において履修した授業科目についてのシラバス、授業総時間数などの文書及びその日本語訳

2 前項により単位を申請する授業科目の名称は、学生の希望により外国大学等の授業科目又は本学部の授業科目（全学共通授業科目を除く。）の名称に読み替えて申請することができる。

3 前項の規定にかかわらず、グローバル文化学科の学生においては、「Study on Global Cultures」として、申請することもできる。

(単位の認定方法)

第 3 条 外国大学等において修得した単位は、学部規則第 10 条に規定する単位の基準に準じて算定する。

2 教授会は、前条第 1 項により学生が提出した書類に基づき、単位認定について審査する。

3 前項の規定による審議に基づき認定された単位は、学部規則第 14 条第 3 項及び第 15 条第 3 項に基づき、60 単位を限度として、学部規則別表第 2 に定める単位数に算入することができる。

4 グローバル文化学科の学生においては、「Study on Global Cultures」について、28 単位を限度として、学部規則別表第 2 の学科専門科目の選択科目の単位数に算入することができる。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

10 留学する学生の国際人間科学部における定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成 29 年 6 月 9 日制定)

1. 国際人間科学部（以下「本学部」という。）の授業科目の定期試験の実施日が次に掲げる期間に該当するため、学生が定期試験を受験できない場合は、定期試験の実施日等の変更を認めることがある。
 - (1) 神戸大学教学規則第 40 条に定める留学期間
 - (2) 海外で実施される神戸大学の教育プログラム期間
 - (3) 本学部が認定した海外で実施されるインターンシップ、海外外国語実習及び海外フィールドワーク実習期間
2. 1 に該当する学生で定期試験の実施日等の変更を希望する者は、国際人間科学部長に所定の定期試験実施日等変更願により申し出るものとする。なお、国際人間科学部以外の学生は、所属する部局の長の承認を経て、申し出るものとする。
3. 定期試験の実施日等の変更は、国際人間科学部教授会の議を経て、行うものとする。
4. 定期試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

11 神戸大学国際人間科学部の成績評価基準に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）第 21 条の規定に基づき、成績評価基準について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目における成績評価は、各担当教員が当該授業科目の目的に沿って、試験の成績、課題、レポート、平常点（質疑応答内容・提案・発言等）等を用いて総合的に行うものとする。

(基準の公表)

第 3 条 授業科目ごとの成績評価基準は、シラバスに記載し公表するものとする。

(成 績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀（90 点以上）

優（80 点以上 90 点未満）

良（70 点以上 80 点未満）

可（60 点以上 70 点未満）

不可（60 点未満）

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

12 国際人間科学部開講の授業科目における学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合に、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、必要な手続きについて定めるものとする。

(申し立ての理由)

- 1 学生は、受講した国際人間科学部が開講する授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、学部長に申し立てを行い、成績評価について授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

- 2 成績評価に対する申し立ては、成績発表後、原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、教務学生係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

- 3 申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教務学生係を通じ、回答を行うものとする。
また、その結果については、授業担当教員等が書面により学部長に報告することとする。

13 国際人間科学部における成績不振学生への修学指導についての申合せ

(平成31年3月6日制定)

(趣 旨)

第1 この申合せは、国際人間科学部において成績不振学生の修学指導を行うための基準及び指導方法を定めるものとする。

(成績不振学生の基準)

第2 国際人間科学部では、GPAが2.00以下又は神戸大学国際人間科学部規則第11条の履修要件に規定する修得単位数が次の基準に満たない場合は、成績不振学生として修学指導の対象とする。

- (1) 1年次終了時 20単位
- (2) 2年次終了時 40単位
- (3) 3年次終了時以降 各学科の「卒業研究」資格判定基準
- (4) 前3号の規定に関わらず、交換留学後の単位認定が終了していない学生は、交換留学開始時に遡りその学年の基準を適用する。なお、前期終了時に留学した場合は、当該学年の基準から10単位を除いた単位数を基準とする。

(成績不振学生の指導時期)

第3 成績不振学生の指導時期は、次のとおりとする。

- (1) 3年次までは、学年末に修学指導を行うこととする。
- (2) 4年次及び標準修業年限を超過している学生については、学期末に修学指導を行うこととする。
- (3) 前2号の規定に関わらず、休学中の学生は復学時に、交換留学中の学生は帰国後に修学指導を行うこととする。

(成績不振学生の指導方法)

第4 成績不振学生の修学指導は、次のとおり実施する。

- (1) 成績不振学生の学業成績表を指導教員へ配付し、指導教員が面談のうえ修学指導を行う。ただし、指導教員が未定の場合は、教務委員会が指定する教員が行うものとする。
- (2) 教務委員会から成績不振学生の保護者等へ次の文書を送付する。
 - イ 成績不振に関する注意喚起文書
 - ロ 学業成績表（ただし、学士課程における学業成績の保護者等への通知に関する申合せ（平成30年11月28日全学教務委員会決定）に基づき、学業成績の通知を行うことについて事前に学生本人の承諾が得られている場合に限る。）

(適 用)

第5 この申合せは、2019年度入学者から適用する。

14 試験等における不正行為等に対する成績の措置についての取扱い

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

国際人間科学部の不正行為等に関する取扱いについては、下記のとおりとする。

(定 義)

第 1 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 試験 授業科目の定期試験（授業内で行われるものや、筆記試験以外の形態で実施されるものを含む。）をいう。
- (2) レポート等 授業科目の成績評価のために課す提出物をいう。
- (3) 試験における不正行為 次に掲げる行為をいう。
 - ・本人に代わって受験すること、又はそのように依頼すること。
 - ・持込みが許可されている物品以外（電子機器や印刷物、試験に関連した内容の紙片など）を用いること、又は持込むこと。
 - ・その他、試験の公平性を損なう行為や成績評価を妨げる行為をすること。
- (4) レポート等における不正行為 次に掲げる行為をいう。
 - ・他者の著作物（書籍やウェブサイトなどの文章や図表など）の全部又は一部を、出典を明記せずに使用し、故意に提出者の作成したものであるかのように見せることによる、盗用や剽窃行為をすること。
 - ・他者の作成したレポート等の全部又は一部を、提出者の作成したものであるかのように見せること。またそのような意図を知らながら、レポート等を貸与すること。
 - ・その他、レポート等の公平性を損なう行為や成績評価を妨げる行為をすること。

(不正行為と疑われる行為への対応)

第 2 不正行為と疑われる行為が発生した場合、次のとおり対応することとする。

- (1) 不正行為と疑われる行為が発生した場合、試験監督教員又は授業担当教員（以下「担当教員」という。）は、当該行為に関する証拠保全を直ちに行う。
- (2) 担当教員による学生の事情聴取により不正行為と判断された場合は、直ちに本人自署による事実確認書を提出させる。なお、事情聴取には、第三者の教職員を同席させるものとする。
- (3) 教務委員会委員長は、前号に定める事実確認書に基づき、担当教員同席により、学生の事情聴取を行う。不正行為が確認された場合は、学生に顛末書及び反省書を提出させ、不正行為に関する事実経過を、事実確認書、顛末書及び反省書とともに、国際人間科学部長に報告する。

(不適当な行為への対応)

第 3 第 2 第 2 号及び第 3 号による事情聴取又は担当教員の判断により、不正行為は確認されないが、当該授業科目の専門分野における規範に照らして不適当な行為と確認された

場合、次のとおり対応することとする。

- (1) 当該分野における規範に基づき、担当教員による教育的指導を行うとともに、教務委員会委員長による厳重注意を行う。ただし、担当教員の判断により、不適当な行為が軽微であると確認された場合は、この限りでない。
- (2) 前号による注意を受け、なお不適当な行為が繰り返された場合は、不正行為とみなし、不正行為が確認された場合の措置に準じて処分することがある。

(不正行為が確認された場合の措置)

第4 国際人間科学部（以下「本学部」という。）の学生による不正行為に対しては、事実経過を教授会に報告し、次の処置をとる。

- (1) 不正行為が行われた学期の授業科目（卒業研究や通年科目を含む）の成績は、すべて無効とする。
- (2) 不正行為が行われた年度の実習等の単位取得は、認めない。
- (3) 不正行為が行われた年度に他大学等で修得した単位は、認定しない。
- (4) 不正行為が行われた時点以降当該年度の実習等は、受けさせない。
- (5) 事実経過を本学部内に公表する。ただし、氏名は、公表しない。
- (6) 保護者等に対し、第1号から前号までの処置を文書で通告する。

第5 本学部以外の学生による不正行為に対し、事実経過を教授会に報告し、次の処置をとる。

- (1) 不正行為が行われた学期の本学部開講授業科目（通年科目を含む）の成績は、すべて無効とする。
- (2) 学生の所属部局に対し、前号の処置を文書で通告する。

(雑 則)

第6 この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は、教務委員会が定める。

15 神戸大学国際人間科学部転学科に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）第 23 条に定める転学科に関し必要な事項を定めるものとする。

(転学科の時期)

第 2 条 転学科の時期は、第 2 年次以降の学期の初めとする。

(許 可)

第 3 条 転学科を志望する者（以下「転学科志望者」という。）があるときは、選考の上、神戸大学国際人間科学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、許可することがある。

(許可要件)

第 4 条 転学科志望者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人特別選抜、「志」特別選抜及び編入学試験などの特別選抜による入学者については、転学科は許可しない。

- (1) 転学科志望に特別の事情があると認められるとき。
- (2) 十分な学力があると認められるとき。なお、学力の判定については、入学試験の成績、入学後の成績等を総合的に勘案して行うものとする。
- (3) 志望学科の受入可能人数に余裕があるとき。

(転学科の手続)

第 5 条 転学科志望者は、転学科しようとする学期の 3 月前までに、所属学科長の承認を得て、所定の書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

(選考方法)

第 6 条 転学科志望者に対する選考は、志望学科において面接等により行う。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

16 神戸大学国際人間科学部早期卒業に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定。以下「規則」という。）第 22 条第 2 項の規定に基づき、早期卒業の認定の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(早期卒業の認定の基準)

第 2 条 早期卒業の認定を受けることができる学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学部グローバル文化学科、発達コミュニティ学科又は環境共生学科に 3 年間在学すること。
- (2) 規則別表第 2 に定めるところに従い、124 単位以上を修得すること。
- (3) 前号の修得単位におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が、4.00 以上であること。
- (4) 卒業研究の成績が「秀」又は「優」であること。

(早期卒業の申請の要件)

第 3 条 早期卒業の申請を行うことができる学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学部グローバル文化学科、発達コミュニティ学科又は環境共生学科に 2 年間在学していること。
- (2) 規則別表第 2 に定めるところに従い、100 単位以上を修得していること。なお、海外実施 GS コース・国内実施 GS コースの各 2 単位については、GEMs により修了したことを確認できる場合は算入できるものとする。
- (3) 2 年間の修得単位における GPA が、4.00 以上であること。
- (4) 「卒業研究」資格判定基準を満たしていること。

(早期卒業の手続)

第 4 条 早期卒業は、次の手続に従って行うものとする。

- (1) 早期卒業の申請者（以下「申請者」という。）は、2 年次の 2 月末までに、所属学科長の承認を得て、所定の書類を神戸大学国際人間科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。
- (2) 学部長は、教授会の議を経て、申請を承認したときは、卒業研究の開始及び 4 年次配当の授業科目の履修を許可する。
- (3) 学部長は、教授会の議を経て、申請者の卒業判定を 3 年次終了時に行う。

(卒業の時期)

第 5 条 早期卒業の時期は、3 年次の 3 月とする。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

17 神戸大学国際人間科学部インターンシップ実習に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）別表第 1 に定める授業科目「インターンシップ実習 A」（1 単位）及び「インターンシップ実習 B」（2 単位）の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の申請)

第 2 条 神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）が認定したインターンシップに参加した本学部学生は、インターンシップに参加した時期及び実習時間に応じて、前期又は後期の学期の単位として申請することができる。ただし、グローバル・スタディーズ・プログラムとして参加したインターンシップ及び学生が休学期間中に参加したインターンシップについては、申請を認めない。

(申請の基準)

第 3 条 申請の基準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「インターンシップ実習 A」は、実習時間が 30 時間以上のもの。
- (2) 「インターンシップ実習 B」は、実習時間が 60 時間以上のもの。

(申請の方法)

第 4 条 申請を希望する学生は、インターンシップ終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

- (1) インターンシップ実習単位認定申請書（所定の様式）
- (2) 受け入れ先の評定書（所定の様式）及び外国語の場合はその日本語訳
- (3) インターンシップの内容、実習時間を証明できる書類及び外国語の場合はその日本語訳

(単位の認定)

第 5 条 本学部教授会は、前条に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

18 神戸大学国際人間科学部海外外国語実習に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）別表第 1 に定める授業科目「外国語実習 A」（1 単位）及び「外国語実習 B」（2 単位）の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の申請)

第 2 条 神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）が認定した海外大学等において実施されている短期語学実習（以下「語学実習」という。）に参加した本学部学生は、語学実習に参加した時期及び時間に応じて、前期又は後期の学期の単位として申請することができる。ただし、グローバル・スタディーズ・プログラムとして参加した語学実習及び学生が休学期間中に参加した語学実習については、申請を認めない。

(申請の基準)

第 3 条 申請の基準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「外国語実習 A」は、実習時間が 30 時間以上のもの。
- (2) 「外国語実習 B」は、実習時間が 60 時間以上のもの。

(申請の方法)

第 4 条 申請を希望する学生は、語学実習終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

- (1) 外国語実習単位認定申請書（所定の様式）
- (2) 成績証明書又は受講書及びその日本語訳
- (3) 語学実習の内容、実習時間を証明できる書類及びその日本語訳

(単位の認定)

第 5 条 本学部教授会は、前条に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

19 神戸大学国際人間科学部フィールドワーク実習に関する内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）別表第 1 に定める授業科目「フィールドワーク実習 A」（1 単位）及び「フィールドワーク実習 B」（2 単位）の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(単位の申請)

第 2 条 神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）が認定する国内フィールドワーク実習及び海外フィールドワーク実習（以下「フィールドワーク実習」という。）に参加した本学部学生は、フィールドワーク実習に参加した時期及び実習時間に応じて、前期又は後期の学期の単位として申請することができる。ただし、グローバル・スタディーズ・プログラムとして参加したフィールドワーク実習及び学生が休学期間中に参加したフィールドワーク実習については、申請を認めない。

(申請の基準)

第 3 条 申請の基準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「フィールドワーク実習 A」は、実習時間が 30 時間以上のもの。
- (2) 「フィールドワーク実習 B」は、実習時間が 60 時間以上のもの。

(申請の方法)

第 4 条 申請を希望する学生は、フィールドワーク実習終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を神戸大学国際人間科学部長に提出しなければならない。

- (1) フィールドワーク実習単位認定申請書（所定の様式）
- (2) 実習した大学等の受講証明書などの公的文書及び外国語の場合はその日本語訳
- (3) フィールドワーク実習の内容、実習時間を証明できる書類及び外国語の場合はその日本語訳

(単位の認定)

第 5 条 本学部教授会は、前条に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

20 外国人留学生のための日本語科目修得についての内規

(平成 29 年 3 月 31 日制定)

第 1 条 この内規は、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定。以下「規則」という。）第 11 条第 2 項に定める外国人留学生のための日本語科目修得に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 外国人留学生が、神戸大学日本語等授業科目履修規則別表に掲げる授業科目の単位を修得したときは、これらの単位数を、6 単位を限度として、神戸大学国際人間科学部規則（平成 29 年 3 月 31 日制定）規則別表第 2 に定める教養科目（外国語系）の単位数に算入することができる。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

21 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム実施要領

令和7年2月27日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正

(趣 旨)

第1条 この要領は、神戸大学の各学部規則の規定に基づき設置される神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 プログラムは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力、AI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成することを目的とする。

(レベル)

第3条 プログラムは、リテラシーレベルと応用基礎レベルに区分する。

(授業科目名、単位数及び修了要件)

第4条 プログラムにおける授業科目名、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

(修了認定)

第5条 プログラム修了については、当該プログラムを修了した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行い、修了を認定した者については、オープンバッジを発行する。

(雑 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

(1) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	情報基礎	教養科目（基盤系）	1	2単位
	データサイエンス基礎学	教養科目（基盤系）	1	
必要修得単位数の合計				2単位

(2) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）

国際人間科学部 グローバル文化学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	教養科目（総合系）	1	2単位
	データサイエンス概論B	教養科目（総合系）	1	
選択必修	数学A	教養科目（自然系）	1	2単位以上
	数学B	教養科目（自然系）	1	
	数学C	教養科目（自然系）	1	
	数学D	教養科目（自然系）	1	
	統計情報処理	専門科目	2	
	統計学A	教養科目（自然系）	1	
	統計学B	教養科目（自然系）	1	
	データサイエンス基礎演習	教養科目（総合系）	1	2単位以上
	情報リテラシー演習1	専門科目	1	
	情報リテラシー演習2	専門科目	1	
	情報発信演習1	専門科目	1	
	情報発信演習2	専門科目	1	
	プログラミング基礎演習1	専門科目	1	
	プログラミング基礎演習2	専門科目	1	
	データマネジメント	専門科目	2	
	ITコミュニケーションデザイン	専門科目	2	
	データサイエンスPBL演習	教養科目（総合系）	1	
必要修得単位数の合計				6単位以上

国際人間科学部 発達コミュニティ学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	教養科目（総合系）	1	2単位
	データサイエンス概論B	教養科目（総合系）	1	
	数学A	教養科目（自然系）	1	2単位以上
	数学B	教養科目（自然系）	1	
	数学C	教養科目（自然系）	1	

選択必修	数学D	教養科目（自然系）	1	2単位以上
	統計学A	教養科目（自然系）	1	
	統計学B	教養科目（自然系）	1	
	データサイエンス基礎演習	教養科目（総合系）	1	
	情報発信演習1	専門科目	1	
	情報発信演習2	専門科目	1	
	プログラミング基礎演習1	専門科目	1	
	プログラミング基礎演習2	専門科目	1	
	データサイエンスPBL演習	教養科目（総合系）	1	
必要修得単位数の合計				6単位以上

国際人間科学部 環境共生学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	教養科目（総合系）	1	2単位
	データサイエンス概論B	教養科目（総合系）	1	
選択必修	線形代数入門1	共通専門基礎科目	1	2単位以上
	線形代数入門2	共通専門基礎科目	1	
	線形代数1	共通専門基礎科目	1	
	線形代数2	共通専門基礎科目	1	
	線形代数3	共通専門基礎科目	1	
	線形代数4	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門1	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分1	共通専門基礎科目	1	
	微分積分2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分3	共通専門基礎科目	1	
	微分積分4	共通専門基礎科目	1	
	数学A	教養科目（自然系）	1	
	数学B	教養科目（自然系）	1	
	数学C	教養科目（自然系）	1	
	数学D	教養科目（自然系）	1	
	数理統計1	共通専門基礎科目	1	
	数理統計2	共通専門基礎科目	1	
	統計学A	教養科目（自然系）	1	
	統計学B	教養科目（自然系）	1	
	数理科学基礎	専門科目	2	
数理科学入門（代数系）	専門科目	2		
数理的問題解決法	専門科目	2		
数理科学入門（統計系）	専門科目	2		
データサイエンス基礎演習	教養科目（総合系）	1		
情報発信演習1	専門科目	1		

	情報発信演習 2	専門科目	1	2単位以上
	環境数値解析	専門科目	2	
	計算機科学入門	専門科目	2	
	プログラミング基礎演習 1	専門科目	1	
	プログラミング基礎演習 2	専門科目	1	
	数理モデルプログラミング	専門科目	2	
	データサイエンス P B L 演習	教養科目 (総合系)	1	
必要修得単位数の合計				6単位以上

国際人間科学部 子ども教育学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論 A	教養科目 (総合系)	1	2 単位
	データサイエンス概論 B	教養科目 (総合系)	1	
選択必修	数学 A	教養科目 (自然系)	1	2 単位以上
	数学 B	教養科目 (自然系)	1	
	数学 C	教養科目 (自然系)	1	
	数学 D	教養科目 (自然系)	1	
	統計学 A	教養科目 (自然系)	1	
	統計学 B	教養科目 (自然系)	1	
	データサイエンス基礎演習	教養科目 (総合系)	1	2 単位以上
	情報発信演習 1	専門科目	1	
	情報発信演習 2	専門科目	1	
	プログラミング基礎演習 1	専門科目	1	
	プログラミング基礎演習 2	専門科目	1	
	データサイエンス P B L 演習	教養科目 (総合系)	1	
必要修得単位数の合計				6単位以上

22 神戸大学国際人間科学部第3年次編入学に係る 既修得単位の認定に関する内規

(平成31年3月19日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学教学規則第37条の規定に基づき、国際人間科学部の第3年次に編入した学生が、本学に入学する前に大学等において修得した単位（以下「既修得単位」という。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数の上限)

第2条 既修得単位のうち本学において修得した単位とみなすことのできる認定単位数の上限は、次条から第5条までに規定する授業科目の単位数を合わせて74単位とする。

(全学共通授業科目等の認定)

第3条 本学部の履修要件に含まれる次の全学共通授業科目等については、各学科の必要修得単位数に応じてこれをまとめて認定することができるものとする。

- (1) 教養科目（基盤系）
- (2) 教養科目（人文系・社会系・自然系・総合系）
- (3) 教養科目（外国語系）
- (4) 学部共通基礎科目（初年次セミナーを除く。）
- (5) 学部共通発展科目
- (6) 共通専門基礎科目

2 前項の規定により認定する単位数の上限は、次のとおりとする。

- (1) 発達コミュニティ学科 30単位
- (2) 環境共生学科 38単位
- (3) 子ども教育学科 29単位

(グローバル・スタディーズ・プログラム（GSP）科目の認定)

第4条 本学部の履修要件に含まれるグローバル・スタディーズ・プログラム（GSP）科目については、原則として認定しないものとする。

(学科専門科目等の認定)

第5条 本学部の履修要件に含まれる学科専門科目（卒業研究を除く。）及び自由選択科目については、各学科の必要修得単位数に応じて認定することができるものとする。

(申請の方法)

第6条 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（所定の様式）
- (2) 成績証明書及び講義内容を明示できる書類（シラバス等）並びに外国語の場合はその日本語訳

(3) その他必要と認められる書類

(単位の認定)

第7条 国際人間科学部教授会は、前条に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

- 2 認定に当たっては、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を実施することがある。
- 3 認定した成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この内規は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

23 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について

1. 交通機関の運休の場合

六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

(1) JR西日本（神戸線（大阪駅～姫路駅）），阪急電鉄（神戸本線（大阪梅田駅～神戸三宮駅））及び阪神電気鉄道（阪神本線（大阪梅田駅～元町駅））のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

① 午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。

② 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。

③ 午後2時までに，交通機関が運行した場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

① 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

② 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。

③ 午後2時までに，気象警報が解除された場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

六甲台地区の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合，当該地区で当日のその後に開始する全ての授業（定期試験を含む）を休講とする。ただし，午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される

場合は、学内掲示板，うりぼーネット，各学部及び各研究科のホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
3. 気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. この申合せは，対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用するものとする。
6. この取扱いは，令和4年4月1日から適用する。

IV 学部 (履修等)

1 履修方法及び履修に関する心得

はじめに

学生は、「神戸大学教学規則」，「神戸大学全学共通授業科目履修規則」，「神戸大学国際人間科学部（以下「本学部」という。）規則及び次に述べる各項を熟読し，定められた単位を修得し，卒業資格を得なければなりません。

(1) 履修のあり方について

①単位制度の考え方について

神戸大学では，各授業科目の単位数は，授業時間外の勉強時間も含めて，45時間の学修を必要とする内容をもって1単位の授業を構成することとなっています（神戸大学教学規則第32条）。その原則に基づいて，本学部では，授業形態に応じて授業時間あたりの単位数を定めています。例えば，講義および演習については，15時間の授業をもって，実験や実習等については，30時間の授業をもって1単位とすると定めています（本学部規則第10条）。

授業時間に加え，自分自身での勉強の時間なども含めて，45時間分の学修の成果を測る試験に合格して，初めて1単位が修得できるものと理解してください。

②年間に履修できる単位数の上限について

本学部では，1年間に履修できる単位数の上限（CAP制）を設けています（本学部規則第12条）。

これは，上で述べた単位制度の考え方に基づくと，1週間に一人の人が勉強に使える時間に上限があるので，その上限を超えて勉強するような計画を立てても，その実現は物理的に不可能だからです。自学自習の時間も考慮に入れた学習計画に基づいて，授業科目の履修申請を行うようにしてください。

(2) 授業科目及び履修要件について

本学部規則別表第2履修要件（第11条関係）を参照してください。

(3) 科目ナンバリングの導入について

神戸大学では，各学部および研究科における教育課程の系統性，順次性及び科目の水準を明らかにし，学生の履修計画，学修活動の手助けとなるように，科目ナンバリングを導入しています。（詳細については本学部ウェブサイト参照）

各授業科目のナンバリングコードは，以下のとおり7桁の英数字で構成されます。

(例) H 1 HZ 1 02 (「初年次セミナー」の場合)

第1桁	第2桁	第3～第4桁	第5桁	第6～第7桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の部局	課程	学科, 専攻等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
	1 : 学士課程	開講部局で設定		開講部局毎に設定
(例) H	1	HZ	1	02
国際人間科学部	学士課程	学部共通科目	初級レベルの科目	演習

第3～4桁 学科・プログラム／コース

学科	プログラム／コース
	HZ (学部共通科目)
グローバル文化学科	GZ (学科共通科目)
	GY (学科コア科目)
	GD (地域文化系プログラム)
	GE (異文化コミュニケーション系プログラム)
	GF (現代文化システム系プログラム)
	GG (言語情報コミュニケーション系プログラム)
発達コミュニティ学科	DZ (学科共通科目)
	DY (学科コア科目)
	DA (社会エンパワメントプログラム)
	DB (心の探究プログラム)
	DC (アクティブライフプログラム)
	DD (ミュージックコミュニケーションプログラム)
	DE (アートコミュニケーションプログラム)
環境共生学科	EZ (学科共通科目)
	EY (学科コア科目)
	EA (環境自然科学プログラム)
	EB (環境数理科学プログラム)
	EC (生活共生科学プログラム)
	ED (社会共生科学プログラム)
子ども教育学科	CZ (学科共通科目)
	CY (学科コア科目)
	CA (学校教育学コース)
	CB (乳幼児教育学コース)
	HL (資格免許のための科目)

第5桁 科目のカテゴリー

1	学士課程	全学共通授業科目・専門授業科目	初級レベルの科目
2			中級レベルの科目
3			上級レベルの科目
4			最上級レベルの科目（卒業論文関連科目を含む）

第6桁～第7桁 開講部局で設定

- ・講義01
- ・演習02
- ・実験・実習03
- ・その他04
- ・卒業研究05

(4) 履修手続きについて

学生は、毎学期初めに公表する授業時間割表及びシラバスを参照して、履修しようとする授業科目を選択し、授業開始後、定められた期間内に、指定する方法により登録してください。登録後の履修科目の追加変更は一切認められません。

「履修登録」に関する注意事項について

- ・授業時間表に学年・クラスを指定されている授業科目は、その指定にしたがって履修しなければならない。なお、同一時限内にある二つの授業科目を履修申請することはできない。
- ・いったん修得した単位は、取り消すことはできない。

(5) 試験及び単位修得について

試験は各授業科目につきその授業の終了した学期末又はクォーター末に行われますが、試験によっては随時行われることもあります。不合格の場合は、改めて履修しなければ試験を受けることはできません。

履修登録をしていない授業科目については、試験を受けることはできません。なお、レポートをもって試験に代える時は、その提出期限を厳守してください。

(6) 定期試験受験上の注意事項

定期試験を受験するときは次の事項に注意してください。

試験の時間割及び試験室の指定はその都度、掲示します。

- ①試験開始20分以後は、試験室への入室を認めない。
- ②試験開始後は20分以上経過しないと退室を認めない。
- ③答案には、成否にかかわらず必ず学部・学籍番号・氏名を記入すること。

- ④ 答案は成否にかかわらず提出すること。
- ⑤ 試験中他人に迷惑になる行為，並びに不正行為をしてはならない。不正行為があった場合は，学部の取扱いに従う。
- ⑥ 学生証は必ず携帯すること。

(7) 追試験について

試験に欠席した者の追試験は，行わない。ただし，一定の条件を満たす場合に限り行うことがある。

- ① 全学共通授業科目については，「追試験に関する内規」を参照すること。
- ② 本学部の授業科目については，全学共通授業科目の「追試験に関する内規」の内容に準じて行うことがある。

(8) 成績評価について

- ① 各担当教員は，
 - ・ 定期試験の成績
 - ・ 小テスト評価
 - ・ 中間テスト評価
 - ・ 平常点（宿題・レポート・質疑応答内容・提案・発言等）等を用いて総合的に評価します。
- ② 学業成績は，秀，優，良，可，不可（可以上を合格），又は合格・不合格で評価します。

【合格・不合格で評価する科目】

全学共通授業科目・・・教養とは何か，多言語と多文化の世界，情報基礎，物理学入門
専門科目・・・初年次セミナー，海外実施GSコース，国内実施GSコース
資格免許のための科目・・・博物館実習

- ③ 成績は，Webにより各個人で成績情報を表示し，PDF形式で出力できます。

(9) 「G P A」及び履修取消制度について

神戸大学では，「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し，「単位の実質化」を進めるため，平成24年度入学生（*）から「G P A（Grade Point Average）」を通知しています。

（*学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。）

I. GPAについて

「GPA」とは、下記「成績評価基準」（秀，優，良，可，不可）に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP（Grade Point）を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値（Average）です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が取得できる。

II. GPA計算について

$$\text{GPA} = \frac{\text{〔履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP〕の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計（不可を含む）}}$$

1. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。

- ①成績を「合格」で評価する科目
- ②他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③履修取り消しをした科目（以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照）
- ④資格免許のための科目（教職科目，学芸員関連科目）（*）

（*一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部，研究科毎にお知らせします。）

- ⑤所属学部・研究科で指定した科目（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

- ・「不可」（不合格）と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」（GP＝0～4.3）の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」（GP＝0）の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA（学期）の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

III. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目、前期開講科目、通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目、後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。
- ・取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制)」(*)の単位数に入ります。

履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

(*履修登録単位の上限(CAP制)とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)

- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講(履修)することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

IV. GPAの通知について

- ・成績評価及び「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2025年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2025年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

成績照会画面（例）：「うりぼーネット」（Web）単位修得状況照会

■ GPA

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
3.11	118.0	38	2026年3月5日

■ GPA（学期）

年度	前期				後期			
	GPA（学期）	科目GP合計	計算単位数	計算日	GPA（学期）	科目GP合計	計算単位数	計算日
2025年度	3.00	60.0	20	2025年9月5日	3.22	58.0	18	2026年3月5日

※GPAは少数点第3位を四捨五入して表示されます。

No	区分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得学期	評語	科目GP	合否
1	全学共通授業科目	教養科目	総合系	○○○○○	2.0	2025	前期	秀	8.6	合

(10) 卒業研究について

卒業研究は、学部規則第20条に基づいて卒業論文を作成・提出し、卒業論文等試験に合格しなければなりません。

卒業研究を行う際には4年次以降の各学期の定められた期日までに卒業研究届を提出してください。その際、下記の『「卒業研究」資格判定基準について』に示された基準に満たない場合には、卒業研究届を提出することができません。

作成した卒業論文は最終学期において定められた期日（3月卒業の場合には1月20日、9月卒業の場合は7月20日）までに提出しなければなりません。

「卒業研究」資格判定基準について

4年次以降において卒業研究を開始するためには、3年次終了時点（在学期間3年以上）において、以下の単位を修得する必要があります。

判定基準に満たない場合には「卒業研究届」を提出することができません。

なお、卒業研究届を提出するために必要な単位数と卒業に必要な単位数及び履修要件は異なります。卒業に必要な単位数及び履修要件については、学科により異なりますので、学部規則別表第2 履修要件で必ず確認してください。

グローバル文化学科	単位数	発達コミュニティ学科	単位数
全学共通授業科目 ・外国語科目 ・教養科目（基盤系） ・教養科目（人文系・社会系・自然系・総合系）	8単位 4単位 10単位	全学共通授業科目 ・外国語科目 ・教養科目（基盤系） ・教養科目（人文系・社会系・自然系・総合系）	8単位 4単位 10単位
専門科目 （専門科目41単位には 初年次セミナー， グローバルイシュー概論， グローバルイシュー演習， Academic Communication（英） を含んでいなければならない。）	41単位	専門科目 （専門科目57単位には 初年次セミナー， グローバルイシュー概論， グローバルイシュー演習， Academic Communication（英） を含んでいなければならない。）	57単位
	63単位以上		79単位以上

環境共生学科	単位数	子ども教育学科	単位数
全学共通授業科目 ・外国語科目 ・教養科目（基盤系） ・教養科目（人文系・社会系・自然系・総合系）	8単位 4単位 10単位	全学共通授業科目 ・外国語科目 ・教養科目（基盤系） ・教養科目（人文系・社会系・自然系・総合系）	8単位 4単位 10単位
専門科目 （専門科目57単位には 初年次セミナー， グローバルイシュー概論， グローバルイシュー演習 Academic Communication（英） を含んでいなければならない。）	57単位	専門科目 （専門科目57単位には 初年次セミナー， グローバルイシュー概論， グローバルイシュー演習， Academic Communication（英） を含んでいなければならない。）	57単位
	79単位以上		79単位以上

[卒業論文作成要領]

1. 論文は、事前に指導教員の点検を受け、卒業論文提出票とともに、1部を指定された期限までに教務学生係に提出すること。（卒業論文提出票は、本学部Webページからダウンロードする。）
2. 論文は、A4判サイズで縦位置、横書きを基本とする。
3. 論文には、下記の参考例のとおり、論文題目、卒業研究指導教員名、所属学科、学籍番号、氏名を明記した表紙を付して、仮綴りにして提出すること。
4. 様式等に関するその他の事項については、指導教員の指示に従うものとする。

参考例

卒業論文
論文題目
卒業研究指導教員
所属学科・プログラム／コース・学籍番号 氏名

(11) わからないことや困ったことがあるとき

- ・入学したばかりでわからないことや困ったことがあれば、まずは初年次セミナーやグローバルイシュー演習の担当教員に相談してください（サポート教員）。2年次以降はプログラムやコースの演習担当教員に相談してください。
- ・シラバスに明記されている「オフィスアワー」を大いに活用して、教員の研究室を訪ねて行くことをお勧めします。
- ・教務事項の手続きでわからないことがあれば、教務学生係の窓口に来てください。
- ・重要な情報はウェブサイトや掲示でお知らせしますので、定期的に情報をチェックするようにしてください

2 学科ごとの履修要件

(1) グローバル文化学科

●学科の目標

国境を越えたコミュニケーションを推進できるリーダーシップを備えた人材を育成する。

本学科では、多文化間の境界を乗り越えるグローバル共生社会を実現するため、高度な外国語の運用能力とICT教育に基づく情報分析力や発信力を駆使して、異文化間のコミュニケーションと相互理解を率先して推し進め、多文化状況、文化交流、文化摩擦等をめぐるグローバルな課題の解決への道筋を社会に発信する能力をもつ人材を養成することを目標とします。この目標を達成するために、文化、社会、コミュニケーションを軸に、「地域文化系」、「異文化コミュニケーション系」、「現代文化システム系」、「言語情報コミュニケーション系」の4つの教育研究の柱を置き、これらの切り口から人間社会における多様なグローバルイシューを解決する糸口を探していきます。

●プログラムとその概要

・地域文化系プログラム

21世紀の世界に存在する多様な文化や価値観を地域別に研究します。また、そうした地域の文化や価値観がどのように形成され、持続・変容してきたのかを、さまざまな学問アプローチから捉え、比較的・相対的な視点から地域文化を理解する力を身に付けます。

・異文化コミュニケーション系プログラム

社会経済のグローバル化に伴い、異文化間相互の分裂と統合が、国内および国境を越えて拡大しているという世界の動きを踏まえ、異文化間コミュニケーションのあり方を明らかにし、異なる文化が対話可能となるような方法を考察する能力を身に付けます。

・現代文化システム系プログラム

近代的な制度や思考の枠組みが根底から揺らぐなかで、グローバルな規模で拡がる今日的な問題群に焦点を当て、現代世界を動かしている社会・文化のシステムを多角的に分析し、現代という時代について批判的に洞察する力を身に付けます。

・言語情報コミュニケーション系プログラム

言語・感性によるコミュニケーションの可能性と問題点を発見し解析する能力や、ICTを用いた多彩な情報の収集・分析・発信に関わる能力を育成し、これらの研究成果をグローバルな課題解決に活用する能力を身に付けます。

●プログラムの選択

グローバル文化学科の学生は2年次第3クォーターより、いずれかのプログラムを選択しなければならない。

科目名称	授業形態	単位数	配当学期																必修・選択の別			備考	履修プログラム											
			1年				2年				3年				4年				必修	選択必修	選択		地域文化系	異文化コミュニケーション系	現代文化システム	言語情報コミュニケーション系								
			前		後		前		後		前		後		前		後																	
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q																
グローバル文化特別演習Ⅰ	演習	2																													○	○	○	○
グローバル文化特別演習Ⅱ	演習	2																													○	○	○	○
卒業研究		10																													○	○	○	○

(2) 発達コミュニティ学科

●学科の目標

人間の発達とそれを支えるコミュニティの実現に取り組む人材を養成する。

人間の多様な発達と、その発達を支えるコミュニティを実現するために必要な能力を身に付けた人材の養成を目指します。この目的を踏まえ、人間の心理的発達や身体的発達、表現や行動の機能発達など、人間の生涯全体に関わる課題解決を行うために必要な基礎的な専門教育を行う「発達基礎」、人間の多様な発達の相互関係に着目し、グローバル社会と個人をつなぐコミュニティに関する理論の構築と実践的な課題解決を行うために必要な専門教育を行う「コミュニティ形成」という2本の柱を設定します。

●プログラムとその概要

・社会エンパワメントプログラム

社会の様々な局面で生じる課題を発見する能力、エンパワメントに対する理解力、対人支援やコミュニティ支援に関する幅広い知識や技術を学び、社会エンパワメントを通してグローバル課題を解決へと導く専門的能力を身に付けます。

・心の探究プログラム

人々の心の発達の諸相における課題を発見しその解決へと導くために、人の心とその発達を適切な方法で理解・測定する基礎的能力、現代社会の多様な支援ニーズへの対応方法についての実践的な専門的能力を身に付けます。

・アクティブライフプログラム

人々が健康で活動的なライフスタイルを実現するために、人の心身や運動行動を理解・分析する基礎的能力、心身の健康やエイジング、スポーツ活動などに関わる実践的な専門的能力を身に付けます。

・ミュージックコミュニケーションプログラム

人々の文化的で豊かな生活のため、芸術の実践と交流によって社会における多様な人々をつなぐ場を構築することを目指し、音楽の発信と受信について多面的に理解・探究する総合的能力、音楽の創造的実践的な専門能力を身に付けます。

・アートコミュニケーションプログラム

人々の文化的で豊かな生活のため、芸術の実践と交流によって社会における多様な人々をつなぐ場を構築することを目指し、文化芸術の発信と受信について多面的に理解・探究する総合的能力、美術の創造的実践的な専門能力を身に付けます。

●プログラムの選択

発達コミュニティ学科の学生は、2年次第1クォーターより、いずれかのプログラムを選択しなければならない。

(3) 環境共生学科

●学科の目標

グローバル共生社会を支える環境を創り出す文理融合型人材を養成する。

人間と環境の調和に根ざす持続可能なグローバル共生社会の実現を目指し、身近な環境から地球環境に至る幅広い環境について、様々な問題を発見・立論し、解決に導くために必要な能力を身に付けた人材を養成します。この目的を踏まえ、本学科は、環境の成り立ちを解析し、課題を発見・立論するために必要な基礎科学の専門教育を行う「環境基礎科学」、環境改善のための技術・システム、政府・自治体の政策、教育と市民参加、企業・NPO・NGO等の活動に関する専門教育を行う「環境形成科学」という2本の柱を設定しています。

●プログラムとその概要

・環境自然科学プログラム

地球規模の環境問題を引き起こす多様な要因や問題が顕在化するまでの複雑なメカニズムを解明し、解決策を提案するために、自然の成り立ちや法則の理解を基礎として、フィールドワーク・科学実験・データ解析などの調査・分析・解析手法について学びます。

・環境数理科学プログラム

環境に潜む様々な現象を数理的な手法で解明し、人間と環境のよい共生関係を論理的かつ緻密にデザインするために、数理科学に関する基礎知識を身に付け、諸問題に対する新しい分析方法について学びます。

・生活共生科学プログラム

日常生活における人と人、人と環境のよりよい共生関係をデザインするために、フィールドワーク、各種調査、科学実験の基礎的な技能を身に付け、幅広い問題を発見・立論するとともに、課題解決に向け、実践的な技術開発、環境設計、政策立案について学びます。

・社会共生科学プログラム

文化・政治・経済・社会・地域等における様々な対立を乗り越えるために、グローバル社会における共生のあるべき姿を考えます。身近な環境からグローバルな環境にいたる様々な課題を発見し、その原因と解決について学びます。国内外でのフィールド調査・文献調査を通して、実践力を身に付けます。

●プログラムの選択

環境共生学科の学生は、2年次第1クォーターより、いずれかのプログラムを選択しなければならない。

科目名称	授業形態	単位数	配当学期												必修・選択の別			備考	履修プログラム							
			1年				2年				3年				4年				必修	選必	選択	科学 環境 自然	科学 環境 数理	科学 生活 共生	科学 社会 共生	
			前		後		前		後		前		後		前		後									
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q									4Q
加齢の社会心理学(社会・集団・家族心理学)	講義	2							○										2				○			
ファッション文化論	講義	2							○										2				○			
からだの構造と機能(人体の構造と機能及び疾病)	講義	2			○														2			○				
社会教育計画論	講義	2			○														2					○		
生涯学習論	講義	2					○												2					○		
社会教育実践論	演習	2								○									2					○		
環境形成科学演習1A	演習	2								○									2					○		
環境形成科学演習1B	演習	2								○									2					○		
環境形成科学演習1C	演習	2								○									2					○		
環境形成科学演習2A	演習	2												○					2					○		
環境形成科学演習2B	演習	2												○					2					○		
環境形成科学演習2C	演習	2												○					2					○		
卒業研究		10														◎			10				○	○	○	

(4) 子ども教育学科

●学科の目標

現代社会の文化的多様性を尊重した子ども教育に取り組む人材を養成する。

次世代育成を通じたグローバル共生社会の実現を目指し、グローバル社会に関わる幅広い視野を持ちながら、子どもと学校が抱える課題を多面的に認識し、実践的に解決していく能力を身に付けた初等教育教員等を養成します。

この目的を踏まえ、本学科は、初等教育を構成する「学校教育学」と「乳幼児教育学」の2つのコースを設け、世界と日本の学校教育、国際文化理解教育など、グローバル共生社会の実現に向けた教育の現状と課題について理解を深めた後、コースごとの体系的な教育研究を行っていきます。

●コースとその概要

学校教育学コース

主に教育学，教科内容・指導論，心理学の専門性に基づいて，義務教育の基盤である小学校を中心とした教育理念，制度，教育内容と方法に関する教育研究を行います。あわせて，インクルーシブ教育の観点から，障害のある子どもに対する特別支援教育に関する教育研究を行います。

乳幼児教育学コース

主に教育学，保育内容・指導論，心理学の専門性に基づき，生涯にわたる人格形成の基盤である乳幼児期を中心とした教育理念，制度，保育内容と方法に関する教育研究を行います。あわせて，幼小連携教育の観点から，小学校教育の内容と方法等に関する教育研究を行います。

●コースの選択

子ども教育学科の学生は，2年次第1クォーターより，いずれかのコースを選択しなければならない。

科目名称	授業形態	単位数	配当学期												必修・選択の別			備考				
			1年				2年				3年				4年				必修	選択必修	選択	
			前		後		前		後		前		後		前		後					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q					4Q
グローバルイシュー演習	演習	1		○														1				
海外実施GSコース	演習	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							2			
国内実施GSコース	演習	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
[学科共通科目]※12単位必要																						
子ども教育学概論	講義	2	○															2				
子ども教育学演習1	演習	2								○								2				
子ども教育学演習2	演習	2										○						2				
子ども教育学演習3	演習	2											○					2				
子ども教育学演習4	演習	2												○				2				
教育原理(世界と日本の学校教育)	講義	2			○															2		
保育原理(世界と日本の乳幼児教育)	講義	2			○															2		
学校教育学コース [学科コア科目]※10単位必要																						
教職論(幼・小)	講義	2	○																	2		
教育史(幼・小)	講義	2								○										2		
発達心理学(幼・小)	講義	2			○															2		
児童の発達と学習	講義	2				○														2		
教育行政学(幼・小)	講義	2				○														2		
教育経営学(幼・小)	講義	2			○															2		
初等カリキュラム論	講義	2				○														2		
初等国語科教育論	講義	2					○													2		
初等社会科教育論	講義	2						○												2		
初等算数科教育論	講義	2				○														2		
初等理科教育論	講義	2					○													2		
初等生活科教育論	講義	2					○													2		
初等音楽科教育論	講義	2					○													2		
初等図工科教育論	講義	2				○														2		
初等家庭科教育論	講義	2						○												2		
初等体育科教育論	講義	2					○													2		
初等英語教育論	講義	2					○													2		
初等道德教育論	講義	2					○													2		
総合的な学習の指導法(小)	講義	2						○												2		
初等特別活動指導論	講義	2							○											2		
初等教育方法学(情報通信技術の活用を含む)	講義	2					○													2		
初等生徒指導論(進路指導を含む)	講義	2						○												2		
初等学校教育相談	講義	2						○												2		
初等国語論	講義	2				○														2		
初等社会科論	講義	2					○													2		
初等算数論	講義	2			○															2		
初等理科論	講義	2					○													2		
初等生活科論	講義	2				○														2		
初等音楽論	講義	2				○														2		
初等図工論	講義	2			○															2		
初等家庭科論	講義	2					○													2		
初等体育論	講義	2				○														2		
初等英語論	講義	2				○														2		
乳幼児と健康	講義	1			○															1		
乳幼児と環境	講義	1			○															1		
乳幼児と言葉	演習	1			○															1		
乳幼児と表現(音楽)	演習	1			○															1		

科目名称	授業形態	単位数	配当学期												必修・選択の別			備考				
			1年				2年				3年				4年				必修	選択必修	選択	
			前		後		前		後		前		後		前		後					
			1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q					4Q
幼児心理学演習	演習	2							○											2		
乳幼児と家庭	講義	1	○																	1		
子ども家庭支援論	講義	1		○																1		
社会教育計画論	講義	2			○															2		
生涯学習論	講義	2				○														2		
社会教育実践論	演習	2								○										2		
観察実習Ⅰ	実習	1	○															1				
観察実習Ⅱ	実習	1				○												1				
初等教育事前・事後指導	実習	1												○				1				
初等教育実地研究	実習	4												○				4				
学校インターンシップⅠ	実習	1							◎												1	
学校インターンシップⅡ	実習	1											◎								1	
学校インターンシップⅢ	実習	1													◎						1	
教職実践演習(幼・小)	演習	2														○		2				
卒業研究		10														◎		10				

3 資格免許のための科目

科目名称	授業形態	単位数	配当年次	備考
日本国憲法 1	講義	1	2年次	教員免許の必修科目
日本国憲法 2	講義	1	2年次	教員免許の必修科目
教職論(中・高)	講義	2	1年次	教員免許(中・高)の科目
教育原理	講義	2	1年次	教員免許(中・高)の科目
教育史	講義	2	2年次	教員免許(中・高)の科目
教育行政学(中・高)	講義	2	1年次	教員免許(中・高)の科目
教育経営学(中・高)	講義	2	2年次	教員免許(中・高)の科目
中等特別支援教育論	講義	2	2年次	教員免許(中・高)の科目
中等カリキュラム論	講義	2	2年次	教員免許(中・高)の科目
中等道徳教育論	講義	2	2年次	教員免許(中・高)の科目
総合的な学習の指導法(中・高)	講義	2	2年次	教員免許(中・高)の科目
中等特別活動指導論	講義	2	3年次	教員免許(中・高)の科目
中等学習指導・ICT活用論	講義	2	2年次	教員免許(中・高)の科目
中等生徒指導論	講義	2	3年次	教員免許(中・高)の科目
中等教育事前・事後指導	実習	1	3年次	教員免許(中・高)の科目
中学校教育実地研究A	実習	2	3年次	教員免許(中・高)の科目
中学校教育実地研究B	実習	2	3年次	教員免許(中・高)の科目
高等学校教育実地研究	実習	2	3年次	教員免許(高)の科目
教職実践演習(中・高)	演習	2	4年後期	教員免許(中・高)の科目
工芸実践演習	演習	2	2年次	教員免許:美術(中)の科目
ソルフェージュ	演習	2	1年次	教員免許:音楽(中・高)の科目
先端表現演習	演習	2	3年次	教員免許:美術(中・高)の科目
自然地理学	講義	2	2年次	教員免許:社会(中), 地理歴史(高)の科目
地誌	講義	2	2年次	教員免許:社会(中), 地理歴史(高)の科目
英語科教育論A	講義	2	2年次	教員免許:英語(中・高)の科目
英語科教育論B	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:英語(中・高)の科目
英語科教育論C	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:英語(中・高)の科目
英語科教育論D	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:英語(中・高)の科目
英語科教育論E	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:英語(中・高)の科目
音楽科教育論A	講義	2	2年次	教員免許:音楽(中・高)の科目
音楽科教育論B	講義	2	2年次	教員免許:音楽(中・高)の科目
音楽科教育論C	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:音楽(中・高)の科目
音楽科教育論D	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:音楽(中・高)の科目
美術科教育論A	講義	2	2年次	教員免許:美術(中・高)の科目
美術科教育論B	講義	2	2年次	教員免許:美術(中・高)の科目
美術科教育論C	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:美術(中・高)の科目
美術科教育論D	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:美術(中・高)の科目
理科教育論A	講義	2	2年次	教員免許:理科(中・高)の科目
理科教育論B	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:理科(中・高)の科目
理科教育論C	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:理科(中・高)の科目
理科教育論D	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:理科(中・高)の科目
数学科教育論A	講義	2	2年次	教員免許:数学(中・高)の科目
数学科教育論B	講義	2	2年次	教員免許:数学(中・高)の科目
数学科教育論C	講義	2	3年次	教員免許:数学(中・高)の科目
数学科教育論D	講義	2	3年次	教員免許:数学(中・高)の科目
家庭科教育論A	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:家庭(中・高)の科目
家庭科教育論B	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:家庭(中・高)の科目
家庭科教育論C	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:家庭(中・高)の科目
家庭科教育論D	講義	2	2・3年次(隔年)	教員免許:家庭(中・高)の科目

社会科教育論 A	講義	2	2年次	教員免許：社会（中）の科目
社会科教育論 B	講義	2	2年次	教員免許：社会（中）の科目
公民科教育論	講義	2	2年次	教員免許：公民（高）の科目
社会科・公民科教育論	講義	2	2年次	教員免許：社会（中），公民（高）の科目
地歴科教育論	講義	2	2年次	教員免許：地歴（高）の科目
社会科・地歴科教育論	講義	2	2年次	教員免許：社会（中），地歴（高）の科目
博物館概論	講義	2	2年次	学芸員の必修科目
博物館経営論	講義	2	2年次	学芸員の必修科目
博物館資料論	講義	2	3年次	学芸員の必修科目
博物館展示論	講義	2	2年次	学芸員の必修科目
博物館教育論	講義	2	2年次	学芸員の必修科目
博物館情報・メディア論	講義	2	2年次	学芸員の必修科目
博物館実習	実習	3	2～4年次	学芸員の必修科目

4 教育職員免許状取得に関する履修要項

本学部において、教育職員免許状を取得しようとするものは、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるそれぞれの免許状に必要な科目の単位を併せて修得しなくてはならない。

I. 本学部で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

学科名	免許状の種類	免許教科
グローバル文化学科	中学校教諭一種免許状	英 語
	高等学校教諭一種免許状	英 語
発達コミュニティ学科	中学校教諭一種免許状	音 楽
	高等学校教諭一種免許状	音 楽
	中学校教諭一種免許状	美 術
	高等学校教諭一種免許状	美 術
環境共生学科	中学校教諭一種免許状	理 科
	高等学校教諭一種免許状	理 科
	中学校教諭一種免許状	数 学
	高等学校教諭一種免許状	数 学
	中学校教諭一種免許状	家 庭
	高等学校教諭一種免許状	家 庭
	中学校教諭一種免許状	社 会
	高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史
子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状	
	小学校教諭一種免許状	
	特別支援学校教諭一種免許状	

備 考

幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状は、子ども教育学科に所属する学生のみが取得可能である。

II. 基礎資格及び教育職員免許法で定められている最低修得単位数

所要資格		免許状の種類		幼稚園校教諭		小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること
大学における最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭：領域及び保育内容の指導法に関する科目）	16	16	30	30	28	28	24	24		
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10	10	10	10	10		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	10	10	10	10	8	8		
	教育実践に関する科目	7	7	7	7	7	7	5	5		
	大学が独自に設定する科目	38	14	26	2	28	4	36	12		
合計		75	51	83	59	83	59	83	59		

所要資格		免許状の種類		特別支援学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること	学士の学位を有すること及び小・中・高又は幼稚園の普通免許状を有すること		
特別支援教育に関する科目		50	26		

上記の他、別表に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」を修得しなければなりません。

【別表】 全学科に共通で取得が必要な科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科目区分	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	○ 日本国憲法 1 ○ 日本国憲法 2	1 1
体育	2	○ 健康・スポーツ科学実習基礎 ▲ 健康・スポーツ科学実習 1 ▲ 健康・スポーツ科学実習 2 ▲ 健康・スポーツ科学講義 A	1 0.5 0.5 1
外国語コミュニケーション	2	○ Academic English Communication A1 ○ Academic English Communication A2 ○ Academic English Communication B1 ○ Academic English Communication B2	0.5 0.5 0.5 0.5
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○ 情報基礎 ○ データサイエンス基礎学	1 1

セットで履修

注. ○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。

▲印は免許法上の指定科目（選択）を示す。

備 考

- (1) 本表に示すのは、教育職員免許法で定められている最低単位数であり、神戸大学において修得が必要な単位数とは異なる。神戸大学において修得が必要な単位数については、「Ⅲ. 教育職員免許状取得に関する科目認定一覧」を確認すること。
- (2) 「日本国憲法」（2単位、「日本国憲法1」、「日本国憲法2」として開講される科目）、「体育」（2単位、「健康・スポーツ科学実習基礎」（必修）と、「健康・スポーツ科学実習1」、「健康・スポーツ科学実習2」の両方か「健康・スポーツ科学講義A」のどちらか（選択）、「外国語コミュニケーション」（2単位、「Academic English Communication A1」、「Academic English Communication A2」、「Academic English Communication B1」、「Academic English Communication B2」として開講される科目）及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」（2単位、「情報基礎」、「データサイエンス基礎学」として開講される科目）は、必ず修得しなければならない。
- (3) 小学校、中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする場合には、**介護等体験**が義務づけられている。（ただし、特別支援学校教諭一種免許状を併せて取得する場合は、介護等体験は不要である。）本学部においては、グローバル文化学科は3年次、発達コミュニティ学科、環境共生学科及び子ども教育学科は2年次に介護等体験を行う。
- (4) 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の一種免許状取得に必要なそれぞれの学校種別の「大学が独自に設定する科目」の履修については、基本的に開講していないので、それぞれの学校種及び教科別の「教科及び教科の指導法に関する科目」等の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (5) 専修免許状取得に必要な、それぞれの学校種別の「大学が独自に設定する科目」の必要な単位の履修については、専修免許状に必要な基礎資格を得ることのできる課程（大学院修士課程等）において「教科及び教科の指導法に関する科目」等を修得することが必要である。ただし、必要な単位数はそれぞれの学校種別の一種免許状の単位数を引いた単位数である。（いずれの学校種別においても必要な単位数は24単位である。）
- (6) 教育実習は、原則としてグローバル文化学科の学生は4年次、発達コミュニティ学科、環境共生学科及び子ども教育学科の学生は3年次に実施する。
- (7) 幼稚園・小学校教諭免許状を取得するには、「初等教育事前・事後指導」「初等教育実地研究」の2科目（計5単位）を同一年度において履修する。これは子ども教育学科における必修科目であり、他学科生は履修することができない。
- (8) 中学校教諭一種免許状を取得するには、「中等教育事前・事後指導」「中学校教育実地研究A」「中学校教育実地研究B」の3科目（計5単位）を同一年度において履修する。
- (9) 高校教諭一種免許状を取得するには、「中等教育事前・事後指導」「高校教育実地研究」の2科目（計3単位）を同一年度において履修する。ただし、中学校教諭一種免許状を取得するために履修する3科目により、高等学校教諭一種免許状取得も可能である。

Ⅲ. 教育職員免許状取得に関する科目認定一覧

1. 幼稚園

【第1表】領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園一種免許状）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
領域に関する専門的事項	健康	20	乳幼児と健康	1		
	人間関係		乳幼児と人間関係	1		
	環境		乳幼児と環境	1		
	言葉		乳幼児と言葉	1		
	表現		乳幼児と表現(音楽)	1		
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			乳幼児と表現(造形)	1		
			保育内容研究(健康Ⅰ)	2		
			保育内容研究(健康Ⅱ)	2		
			保育内容研究(人間関係)	2		
			保育内容研究(環境)	2		
		保育内容研究(造形表現)	2			
		保育内容研究(音楽表現)	2			
		保育内容研究(児童文化と言葉)	2			

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として14単位の修得が必要となるが、同科目は2単位しか開設しないため、【第2表】の科目及び「領域及び保育内容の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が51単位以上必要

【第2表】 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」を除く科目（幼稚園一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			修得方法等	
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	保育原理（世界と日本の乳幼児教育） 教育原理（世界と日本の学校教育）	2	2	2単位必修
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論（幼・小）	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学（幼・小）		2	} 2単位 選択必修
			教育経営学（幼・小）		2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		乳幼児心理学 発達心理学（幼・小）	2	2	2単位必修
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育入門（幼・小）	1		1単位必修
・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	乳幼児教育課程論	2		2単位必修		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	乳幼児教育内容・方法論 初等教育方法学（情報通信技術の活用含む）	2	2	2単位必修
	・幼児理解の理論及び方法		乳幼児理解と教育相談	2		2単位必修
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		初等学校教育相談		2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	初等教育事前・事後指導 初等教育実地研究	1	4	1単位必修 4単位必修
	・教職実践演習		2	2	2単位必修	
大学が独自に設			子どもの保健と健康		2	
合計 (免許法施行規則に定める最低修得単位数)		21	合計 (本学での最低修得単位数)			22

2. 小学校

【第1表】教科及び教科の指導法に関する科目（小学校一種免許状）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	30	国語 (書写を含む。)		2	「教科に関する専門的事項」の選択科目から10単位選択必修
		社会		2	
		算数		2	
		理科		2	
		生活		2	
		音楽		2	
		図画工作		2	
		家庭		2	
		体育		2	
		外国語		2	
(情報機器及び教材の活用を含む。)	30	国語 (書写を含む。)	2		
		社会	2		
		算数	2		
		理科	2		
		生活	2		
		音楽	2		
		図画工作	2		
		家庭	2		
		体育	2		
		外国語	2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として2単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が60単位以上必要

【第2表】「教科及び教科の指導法に関する科目」を除く科目（小学校一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			修得方法等		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数			
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理(世界と日本の学校教育) 日本教育史	2	2	2単位必修	
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論（幼・小）	2		2単位必修	
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学（幼・小）		2	} 2単位 選択必修	
			教育経営学（幼・小）		2		
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学（幼・小） 児童の発達と学習		2	2	} 2単位
	・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育入門（幼・小）	1			1単位必修
	・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		初等カリキュラム論	2			2単位必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 道徳の理論及び指導法	10	初等道徳教育論	2		2単位必修	
	・ 総合的な学習の時間等の指導法		総合的な学習の指導法(小)	2		2単位必修	
	・ 特別活動の指導法		初等特別活動指導論	2		2単位必修	
	・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		初等教育方法学(情報通信技術の活用含む)	2		2単位必修	
	・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		初等生徒指導論（進路指導を含む）	2		2単位必修	
	・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		初等学校教育相談	2		2単位必修	
教育実践に関する科目	・ 教育実習	5	初等教育事前・事後指導 初等教育実地研究	1		1単位必修 4単位必修	
	・ 教職実践演習		2	教職実践演習（幼・小）	2		2単位必修
合計 (免許法施行規則に定める最低修得単位数)		27	合計 (本学での最低修得単位数)		30		

3. 中学校及び高等学校

【第1表】教科及び教科の指導法に関する科目
中学校教諭第一種免許状（英語）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	英語学	コミュニケーション表現論		2	「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の選択科目から6単位選択必修
		音声コミュニケーション論	2		
		言語構造論		2	
		第二言語習得論	2		
	英語文学	越境文学論	2		
		アメリカ文化論		2	
		イギリス社会文化論	2		
	英語コミュニケーション	Academic Communication (英)	2		
		Academic Writing (英)	2		
		English Presentation Skills		2	
	異文化理解	越境文化形成論	2		
		比較政策論		2	
		越境社会文化論		2	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育論A	2		
英語科教育論B			2		
英語科教育論C			2		
英語科教育論D			2		
英語科教育論E			2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。
<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

高等学校教諭第一種免許状（英語）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	英語学	コミュニケーション表現論		2	「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の選択科目から6単位選択必修
		音声コミュニケーション論	2		
		言語構造論		2	
		第二言語習得論	2		
	英語文学	越境文学論	2		
		アメリカ文化論		2	
		イギリス社会文化論	2		
	英語コミュニケーション	Academic Communication (英)	2		
		Academic Writing (英)	2		
		English Presentation Skills		2	
	異文化理解	越境文化形成論	2		
		比較政策論		2	
		越境社会文化論		2	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育論A	2		
英語科教育論B			2		
英語科教育論C			2		
英語科教育論D			2		
英語科教育論E			2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。
 <必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

中学校教諭第一種免許状（音楽）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科 に 関 す る 専 門 的 事 項	ソルフェージュ	28	ソルフェージュ	2		
	声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）		声乐アンサンブル1	1	1	
			声乐アンサンブル2			
			声乐表現演習	2		
			邦楽歌唱法	1		
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）		器楽アンサンブル1	1	1	
			器楽アンサンブル2			
			ピアノ演奏演習	2		
			声乐伴奏表現演習	1		
			民族音楽演奏演習1	1		
民族音楽演奏演習2						
指揮法	音楽集団活動論1	1	1			
	音楽集団活動論2					
音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	ミュージックセオリー & アナリシス	2	2			
	サウンドデザイン	1				
	音楽作品研究	2				
	音楽文化史	2				
	シアトリカル・アート論	2				
	民族音楽学	2				
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	音楽科教育論A	2				
	音楽科教育論B	2				
	音楽科教育論C	2				
	音楽科教育論D	2				

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として4単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

高等学校教諭第一種免許状（音楽）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科 に 関 す る 専 門 的 事 項	ソルフェージュ	24	ソルフェージュ	2		}
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）		声楽アンサンブル1	1	1	
			声楽アンサンブル2			
			声楽表現演習	2		
			邦楽歌唱法	1		
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）		器楽アンサンブル1	1	1	
			器楽アンサンブル2			
			ピアノ演奏演習	2		
声楽伴奏表現演習		1				
民族音楽演奏演習1		1				
指揮法	音楽集団活動論1	1	1			
	音楽集団活動論2					
音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	ミュージックセオリー & アナリシス	2	2			
	サウンドデザイン	1				
	音楽作品研究	2				
	音楽文化史	2				
	シアトリカル・アート論	2				
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	民族音楽学	2	2			
	日本文化交流論	2				
	音楽科教育論A	2				
	音楽科教育論B	2				
	音楽科教育論C	2	2			
	音楽科教育論D	2				

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

中学校教諭第一種免許状（美術）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	28	絵画アート実践 先端表現演習 創造の発想とプロセスA	2 2	1	「教科に関する専門的事項」の選択科目から2単位選択必修
	彫刻		空間アート実践	2		
	デザイン（映像メディア表現を含む。）		幾何デザインと視覚伝達 グラフィックサイエンス 創造の発想とプロセスB	2 2 1		
			知覚と行為（知覚・認知心理学）		2	
	工芸		工芸実践演習	2		
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		芸術批評演習	1		
			空間造形論	2		
			絵画アート論	2		
			映像・メディア論演習		2	
	各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）		美術科教育論A	2		
美術科教育論B			2			
美術科教育論C			2			
美術科教育論D			2			

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として4単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

高等学校教諭第一種免許状（美術）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	24	絵画アート実践	2	1	「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の選択科目から4単位選択必修
			先端表現演習	2		
			創造の発想とプロセスA			
	彫刻		空間アート実践	2		
	デザイン（映像メディア表現を含む。）		幾何デザインと視覚伝達	2	2	
	グラフィックサイエンス	2				
	創造の発想とプロセスB	1				
	知覚と行為（知覚・認知心理学）					
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		芸術批評演習	1	2	
			空間造形論	2		
			絵画アート論	2		
			映像・メディア論演習			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			美術科教育論A	2	2	
			美術科教育論B	2		
			美術科教育論C			
			美術科教育論D			

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

中学校教諭第一種免許状（理科）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	物理学	30	環境物理学B 環境基礎物理学A 環境基礎物理学B 地球環境物理学	2	2 2 2	
	化学		環境物質科学A 環境物質科学B 環境生命化学	2 2	2	
	生物学		環境生命科学A 環境生命科学B 環境資源植物科学 生態学 生物多様性科学 環境生理学 分子生物学	2 2	2 2 2 2 2	
	地学		環境地球科学A 環境地球科学B 地球環境変動史 環境物理学A	2 2	2 2	
	物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験		物理学実験 環境基礎科学実験C (主に化学) 環境基礎科学実験B (主に生物学) 環境基礎科学実験A (主に地学)	2 2 2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		理科教育論A 理科教育論B 理科教育論C 理科教育論D	2 2 2 2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として2単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

高等学校教諭第一種免許状（理科）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項	物 理 学	24	環境物理学B	2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の選択科目から4単位選択必修
			環境基礎物理学A 環境基礎物理学B 地球環境物理学			
	化 学		環境物質科学A	2		
			環境物質科学B	2		
			環境生命化学	2		
	生 物 学		環境生命科学A	2		
			環境生命科学B	2		
			環境資源植物科学	2		
			生態学	2		
			生物多様性科学	2		
地 学	環境生理学	2				
	分子生物学	2				
物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験	環境地球科学A	2	2 2 2 2	2単位 選択必修		
	環境地球科学B	2				
	地球環境変動史					
	環境物理学A					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	物理学実験		2	}		
	環境基礎科学実験C (主に化学)		2			
	環境基礎科学実験B (主に生物学)		2			
	環境基礎科学実験A (主に地学)		2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	理科教育論A	2	2	}		
	理科教育論B		2			
	理科教育論C		2			
	理科教育論D		2			

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

中学校教諭第一種免許状（数学）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	代数学	28	数理科学入門（代数系） 計算代数A 計算代数B	2	2 2	「教科に関する専門的事項」の選択科目から10単位選択必修
	幾何学		数理科学入門（幾何系） かたちの数理A かたちの数理B	2	2 2	
	解析学		数理科学入門（解析系） 環境モデル解析A 環境モデル解析B	2	2 2	
	「確率論，統計学」		数理科学入門（統計系） 数理的問題解決法	2	2	
	コンピュータ		計算機科学入門 数理モデルプログラミング	2	2	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)			数学科教育論A 数学科教育論B 数学科教育論C 数学科教育論D	2 2 2 2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として4単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

高等学校教諭第一種免許状（数学）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	代数学	24	数理学入門（代数系） 計算代数A 計算代数B	2	2 2	「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の選択科目から10単位選択必修
	幾何学		数理学入門（幾何系） かたちの数理A かたちの数理B	2	2 2	
	解析学		数理学入門（解析系） 環境モデル解析A 環境モデル解析B	2	2 2	
	「確率論，統計学」		数理学入門（統計系） 数理的問題解決法	2	2	
	コンピュータ		計算機科学入門 数理モデルプログラミング	2	2	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)			数学科教育論A 数学科教育論B 数学科教育論C 数学科教育論D	2	2 2 2 2	} 2単位 選択必修

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

中学校教諭第一種免許状（家庭）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法	
			必修	選択		
教科に関する専門的事項	28	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	2		「教科に関する専門的事項の選択科目から2単位選択必修」	
		被服学（被服製作実習を含む。）	2			
		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	衣環境論A 環境形成科学実験実習	2		2
			衣環境論B	2		
		住居学	食環境論A 食環境論B	2		2
			環境形成科学実験A 環境形成科学実習	2		
		保育学（実習を含む。）	都市地域居住環境論 生活空間計画論	2		2
			こども環境論	2		
		各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	家庭科教育論A	2		
			家庭科教育論B	2		
家庭科教育論C	2					
家庭科教育論D	2					

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として4単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

高等学校教諭第一種免許状（家庭）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法	
			必修	選択		
教科に関する専門的事項	24	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	2		「教科に関する専門的事項の選択科目から2単位選択必修	
		被服学（被服製作実習を含む。）	2			
		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	衣環境論A 環境形成科学実験実習 衣環境論B	2		2
			食環境論A 食環境論B 環境形成科学実験A 環境形成科学実習	2		2
		住居学	住環境論 都市地域居住環境論	2		2
			保育学（実習を含む。）	2		
		各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	家庭科教育論A	2		
			家庭科教育論B	2		
			家庭科教育論C			2
			家庭科教育論D			2
大学が独自に設定する科目	アプライアンス環境論		2			
	生活環境調査法		1			

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として12単位の修得が必要となるが、同科目は3単位しか開設しないため、残りの9単位は【第2表】

の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」，「大学が独自に設定する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

中学校教諭第一種免許状（社会）

科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法	
			必修	選択		
教科に関する専門的事項	28	日本史 社会共生史 環境共生史 外国史 福祉社会環境史 グローバル政治経済史 社会環境思想史	2	2	「教科に関する専門的事項」の選択科目から4単位選択必修	
		人文地理学 自然地理学 地域空間システム論 グローバル都市地域論 途上国農村地域開発論 地域社会共生論 フィールドワーク実習 地誌	2	2		
		「法律学、政治学」 法律学 政治学 グローバル開発論 グローバル平和論 環境法 環境政策論		2		} 2単位選択必修
		「社会学、経済学」 社会学 経済学 社会保障論 地域復興政策論 環境社会学 社会文化環境論		2		
		「哲学、倫理学、宗教学」		2		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		社会科教育論A 社会科教育論B 社会科・地歴科教育論 社会科・公民科教育論	2 2 2 2			

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として4単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

高等学校教諭第一種免許状（地理歴史）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科に関する専門的事項	日本史	24	日本史 社会共生史 環境共生史	2	2 2	「教科に関する専門的事項」の選択科目から10単位選択必修
	外国史		外国史 福祉社会環境史 グローバル政治経済史 社会環境思想史	2	2 2 2	
	人文地理学・自然地理学		人文地理学 自然地理学 地域空間システム論 グローバル都市地域論 途上国農村地域開発論 地域社会共生論 フィールドワーク実習	2 2	2 2 2 2 2	
	地誌		地誌	2		
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		地歴科教育論 社会科・地歴科教育論	2 2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

高等学校教諭第一種免許状（公民）

科目区分		単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
				必修	選択	
教科に関する専門的 事項	「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	24	法律学		2	} 2単位選択必修
			政治学		2	
	グローバル開発論			2		
	グローバル平和論			2		
「社会学、経済学（国際経済を含 む。）」	環境法		2			
	環境政策論		2			
	社会学		2	} 2単位選択必修		
	経済学		2			
社会保障論		2				
地域復興政策論		2				
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	環境社会学		2	「教科に関する専門的 事項」の選択科目から 14単位選択必修		
	社会文化環境論		2			
	倫理学	2				
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	心理学の基礎と歩み（心理学概論）		2			
	ライフコースの心理学（発達心理 学）		2			
	公民科教育論	2				
	社会科・公民科教育論	2				

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【第2表】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」, 「教育の基礎的理解に関する科目」, 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」, 「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が59単位以上必要

【第2表】 「教科及び教科の指導法に関する科目」を除く科目（中学校・高等学校一種免許状）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		修得方法等	
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数		
				必修		選択
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	2単位必修	
			教育史	2		
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論（中・高）	2	2単位必修	
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学（中・高）	2	2単位必修	
			教育経営学（中・高）	2		
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程		心の発達と教育1（学習・言語心理学1）	1	2単位必修	
			心の発達と教育2（教育・学校心理学1）	1		
・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	青年心理学	2				
・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	中等特別支援教育論	2	2単位必修			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	中等道徳教育論	2	中一種のみ2単位必修（注1）	
	・ 総合的な学習の時間等の指導法		総合的な学習の指導法（中・高）	2	2単位必修	
	・ 特別活動の指導法		中等特別活動指導論	2	2単位必修	
	・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		中等学習指導・ICT活用論	2	2単位必修	
			・ 生徒指導の理論及び方法	中等生徒指導論	2	2単位必修
	・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		中等学校教育相談	2	2単位必修	
	・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
教育実践に関する科目	・ 教育実習	中 5	中等教育事前・事後指導	1	1単位必修	
			中学校教育実地研究A	2	中一種のみ必修	
		高 3	中学校教育実地研究B	2	中一種のみ必修	
		高等学校教育実地研究	2	高一種のみ必修		
・ 教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	2単位必修		
合 計		中 27	合 計		中一種 31	
(免許法施行規則に定める最低修得単位数)		高 23	(本学での最低修得単位数)		高一種 27	

注1. 「中等道徳教育論」は、高等学校一種免許状を取得する場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位にあてることができる。

4. 特別支援学校

第1表 特別支援教育に関する科目（知・肢）

	特別支援教育に関する科目	免許状の種類 及び単位数 特別支援 学校一種	本学部認定授業科目	単位数	備考
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	○特別支援教育総論 障害共生教育論	2 2	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	16	○発達障害心理学(障害者・障害児心理学) 発達障害と共生社会 1 ○障害児発達学(障害者・障害児心理学) ○知的障害の生理・病理 ○肢体不自由者心理・生理・病理	2 1 2 1 2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		○知的障害支援学 発達障害教育論 ○肢体不自由教育論 発達障害と共生社会 2	2 2 2 1	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		支援教育臨床学 臨床発達支援学 2	2 1	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	○児童青年精神医学(精神疾患とその治療) ○言語発達と教育1(学習・言語心理学2)	2 1	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		○臨床発達支援学 1 ○言語発達と教育2(学習・言語心理学3)	1 1	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		○障害とリハビリテーション ○障害児支援学概論	1 1	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	○特別支援教育実地研究	3	

備考

- (1) ○印科目は、指定科目（必修科目）である。
- (2) 教育実習は、原則として4年次（附属特別支援学校）に実施する。

5 教育職員免許以外の資格について

(1) 学芸員の資格に関する科目

博物館法施行規則に定める科目		本学で開講する授業科目		
科目名	単位数	科目名	単位数	備考
生涯学習概論	2	生涯学習論	2	
		社会教育計画論	2	
博物館概論	2	博物館概論	2	
博物館経営論	2	博物館経営論	2	
博物館資料論	2	博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	文学部
		博物館資料保存論	2	理学部
博物館展示論	2	博物館展示論	2	
博物館教育論	2	博物館教育論	2	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	
博物館実習	3	博物館実習	3	

* 博物館実習には、事前指導・学内実習・館園実習及び事後実習を含む。

学内実習には原則2年次以降、館園実習は原則3年次以降に行う。

館園実習に伴う事前指導及び事後指導は館園実習の前後に行う。

博物館実習全体の事前指導は、原則2年次、事後指導は館園実習終了後に行う。

* 博物館法第5条により、大学において博物館に関する科目を修得し、学士の学位を得た者には学芸員の資格が発生する。この証明を必要とする者は、教務学生係に証明書発行願を提出し、交付を受けること。

(2) 社会教育主事の資格に関する科目

社会教育主事になるための資格を得ようとする学生は、本学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、本学部において開講する下記の社会教育に関する科目を必ず修得する必要があります。なお、本資格を得た場合は、「社会教育士」の称号を取得することになります。

社会教育主事講習等 規定に定める科目	単位数	本学部認定授業科目		単位数	
				必修	選択
生涯学習概論	4	生涯学習論		2	
		社会教育計画論		2	
生涯学習支援論	4	ESD論（持続可能な社会づくり）A		1	
		ESD論（持続可能な社会づくり）B		1	
		障害共生教育論		2	
社会教育経営論	4	教育経営学（幼・小）	A		2
		教育行政学（幼・小）			2
		社会調査法A	B		1
		社会調査法B			1
社会教育特講	8	発達コミュニティ概論			2
		コミュニティ・ジェンダー論			2
		ソーシャルエンパワメント論			1
		博物館教育論			2
		スポーツプロモーション論			2
		ESD論（持続可能な社会づくり）基礎			1
社会教育実習	1	社会教育実践論		2	
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 のうち一以上の科目	3	社会教育課題研究（ボランティア学習論）			2
社会教育課題研究（ジェンダー問題学習論）			2		
社会教育課題研究（障害共生教育論）			2		

*社会教育主事講習等規定に定める科目「社会教育経営論」については、「A」及び「B」それぞれから2単位を修得すること。

*社会教育主事講習等規定に定める科目「社会教育実習」は1単位となっているが、本学部の開講する科目2単位を修得すること。

*開講科目でA、Bと分割しているものについては、両科目を修得することが必要である。

(3) 社会福祉主事任用資格に関する科目

社会福祉主事の設置に関する法律に定める科目	本学部で開講する科目	単位数
社会福祉概論	社会福祉論	2
社会福祉事業史		
社会福祉援助技術論		
社会福祉調査論		
社会福祉施設経営論		
社会福祉行政論		
社会保障論		
公的扶助論		
児童福祉論		
家庭福祉論		
保育理論		
身体障害者福祉論		
知的障害者福祉論		
精神障害者保健福祉論		
老人福祉論		
医療社会事業論		
地域福祉論		
法学	法律学	2
民法		
行政法		
経済学	経済学	2
社会政策		
経済政策		
心理学		
社会学	社会学	2
教育学		
倫理学	倫理学	2
医学一般		
リハビリテーション論		
看護学		
介護概論		
栄養学		
家政学		

※社会福祉主事の設置に関する法律に定める科目から3科目以上履修すること。

(4) 公認心理師受験資格に関する科目

公認心理師の受験資格取得を希望する学生（発達コミュニティ学科の「心の探求プログラム」を選択する学生が主。）については、国際人間科学部規則第11条に定める所定の履修要件を満たすとともに、公認心理師となるために必要な科目に対応する本学部の授業科目を必ず受講してください。なお、公認心理師の受験資格を得るためには、卒業後に大学院で公認心理師に必要な科目を履修し修了するか、一定期間の実務経験を有する等の条件を満たす必要があります。

公認心理師受験資格：大学における必要な科目

大学における必要な科目と含まれる事項	本学部の授業科目	単位数	配当年次	備考
① 「公認心理師の職責」	公認心理師の職責	1	3年次・1Q	必修
② 「心理学概論」 1. 心理学の成り立ち 2. 人の心の基本的な仕組み及び働き	心理学の基礎と歩み（心理学概論）	2	1年次・後期	必修
③ 「臨床心理学概論」 1. 臨床心理学の成り立ち 2. 臨床心理学の代表的な理論	臨床心理学（臨床心理学概論）	2	2年次・後期	必修
④ 「心理学研究法」 1. 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究） 2. データを用いた実証的な思考方法 3. 研究における倫理	心理学調査法（心理学研究法） 心理学研究実践B（心理学研究法）	2 2	2年次・後期 3年次・後期	2単位選択必修
⑤ 「心理学統計法」 1. 心理学で用いられる統計手法 2. 統計に関する基礎的な知識	心理学統計法A	2	2年次・2Q	必修
⑥ 「心理学実験」 1. 実験の計画立案 2. 統計に関する基礎的な知識	心理学実験法	1	2年次・1Q	必修
⑦ 「知覚・認知心理学」 1. 人の感覚・知覚等の機序及びその障害 2. 人の認知・思考等の機序及びその障害	加齢の認知心理学（知覚・認知心理学） 認知コミュニケーション論（知覚・認知心理学） 知覚と行為（知覚・認知心理学）	2 2 2	1年次・後期 2年次・前期 2年次・後期	2単位選択必修
⑧ 「学習・言語心理学」 1. 人の行動が変化する過程 2. 言語の習得における機序	心の発達と教育1（学習・言語心理学1） 言語発達と教育1（学習・言語心理学2） 言語発達と教育2（学習・言語心理学3）	1 1 1	1年次・3Q 2年次・3Q 2年次・4Q	1単位選択必修
⑨ 「感情・人格心理学」 1. 感情に関する理論及び感情喚起の機序 2. 感情が行動に及ぼす影響 3. 人格の概念及び形成過程 4. 人格の種類、特性等	感情・人格心理学	2	3年次・前期	必修
⑩ 「神経・生理心理学」 1. 脳神経系の構造及び機能 2. 記憶、感情等の生理学的反応の機序 3. 高次脳機能障害の概要	生理心理学（神経・生理心理学）	2	2年次・前期	必修
⑪ 「社会・集団・家族心理学」 1. 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程 2. 人の態度及び行動 3. 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響	加齢の社会心理学（社会・集団・家族心理学） 家族の発達と病理1（社会・集団・家族心理学1） 家族の発達と病理2（社会・集団・家族心理学2）	2 1 1	2年次・後期 2年次・1Q 2年次・2Q	2単位選択必修 }セットで 修得
⑫ 「発達心理学」 1. 認知機能の発達及び感情・社会性の発達 2. 自己と他者の関係の在り方と心理的発達 3. 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達 4. 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方 5. 高齢者の心理	ライフコースの心理学（発達心理学） 発達心理学（幼・小）	2 2	3年次・前期 1年次・後期	2単位選択必修
⑬ 「障害者（児）心理学」 1. 身体障害、知的障害及び精神障害の概要 2. 障害者（児）の心理社会的課題及び必要な支援	発達障害心理学（障害者・障害児心理学） 障害児発達学（障害者・障害児心理学）	2 2	2年次・前期 2年次・後期	2単位選択必修
⑭ 「心理的アセスメント」 1. 心理的アセスメントの目的及び倫理 2. 心理的アセスメントの観点及び展開 3. 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査） 4. 適切な記録及び報告	発達アセスメント（心理的アセスメント） 心理検査法（心理的アセスメント）	2 2	2年次・前期 3年次・前期	2単位選択必修
⑮ 「心理学的支援法」 1. 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界 2. 訪問による支援や地域支援の意義 3. 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法 4. プライバシーへの配慮 5. 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援 6. 心の健康教育	心理面接論（心理学的支援法）	2	2年次・前期	必修
⑯ 「健康・医療心理学」 1. ストレスと心身の疾病との関係 2. 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援 3. 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援 4. 災害時等に必要となる心理に関する支援	健康心理学（健康・医療心理学）	2	2年次・後期	必修
⑰ 「福祉心理学」 1. 福祉現場において生じる問題及びその背景 2. 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援 3. 虐待についての基本的知識	福祉心理学	1	3年次・2Q	必修

⑱	「教育・学校心理学」 1. 教育現場において生じる問題及びその背景 2. 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援	心の発達と教育2（教育・学校心理学1） 心の発達と教育3（教育・学校心理学2）	1 1	1年次・4Q 3年次・2Q	必修 必修
⑲	「司法・犯罪心理学」 1. 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識 2. 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援	司法・犯罪心理学	1	3年次・1Q	必修
⑳	「産業・組織心理学」 1. 職場における問題（キャリア形成に関することを含む。）に対して必要な心理に関する支援 2. 組織における人の行動	産業・組織心理学	1	3年次・2Q	必修
㉑	「人体の構造と機能及び疾病」 1. 心身機能と身体構造及びさまざまな疾病や障害 2. がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病	からだの構造と機能（人体の構造と機能及び疾病）	2	1年次・後期	必修
㉒	「精神疾患とその治療」 1. 精神疾患総論 2. 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化 3. 医療機関との連携	児童青年精神医学（精神疾患とその治療）	2	2年次・後期	必修
㉓	「関係行政論」 1. 保健医療分野に関する法律、制度 2. 福祉分野に関する法律、制度 3. 教育分野に関する法律、制度 4. 司法・犯罪分野に関する法律、制度 5. 産業・労働分野に関する法律、制度	関係行政論	1	3年次・2Q	必修
㉔	「心理演習」	臨床心理学演習（心理演習）	2	3年次・後期	必修
㉕	「心理実習」	心理学的援助支援（心理実習）	2	4年次・通年	必修

V 學生關係

1 学生生活上の周知事項について

(1) 学生への通知等について

学生への通知及び連絡は、すべて公用掲示板により行いますので、常に掲示の内容に留意してください。また、神戸大学及び国際人間科学部のウェブサイト、うりぼーポータル（大学ウェブサイトよりリンク）も定期的にチェックしてください。

(1) 大学教育推進機構教養教育院関係掲示板（鶴甲第一キャンパスK棟1階）

- ① 全学共通授業科目等に関する事項
- ② 鶴甲第1キャンパスの学生生活に関する事項

(2) 学生センター掲示板（鶴甲第一キャンパスB棟1階）

(3) 本学部掲示板（鶴甲第一キャンパスE棟1階・鶴甲第二キャンパスA棟2階）

(2) 諸手続について

授業料の納付、証明書の交付・手続き、願出、届出等の手続きについては、「令和7年度 学生生活案内」を参照してください。

手続きには、大学から掲示等による通知に従い、一定期間内に手続きをとらなければならないもの、学生自身が必要となったときに自発的に手続きをしなければならないものがあります。

怠ったり、期間を過ぎると不利益になったり、修学にも支障を来すことがあるので十分注意してください。

不明な点がある場合は、教務学生係に問い合わせてください。

〔主な証明書〕

所属学部等（担当係）で交付するもの……学生証、通学証明書

証明書自動発行機により交付するもの……通学証明書交付願、学割証、在学証明書

（和文・英文）、卒業・修了（見込）証明書、学業成績証明書（和文・英文）、仮受験票

願出、届出等手続一覧については「令和7年度 学生生活案内」を参照し、必要なときは請求してください。

(3) 遵守事項・注意事項について

神戸大学学生として快適で楽しく、実りある学生生活を送っていただくための一般的な遵守事項・注意事項については、「令和7年度 学生生活案内」に詳しく記載していますので参照してください。

[主な記載事項] 薬物，カルト団体，個人情報，悪質商法，インターネット上での情報発信，車両乗入れ，バイク通学，禁煙，盗難，飲酒，キャンパス内の事故，学生アカウント利用上の注意など

* 鶴甲第二キャンパスの車両乗入れ・単車での通学について

鶴甲第二キャンパスの車両による構内への乗入れについても鶴甲第一キャンパスと同様に原則として禁止しています。

身体上の理由により，車両の構内乗入れを必要とする者は「車両入構許可願」を教務学生係に提出して許可を受けてください。

また，バイクによる通学についても，常に危険を伴うため，自粛するよう要望していますが，やむを得ない理由により単車による通学をするものは，次の指定の駐輪場に駐車してください。

昼 間 午前6時30分から午後9時45分まで（グラウンド西側）

夜 間 午後8時から翌朝午前8時まで（C棟西側夜間専用駐輪場）

(4) キャンパス内の施設の利用について

鶴甲第一キャンパス

① 学生交流ルーム／就職活動資料コーナー

学生交流ルーム／就職活動資料コーナーは，鶴甲第一キャンパスE棟1階に設置されており，次の3つの機能を備えています。

- ・学生交流ルーム：学生相互の交流の場
- ・就職活動資料コーナー：学生の就職支援のための情報提供の場
- ・Inter Cultural Café（ICカフェ）：交換留学生の支援

の場利用が可能な時間帯は次のとおりです。

午前8時30分から午後5時15分までとし，土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律に定める休日，12月29日から1月3日までの日及びその他学部長が指定する日は利用できません。

② 教室（F・K・L・N棟を除く。），体育施設の使用については，「令和7年度学生生活案内」を参照してください。

鶴甲第二キャンパス

① 発達ホール

発達ホール（Dルーム）は，学習環境改善の一環として，学生相互並びに学生・教職員の交流を深め，かつ学生・教職員の福利厚生を増進を図るため，A棟1階（玄関西側）に設置されています。利用が可能な時間帯は次のとおりです。

午前8時20分から午後9時30分までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日から1月3日までの日及びその他学部長が指定する日は利用できません。

② グローバル・カフェ
(F棟252)

③ 情報教育設備室 (RIE)

RIE (リエ) と呼ばれる情報教育設備室は、自由にPC (iMac) を利用できる教室です。この教室で授業も行われますが、レポート作成や印刷にも使用でき、PCに詳しいスタッフが待機しています。PCやネットワークに関すること、神戸大学キャンパスの各所で使える「全学用無線LANサービス」の接続方法など、気軽に相談することができます。
(F棟158)

④ キャリアサポートセンター

キャリアサポートセンターは、学生一人ひとりの進路・職業選択に関連したきめ細かい支援を提供し、個性に対応したキャリア形成をサポートしています。

場所はA棟1階発達ホール (Dルーム) の西側にあり、キャリア形成や就職に関する各種資料も閲覧できます。具体的なサポート内容は次のとおりです。

- ・キャリアに関する相談や質問 (予約による個別面談)
※面談は予約制ですが、急ぐ場合はその旨申し出てください。
- ・求人票閲覧、書籍、ビデオ、DVD閲覧 (貸し出しも可)
- ・各種セミナーやガイダンスの開催
- ・進路に関する情報案内

⑤ グラウンド、体育館、テニスコート

授業、大学行事、施設管理等に支障のない限り、研究、集会、スポーツ活動等のため、グラウンド、体育館、テニスコートを使用することができます。その場合、使用責任者は、使用する日の3日前までに所定の使用許可願を学務部学生支援課へ提出し、許可を得なければなりません。ただし、外部団体と共催する催しについては、3か月前までに願い出なければなりません。

⑥ 教材用印刷機の使用について

A棟2階に印刷機を備えていますので、使用する場合は下記の注意事項に従って使用してください。

(教材用印刷機使用上の注意)

1. 教材用プリント以外の目的には使用できません。
2. 使用できる者は、本学部学生に限ります。用紙類は各自で準備してください。

3. 使用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとします。ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は使用できません。
4. 使用する場合は、鶴甲第二キャンパス事務課教務学生係で使用申込者台帳に所要事項を記入し、使用者の学生証を預けてください。
5. 共用の物品なので、使用については十分に注意し、清潔・整頓・後始末等には特に気をつけてください。

(5) その他

学生生活に関する次の項目については、「令和7年度 学生生活案内」を参照してください。

- 1 奨学制度・授業料免除
- 2 アルバイトの紹介
- 3 心身の健康管理
- 4 学生教育研究災害傷害保険制度
- 5 ハラスメント
- 6 課外活動
- 7 福利厚生施設

所在地及び電話番号
教員名簿
建物配置図

国際人間科学部 所在地及び電話番号

(令和7年4月現在)

	所在地	電話番号
国際人間科学部	(鶴甲第一キャンパス) 〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1	大 代 表 (078) 881-1212
		鶴甲第一キャンパス事務課 (078) 803-
		総務係 7515
	会計係 7520	
	教務学生係 7530	
	(鶴甲第二キャンパス) 〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3丁目11	鶴甲第二キャンパス事務課 (078) 803-
総務係 7905		
会計係 7915		
		教務学生係 7924

附属学校 所在地及び電話番号

(令和7年4月現在)

	所在地	電 話 番 号
神戸大学附属 中等教育学校	〒658-0063 東灘区住吉山手5丁目11-1	中等教育学校教員室 (078) 881-0232
		事 務 室 (078) 851-4073
神戸大学附属 幼稚園	〒673-0878 明石市山下町3-4	小学校教員室 (078) 912-1642
神戸大学附属 小学校		幼 稚 園 (078) 911-8288
		事 務 室 (078) 911-6441
神戸大学附属 特別支援学校	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752-4	教 員 室 (078) 936-5683
		事 務 室 (078) 936-5684